

昭和五十八年十二月八日

四日市市議定会定例会會議録(第一号)

四日市市議會

○議事日程 第一号

昭和五十八年十二月八日(木) 午前十時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第一〇五号 専決処分について…………… 説

第四 議案第一〇六号 昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第三号)…………… 〃

第五 議案第一〇七号 昭和五十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)…………… 〃

第六 議案第一〇八号 昭和五十八年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)…………… 〃

第七 議案第一〇九号 昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算…………… 〃

第八 議案第一一〇号 昭和五十八年度四日市市水道事業会計第二回補正予算…………… 〃

第九 議案第一一一号 四日市市応急診療所条例の一部改正について…………… 〃

第一〇 議案第一一二号 四日市市農業共済条例の一部改正について…………… 〃

第一一 議案第一一三号 四日市市消防及びゆづ金条例の一部改正について…………… 〃

第一二 議案第一一四号 あらたに生じた土地の確認について…………… 〃

第一三 議案第一一五号 町の区域の変更について…………… 〃

第一四 議案第一一六号 土地の取得について…………… 〃

第一五 議案第一一七号 工事請負契約の変更について…………… 〃

明

第一六議案第一一八号
第一七議案第一一九号

工事請負契約の締結について……………
工事請負契約の締結について……………
説

明

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十三名)

相 青 小 伊 伊 小 大 大 金 川 川
松 山 井 藤 藤 川 島 谷 森 口 村
峯 道 信 雅 四 武 茂 洋 幸
尚 男 夫 一 敏 郎 雄 生 正 二 善

喜 久 訓 粉 小 小 後 後 坂 佐 高 谷 豊 中 永 野 野 橋
多 野 保 霸 川 林 林 藤 藤 口 野 木 口 田 村 田 崎 呂 本
博 也 清 博 寛 長 正 光 廣 忠 信 正 平 增
等 正 男 茂 隆 次 次 六 次 信 勲 睦 正 夫 巳 洋 和 藏

次	水道事業管理 者長	病院事務 長	消防 長	下水道 部長	建設部 部長	都市計 画部次 長	環境部 部長	産業部 部長	福祉部 部長	市民部 部長	財政部 部長	総務部 部長	市長公 室長	収入役 長	助役 長	市長 長
奥村仁 人	村山中 了夫	田中利 勲	山木口 博	前川山 一	奥山武 助	東口寬 一	樋口照 一	宮田利 雄	岩山義 弘	毛山道 男	阿南輝 彦	藪田裕 三	片岡一 清	平井三 男	坂倉哲 嗣	加藤寬 一

○出席議事説明者

○欠席議員(一名)

田中基 介	渡辺一 彦	山本剛 勝	山路口 孝	山森安 吉	森森真 朗	毛道幹 哉	氷野和 郎	水野和 子	益田辰 力	前川弘 男	堀内新 兵衛	堀市元 一	古市
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	----------	----

○出席事務局職員

教育次長	館増男
代表監査委員	伊藤長爾
	吉田耕吉
事務局長	川合一郎
議事課長	板崎大之丞
議事係長	山口克彦
主事	鈴木晴美
主事	鈴木隆

午前十時一分開会

○議長（後藤寛次君）

ただいまから、昭和五十八年十二月四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。今定例会の議事説明者は、市長初め二十一名であります。なお、都市計画部長は病気のため、都市計画部次長が出席いたしますので、ご了承願います。

○議長（後藤寛次君）

これより本日の会議を開きます。本日の議事については、お手元に配付の議事日程第一号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤寛次君）

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、小林博次君及び中村信夫君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（後藤寛次君）

日程第二、会期の決定についてを議題といたします。おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から十二月二十一日までの十四日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から十二月二十一日までの十四日間と決定いたしました。

日程第三 議案第一〇五号

専決処分について、ないし

日程第一七 議案第一一九号

工事請負契約の締結について

○議長（後藤寛次君） 日程第三、議案第百五号専決処分について、ないし日程第十七、議案第百十九号工事請負契約の締結についての十五件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案について、ご説明申し上げます。

議案第百五号は、本市一般会計補正予算第二号の専決処分報告でありまして、来る十八日に行われます衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査におけるポスター掲示場設置費、投票票事務に要する人件費等総額三千四百十五万一千円を、急施を要するためやむを得ず専決処分により補正したもので、補正後の歳入歳出予算は四百六十七億五千百三十三万八千円と相なるのであります。なお、歳入には、市税及び県支出金を充當いたしております。どうかよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第百六号は、本市一般会計補正予算第三号案であります。

今回補正の主なる内容は、過般の災害による災害復旧費を初め、国県補助割当の決定によるもの、経済対策閣僚会議で決定された「総合経済対策」に基づく補正のほか、緊急に措置を要する物件費、単独事業費等の追加補正と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の追加額は七億九千二百三十四万四千円となり、補正後の予算総額は四百七十五億四千三百四十八万二千円と相なるのであります。

以下、歳出各款における補正の主なる内容をご説明申し上げます。

第二款総務費は、国庫補助事業費の決定と実施事業に合わせた交通安全施設等整備事業費等の補正のほか、臨時備人料、市税過納返還金等の不足見込額と前助役退職慰労金、過年度国県支出金及び地方交付税返還金の追加を行いました。

第三款民生費は、社会福祉費において、地方改善施設整備事業費につきまして国県支出金の決定と、実施事業に合わせた追加補正を行い、児童福祉費においては、県支出金の決定を見ました民間施設に対する簡易保育所運営費補助金、並びに民間保育施設改築費補助金及び臨時備人料を追加計上いたしました。

第四款衛生費のうち清掃費は、魚さい収集等委託料と北部清掃工場及び南部埋立処分場における管理経費を所要見込みにより追加し、屎尿処理事業費の不用見込額を減額補正いたしました。上水道費及び病院費は、公営企業会計への繰出金であり、それぞれの会計における繰出対象経費の増減に伴う補正を行いました。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定に伴う花き新技術導入モデル事業補助金、マツクイムシ防除事業費等を追加するとともに、新地域農業生産総合振興対策事業費につきましては、事業の一部について計画変更を伴う県支出金の決定に基づく追加補正を行いました。畜産業費は、県支出金の決定を見ました鶏卵計画生産推進指導事業費を計上し、農地費では、県支出金の決定による県単土地改良事業費、同対策農業基盤整備事業費及び県営野田排水機場河川工作物応急対策事業負担金の新規計上と市単独農地防災工事費等の追加を行いました。水産業費は、漁業近代化資金利子補給金を所要見込みにより増額したものであります。

第七款商工費は、勤労青少年ホームにおける施設補修費等を計上いたしました。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、道路維持補修費及び市単独道路新設改良費を増額するとともに、松本貝家一号線道路改良事業費につきましては、国庫補助事業費の決定に伴う追加補正と、あわせて国の「総合経済対策」に基づく債務負担行為の計上を行いました。また、神明橋橋梁新設改良事業費につきましても、実施事業に合わせた

所要の補正を行いました。河川費は、市単独河川改良事業費を追加し、港湾費では、四日市港管理組合に対する負担金を減額補正いたしております。都市計画費は、国庫補助事業費の決定による阿倉川西富田線街路事業費の追加と松原公園ほかの整備事業費の減額補正を行うとともに、市単独公園整備事業費、県単独北勢中央公園整備事業に係る負担金、並びに土地区画整理事業特別会計への繰出金を追加計上いたしました。公共下水道費は、特別会計への繰出金を増額し、都市下水道費では、大井の川改修事業受託事務費を新規計上するとともに、国の「総合経済対策」に基づき、塩浜都市下水道新設改良事業について債務負担行為の計上を行いました。住宅費は、市営住宅維持補修費の増額のほか、不正入居者等に対する法的措置関係経費を計上し、住宅建設費におきましては、前田町一般公営住宅建設事業について、地元調整の難航と国庫補助事業費の翌年度債務負担行為としての決定により、現年度予算の減額補正と債務負担行為の計上を行いました。

第九款消防費は、本年八月の集中豪雨等による防災対策経費と水防資材備蓄費を計上いたしました。

第十款教育費のうち小学校費は、臨時備人料等の不足見込額を、中学校費では、国庫負担金の決定等に伴う西笹川中学校校舎等譲受費を、幼稚園費では、臨時備人料及び私立幼稚園就園助成費等の不足見込額を追加補正いたしました。

第十一款災害復旧費は、本年六月及び八月の豪雨による現年発生災害復旧費でありまして、本年度に復旧が完了するよう予算の計上を行いました。土木施設災害復旧費のうち道路橋梁及び河川の土木施設は、補助及び市単独災害復旧費を追加し、公園施設と都市下水道施設は、補助災害復旧費を新規計上いたしました。農林水産施設災害復旧費は、本年度割当見込額と地元立替金による施越工事分を含めた補助災害復旧費と、これに関連する債務負担行為のほか、市単独災害復旧費を計上いたしました。また、文教施設並びにその他施設災害復旧費は、市単独災害復

旧費の計上であります。

以上、歳出並びに関連する債務負担行為の概要を申し上げましたが、歳入は、歳出各科目に対する特定財源を収入見込みにより補正しましたほか、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第七号から議案第一百十号までは、各特別会計及び公営企業会計の補正予算案であります。

公共下水道特別会計の補正は、業務費におきまして水洗便所改造資金貸付金等のほか、電気使用料等管理経費の不足見込額を追加し、建設改良費におきましては、国庫補助事業割当の決定に伴い、各排水区の管渠布設及びポンプ場築造事業費の減額補正と浄化センター築造事業費の追加補正を行うとともに、関連する債務負担行為の変更を行いました。歳入につきましては、国庫補助金を減額補正し、市債、負担金等の特定財源のほか、前年度繰越金及び一般会計繰入金を追加いたしました。

土地区画整理事業特別会計の補正は、現在取り進めている富田土地区画整理調査事業の成果を補完するため、同調査費を追加し、西浦土地区画整理事業につきましては、将来の整備計画を勘案して、四日市中央線街路補修工事費を追加いたしております。また、公債費におきましては、復興土地区画整理事業に係る清算徴収金の前年度における収入が、関係者のご協力により予想を上回って収納を見ておりますので、先に清算交付金財源として借り入れました市債の一部を繰り上げて償還するための元金償還金を追加いたしました。歳入では、前年度繰越金及び一般会計繰入金を追加計上いたしました。

市立四日市病院事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきまして、薬品費、光熱水費並びに過年度分診療報酬等修正支出等の特別損失を追加し、収入には、入院及び外来収益等を収入見込みにより追加計上いたしました。資本的収入及び支出におきましては、来年度に予定しております診療棟増築工事に係る設計業務委託料を計上する

とともに、看護学生等修学資金の不用見込額を減額補正いたしました。収入では、修学資金返還金を計上するとともに、一般会計からの負担金を減額補正いたしております。

水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきましては、受託工事の増加に伴う給水工事収益等を収入見込みにより計上し、支出においては、受託工事費並びに本年八月の集中豪雨による水沢簡易水道施設に係る被災損失を追加計上いたしました。資本的収入及び支出は、水沢簡易水道施設災害復旧費でありまして、収入、支出において所要の追加補正を行いました。

続いて、条例その他の議案のうち主なものについてご説明申し上げます。

議案第百十二号農業共済条例の一部改正につきましては、家畜共済に係る共済掛金の分納の基準を頭数から金額に変更することにより、公平化を図ろうとするものであります。

議案第百十三号消防賞じゅつ金条例の一部改正につきましては、国において殉職者特別賞じゅつ金制度が設けられたことに伴い、題名の改正及び対象者に消防職員を加えるなど所要の改正を行うとともに、あわせて救慰金条例の規定の整備を行っております。

議案第百十七号は、去る六月議会でご決議いただきました雨水二号幹線管渠布設工事において、シールドが国鉄関西線を横断する際に、軌道の沈下を防止するため、必要な地盤改良工事を追加しようとするものであります。

議案第百十八号及び第百十九号は、いずれも前田町公営住宅建設工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、第一工区につきましては、金額九千八百九十万円でもって株式会社第一工務店と、第二工区につきましては、金額一億一千八百万円でもって株式会社堤組と、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。
議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（後藤寛次君） この際、報告いたします。

市長から地方自治法第百八十条の規定に基づく専決処分の報告及び監査委員から監査結果の報告が十四件参っております。すでにお手元に送付いたしておりますので、ご了承を願います。

○議長（後藤寛次君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、十二月十二日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時二十一分散会

昭和五十八年十二月十二日

四日市市議会定例会会議録(第二号)

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十八年十二月十二日(月) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

相 青 小 伊 伊 小 大 大 金 川 川 喜
多
松 山 井 藤 藤 川 島 谷 森 口 村 野
峯 道 信 雅 四 武 茂 洋 幸
尚 男 夫 一 敏 郎 雄 生 正 二 善 等

○出席議事説明者

助 市

役 長

坂 加

倉 藤

哲 寛

男 嗣

渡 山 山 山 森 森 毛 水 水 益 前 堀 堀 古
 辺 本 路 口 利 野 野 田 川 内 市
 一 安 真 道 幹 和 辰 弘 新 元
 寿 兵
 彦 勝 剛 孝 吉 朗 哉 郎 子 力 男 士 衛 一

橋 野 野 永 中 豊 谷 田 高 佐 坂 後 後 小 小 粉 訓 久
 本 呂 崎 田 村 田 口 中 木 野 口 藤 藤 林 林 川 霸 保
 増 平 正 信 忠 廣 基 光 正 長 寛 博 清 也 博
 藏 和 洋 巳 夫 正 睦 介 勲 信 次 六 次 次 隆 茂 男 正

○出席事務局職員

主事局長	主事局長	議事課長	議事課長	事務局長	代表監査委員	次長	教育館長	次長	水道事業管理者	病院事務長	次長	消防長	下水道部長	建設部長	都市計画部次長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長	財政部長	総務部長	市長公室長	収入役
川合	板崎	山崎	鈴木	玉田	吉田	伊藤	館増	奥村	田中	鈴木	山口	山本	前川	奥山	東山	樋口	宮田	岩山	毛利	阿南	藪田	片岡	平井
一郎	大之丞	克彦	晴美	耕士	耕吉	藤長	増男	仁利	利夫	勲	博	一	助	寛	一	雄	弘	男	彦	裕	三	三	清

午前十時一分開議

○議長（後藤寛次君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（後藤寛次君） これより一般質問を行います。

通告一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 おはようございます。

本議会のトップバッターとして、通告の順序に従い質問させていただきます。

まず第一点ですが、昭和五十九年度の予算編成時期を迎えてということで質問いたします。

本年度の国家予算は、たけなわの総選挙のおおりのを受けて、大蔵省内示は年明け一月中旬ごろと言われておりますが、大蔵原案では五十兆五千五百億円程度と報道されており、本年に比べて〇・三%増というまことに超緊縮型予算であり、しかも、歳出規模に見合う歳入確保のめどは立っていないといふことであります。実質経済成長率が、五十五年、四・五%、五十六年度は三・三%、五十七年度、三・一%という低成長時代の中、しかも長引く不況のさなかではやむを得ない事態かとも考えます。

このような最悪の経済情勢のもとで、当市においても来年度の予算編成に取りかかっているところだと思いますが、予算編成に際し若干意見を申し上げ、市長のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

緑と太陽のある豊かな町を目指して、基本構想基本計画が策定されました。五十八年度は第三次基本計画の初年度としてスタートしたところであり、第二年度として、活力ある都市づくりはどう取り組むのか、四日市市の再活性化がいまこそ急務であると思えます。

五十七年度の決算結果では、法人税、電気税などの減額がありました。日本経済の低迷の中で当然のこととはいえ、いまの四日市の企業の姿を象徴しているような気がいたします。

昨今の世界情勢は、アメリカの急速な景気回復に支えられて順次向上きつつあり、日本経済も輸出を中心に回復基調にあると言われております。しかし、アメリカの景気回復は、財政収支あるいは貿易収支で大赤字を出しながらの景気回復であって、短命説が言われているところであり、

国内においても消費の低迷が依然として続く中で多くは期待できず、石油化学関連を中心とする工業都市四日市に再活性化をもたらす要因はあるのか、五十九年度の歳入を計上する上で、市長としてはどのように予測されているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

一方、五十七年度の決算では、市税の収入未済額が七億一千万ほどもあり、使用料、手数料で五千六百七十八万円ほどの金額になっております。市営住宅の悪質家賃滞納者に対して強行な方針で臨まれたということについては敬意を表するところでございますが、不納欠損額は、五十五年、一千万円ほど、五十七年には五倍にもなっており、五十八年度、市税の収入未済額は、五十五年、五億五千万円。これを一〇〇とすると、五十六年は一一五、五十七年は一三〇と、年々増加の一途であります。まじめに納税をしている市民に対して、このままでは問題ではないかと思えますが、徴収に対して強力な手立てが必要だと考えますけれども、市長のお考えはいかがでしょう。

さて、歳入面で大幅な伸びが期待できない以上、歳出面で極力節減し、効率的な運用を図る必要があると思えます。行政改革が大きく取り上げられ、私どもの会派では常にこのことを提言してきたところでありますが、当市の行財政調査会あるいは事務改善委員会など、真剣に努力されているところであり、その効果は来年度予算にどのように反映されているのでしょうか。

次に、補助金、交付金、あるいは負担金について、五十五年三月議会で私が質問をいたしました、当時の財政部長は、「公益性、公共性、公平性、かつ補助金を交付することによって効果の期待できるものに対して、要綱のあ

るものについては要綱を厳密に適用し、その他のものについても一件ごとに慎重に審査をして交付を決定している。新規に認められるものについてはサンセット方式を導入し、時期が来たら再度慎重に検討して、サンセットさせるかあるいはサンライズさせる」との答弁をいただきました。

三年が経過いたしました。その都度この基本方針に変わりはないと思います。しかし、現実には果たしてそうなのかと疑いたくなる面もございます。各団体との利害関係とかあるいは力関係で理事者としても苦慮しているところでありましようけれども、過去の慣習や慣例にとらわれることなく、サンセット方式あるいはサンライズ方式的に確に実行し、むだを省くことこそ先決と考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、住みよい都市の実現のため、市民の安全が守られ、快適で便利な生活が営める潤いと安らぎのある美しい町づくりを目指す中で、四日市の顔となる近鉄四日市駅周辺、国鉄四日市駅周辺、新道通りの再開発が大変重要でありますけれども、五十九年度の計画の中で、四日市工業高校跡地と近鉄四日市駅東の計画、新道通り、国鉄四日市駅周辺はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、快適で便利な生活という面では、先ごろの市民アンケート調査結果にも明らかのように、下水、排水の問題があります。特に公共下水道の普及率が二七・七％という実態は、三重県最大の都市、二十六万都市としてはいただけないと思いますが、今後の計画あるいは目標はいかがでしょうか。

また、快適な生活という点から言えば、ごみ収集も重要な要素であります。九月議会で私どもの会派の野崎議員の鋭い指摘があったところであります。

分別収集や焼却炉の問題などを理由に、新しいごみ袋がPR不足のまま十月一日より実施に移されました。実情はやはり混乱していると言わざるを得ません。各自治会へのPRはその後どのようになされているのか。現在では

その普及率ほどの程度まで向上したのか。また、一番問題である分別収集を今後どのように徹底されるおつもりなのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、私たちの支持母体である労働組合を代弁いたしまして、労働者の福祉向上について若干申し上げたいと思います。

ちよつと古くて申しわけありませんけれども、五十六年の資料によれば、県下の労働者数は七十一万名、本市においても人口の半分、十三万三千名の労働者がおります。これらの労働者は、組織労働者と未組織労働者とに大別されておるわけですが、私どものような組織労働者は、困ったときには労働組合を窓口としてその対応がなされております。しかし、未組織労働者の福祉対策につきましては、信用力あるいは担保力のなさから、大変苦労をしております。その信用補完を行うために、労働者信用基金協会、略して勤信協であります。従来から行政サイドにも大変ご尽力をいただいているところであります。

本年十月末に、来年度予算編成に対して四日市市にも出捐金の要請やその他多くの要望が出されたことと思えます。これらの要請や要望に対して、格段の配慮をお願いする次第です。その辺のところについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上種々申し上げましたけれども、来年度予算編成に当たって、財政硬直化が一段と進む中で、また市長としても最終年度をお迎えになるに当たって、どのように決意されておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、常磐地区周辺の道路整備促進についてをお尋ねします。

来年二月に千歳町小生線が青葉町以西でようやく完成の運びとなりました。また、松本交差点から東についてもその計画が示される段階となり、当局の熱意と努力に敬意を表するところであります。

さて、この線の開通によると、当然車の量は多くなるはずでありまして、現在でも泊鵜線との交差点は、東西で一日の交通量、一万二千四百台、南北で一万六千台という飽和状態にあります。東西は四日市土山線、俗にいう湯の山街道ですが、これと新設の千歳町小生線、最近は大井手から東洋紡の北を通って中川原駅前へ抜ける通常生活道路であったところへたくさん流れてくるようになりました。これは常磐小学校の通学路にもなっております、登校の際あるいは下校の際に大変心配しているところであります。

一方、南北の道路、泊鵜線を真ん中に、県道大井手西日野線、それから赤堀地内の旧東海道、それから都市計画道路の堀木日永線があります。このうち大井手西日野線あるいは旧東海道はもう拡幅の余地は全然なく、狹隘なためにそれほど多く流れていくとは考えられませんが、勢い泊鵜線に集中することになると思います。このような中で、堀木日永線の完成があればまだ幾分でも緩和されるのではないかと考えますので、早急に完成をお願いしたいと思います。

しかし、これとても抜本的な解決策とはならず、従来から計画のある環状一号線がぜひとも必要だと思えます。ちよつと話はそれますが、私も三滝川以南の議員で南部議員団というのを構成して、県会議員の方々とも連携を取りながら南部開発に努力しているところであります。その一つとしてこの環状一号線を取り上げまして、当面笹川と青葉町、湯の山街道に至る区間の早期着工を県、国にも陳情しているところであります。千歳町小生線の開通に伴う泊鵜線の城西町交差点の渋滞解消、さらには交通事故防止の面から考えましても、この環状一号線の笹川から青葉町地内への早期着工と完成が必要だと思えますし、また、東西線につきましては、三滝川の左岸道路、俗にいうバイパスの早期着工、完成を心から願うものであります。理事者の見解と進捗状況についてお知らせいただきたいと思います。

最後に、市の公用車による交通事故についてお尋ねします。

きょうから年末年始の交通安全運動が始まりました。私も街頭指導に立つたところでございますけれども、各定例議会ごとに提出される専決処分の中に必ず記載されているのが公用車による交通事故の補償であり、今議会でも三件、十四万七千円が報告されております。全国的にも交通事故が激増している中で、その防止策に各方面で検討され、努力されているところであります。当自治体とすれば、当然地方の模範となつてしかるべきと考えます。

五十八年度の今日までの事故件数とその補償額、さらには五十六年、五十七年との比較をお聞かせいただき、同時にそのような事故の起こつた際、その処理の仕方あるいは原因の究明、職員に対する指導、安全教育などどのようなになさつておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

以上で第一回目の質問を終わりますが、どうかよろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

最初にお断りをいたしておきますが、私から答弁のないところは、助役、担当部長の方からお答えをさせていただきま

す。まず最初に、五十九年度の予算編成に当たつて第三期五カ年計画の二年目として活力ある都市づくりはどう取り組むかというご質問がございました。

私は、来年度は四日市の再活性化にとりましてきわめて重要な年であろうかというふうに思つておるところでございます。もちろんこれにはいま四日市市をめぐります大型の構想の範囲にとどまっております国等を中心にした

プロジェクトが計画をされている、これにいかにか四日市市がうまく合わせた形でこの仕事を実際の計画に具体化する事ができるかということが決まる年ではないか。

抽象的に申し上げますよりはもう少しはっきり申し上げますと、東海環状テクノベルト構想というのが、都市帯構想というのですが、現在国土庁を中心にして、国土、建設、通産、農水の四省間で国の調査費をつけて調査が進められております。したがって、この調査が大体来年度固まってくる年ではないか。そこで、その中で四日市市がどういふふうにセットをされていくかということは、私どもにとりまして重大な関心を持たざるを得ないということでございます。

それから、なおテクノポリスという構想が通産で打ち出されておりました、これに對しまして、幸いといえますか、本年その詳細が国の方から発表されました。

四日市はかつて大都市圏に入っておるといふことから外されておったわけですが、四日市は逆に言えば、除外地域から外されたといふことでございますので、この四日市市を中心にして北勢地域の産業構造の変化にどう対応していくかという計画をまとめなければならぬ年に当たっているといふふうに思っております。これはいま県の企画を中心にして作業が進められておるはずでございますので、四日市市のフェニックスプランがその中にどう織り込まれるかといふことについては、重大な関心を持って県の方と折衝をしなければならぬといふふうに考えておるわけでございます。

さらに、そのほか大型の北勢バイパス期成同盟会というのがようやくでき上がりましたが、これを計画決定にまで持ち込む作業をしなければならぬ。あるいはまた、もう少し問題が国ベースといふことも関係があるのですが、むしろ県ベースとわれわれとの関係が非常に深くなるわけですが、三重用水事業をどう結論づけていくかというき

わめて大きな問題が入っているわけでございます。

さらに、石油化学関連の四日市におきます立地の企業というものの活性化といふものと絡みまして、エチレンセクターをどういふふう整理をしていくかというきわめて大きな問題があるわけございまして、これらの問題について結論が出される年ではないかといふふうに思っておりますので、結論の出方いかんによりましては市民生活に重大な関係のある問題でございますから、そういった点を十分見据えながら対処をしまいついていかなければならない年に当たっているのではないだろうか、かようなことを考えますが、同時に四日市市の産業構造をどう変えていくかといふことについて、やはり内陸型の産業立地の余地が余りないということから、それらの産業が立地できるような手当てを来年度こそ確立をしなければならぬ年ではないだろうか、私はかように考えておるわけでございます。

主として産業構造関係についていま申し上げたわけですが、第二次産業はそういうことなのですけれども、同時に第一次産業にしましても、減反の問題と絡み合わせまして四日市の農業をどう再構築していくかということについて結論を出していかなければなりません。

さらに、地場産業でありますその代表的な萬古工業というものの近代化をどうやって図っていくかということも考えなければならぬ年に当たっております。

さらに、商業界では、後のご質問にもございましたが、近鉄四日市駅西の工業高校跡地の再利用ということについてそろそろ結論づけていかなければならない時期が参っておりますので、そういったことを考えますと、来年度は四日市の再活性化ということに関連をいたしましてきわめて重要な時期に当たっております。

これらの問題に的確に対処をしていく必要があるかといふふうに思っておりますのでございまして、さらに努

力をいたしまして、また皆さん方のお力もおかりをしながらこういった問題に取り組んでまいろうという所存でございますので、この上とも格段のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、そこで具体的なお質問でございますが、そういった時期を迎えて、来年度の予算編成に対してどういうことで臨もうとおられるのかと。

アメリカの景気回復は短命であるという指摘のようでございますが、私は景気の回復は何か経済的要因、あるいは経済的要因といたしまして、ドルあるいは通貨の取り扱いというものに大きな変化がない限りは、私は今日の景気回復の姿はきわめて徐々にではありませんけれども、続いていくのではなからうかと、かように思っております。幾つかの前提条件がありますので、一概にこうであると言いつけることは、最近の経済情勢がきわめて短期間で変動をいたしますので、自信を持って申し上げるというわけにはまいらないかと思っておりますが、来年度の経済成長率は、新聞紙上等を見ましても、大体四割ぐらいの確保が見込まれるということのようでございます。五十八年度は、七、九年度の経済成長率というのは予想外に前年度に比べよかつたということから、三・五割というGNPの伸びは確保できるであろう。そして、さらに来年は四割ぐらいの経済成長率になるだろう。このような予想が一般的ではないだろうかというふうに思っております。

しかしながら、財政に目を移しますと、国の予算編成が、先ほどご指摘のありましたように五十兆五千五百億でございますか、〇・三割の伸びというきわめて厳しい状況にあることも事実でございますし、同時に地方交付税、これも従来地方交付税特別会計が一般会計から借り入れておつたお金を返さなければならぬというようなことがございますし、大変厳しい状況にあるということは、過日の全国市長会でも自治省の財政局長が発表をいたしておつたところでございます。

しかし、四日市はそれじゃどうなのかということなんですが、やはりいまの見通しでは不交付団体そのままであろうかというふうに思っておるわけでございます。

税収がどれぐらいであるかということになりますと、五十八年度の動向から見まして大体四割前後の伸びを予測をいたしております。年度最終ですから、六十年の三月いっぱいいきまして、二百九十億ぐらいではないだろうか。ただし、ここには五十九年度は所得税減税が入つてまいりますので、その減税の一兆二千億と言われておりますが、その七対三、地方税と国税との減税割合を七、三にすると六、四にすることがございますが、要するに七、三ぐらいになるのだと思つていただけます、その減税分が入つてまいりますので、二百八十五億円前後が最終の見通しになるのではないだろうか、私はそういうふうに見ておるわけでございます。

この数字は大体基本計画で、五カ年で見込みました数字とほぼ一致をしておることでございます。これをもとに予算編成をやった場合に予算の伸びがどうなるのかということについては、私はいまだ確たる見通しまで至っておりませんので、もうしばらく検討をさせていただきたいというふうに思いますが、冒頭に申しました来年度は四日市にとってきわめて重要な年であるということを考え、さらに、全般的に沈滞ムードであるということについては、かえって私はこれが余り沈滞ムードが重なりますと、いろんな活動に不都合を来していくのではないかと、若干思い切つた予算編成をしてみようかなと思はまはそういう気持ちでございます。大変気持ちを申し上げて、結果と違つたりなんかして申しわけないことになるかもしれませんが、私自身はいま申し上げたような幾つかの要因を考えてみて、思い切つていかなきゃいかぬのではないだろうか、そんなようなことを考えておるわけでございます。

なお、三番目のご質問にありました市税収入の滞納未済額、詳細は財政部長の方からお答えをさせていただきます。

すが、私はやっぱり負担の公平ということを考えて、できるだけ的確に対処をしていくべきであるというふうに思っておりますが、今日の状況では、国税においても、地方税においても全国的な傾向でございますから、少しずつ収納率が下がっていつておる。五十五年度は九七・六、五十六年度は九七・四、五十七年度、九七・一というふうに少しずつ下がっていつておる。これは不況のせいではないだろうかというふうに思っておりますが、やはり負担の公平ということを考えれば、的確に対処をしていかなければならないかというふうに思いますので、財政部の方を督促しながら各種の方策を講じてまいりたいと、かように考えております。

その他の点で、補助金負担金の整備のご指摘がありました。

実は、これなかなか言うべくして現実にはむずかしい問題でございますが、補助の目的はすでに達成されていなかどうか。あるいは補助効果が乏しくなっていないか。さらに、実情に合わなくなっていないか。あるいは行政の守備範囲から見ても過剰サービスになっていないか。そういった点を視点にいたしまして、やはり厳しい目で見ていく必要があるだろうということでございます。

サンセット方式で廃止したものは優良茶生産施設事業補助金、五十五年度から五十七年度。それから、北勢卸団地労働対策協議会運営補助金、同じく五十五年度から五十七年度。あるいは再度延長したというものには四日市萬古焼器デザイン開発協議会という形で五十八年から六十年まで再度延長したというような、若干の具体的な実績はあるわけでございますが、そう大きくこれをばさばさというわけには今日の実態で恐らくいかぬのではないだろうかというふうに私は思っております。これらについては、やはりいろいろな面から検討をしながら逐次効果のある税金の使い方をしていかなければならないというふうに考えているところでございますので、この上も皆様方の格段のご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上、第一点に関連しまして私からお答えをし、その他の点については具体的でございますので、それぞれ助役、担当部長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの質問の中で、住みよい都市に関連いたしましたして、近鉄周辺、工業高校跡地、新道通り、国鉄周辺の問題と、それから常磐の道路整備に関連してお答えを申し上げたいと存じます。

すでに工業高校の跡地の利用計画につきましては九月議会でもご答弁をさせていただきました。その後委員会の中でも協議をしていただいておりますところでございますけれども、まずどういうふうな区分でもって四日市工業高校跡地を使うかということと、どのように県からそれぞれの利用者が買入るかという問題等について現在県との折衝あるいは内部検討をしておる段階でございます。早急に考え方の案を出しまして、また、委員の皆様方あるいは議会の皆様方におはかりを申し上げて、積極的に進めていきたいというふうに思っております。

それから、工業高校と駅周辺あるいは東商店街との動線を一体的にいたしまして、東西の商業ゾーンの活性化を図りたいということで、近鉄駅周辺の広場の考え方をいま検討しておる段階でございます。近鉄からも駅の東にはファッションビル、あるいは駅の西には駐車場等を設置するという計画も示されておりますが、これは必ずしも市の内部あるいは商工会議所の中でも合意をされたものではございません。

しかし、一応の計画はございますので、それ等を含めて現在駅の利用の仕方が現状では車と人が非常に混在しておるとい状況から、それを重層的に分離をしたいということでデッキ方式の計画策定に当たっておりますところでございます。すでに五十八年から国の都市計画協会を通じてコンサルタントに発注をして、今後国の方で建設省の方々

に委員になってもいい、これも計画の策定を五十八、九年度で固めていきたいというふうに思っております。

それから、新道通りの計画でございませけれども、現状はご承知のとおり大変店舗も老朽化し、活力をなくしておるといふ状況でございます。

この中でその沿道の市民の方々の参加は当然必要ではございますけれども、市も新道通りの整備を一步住民の方々に先んじて公共事業で実施すべく、現在沿道の方々と協議を重ねておるといふ状況でございます。そのポイント、交通量等調査いたしましたも現状の車道よりも若干狭めてもよろしいという判断に立っておりますので、舗道部分あるいは植樹部分をふやしなから、楽しいプロムナードといえますか、遊歩道をつくっていききたいというふうに考えております。五十九年度にはそのための調査費等を計上していきたいというふうに考えて、お願いを申し上げます。

それから、国鉄周辺でございませけれども、地域の方の盛り上がりもございまして、現状では本町商店街の役員の方々が非常に熱心でございませ。そこで、その方々にすでに再開発に取り組んだ場合の処分価格等あるいは権利床の取り扱いなど、再開発の事業の手法等について十分説明をしておるわけでございますが、地元の方でもいろいろ検討をしておるといふ段階でございませるので、ご了承のほどをお願い申し上げます。

次に、常磐の道路でございませけれども、先ほど千歳町小生線の一部完了というお話がございました。その完了した部分の東側から松本東へ向かって来年度よりまた継続して実施をしていきたいというふうに思っておりますし、南北の道路につきましても、十分な道路がございませぬので、堀木日永線についての整備の促進を図ってきたいというふうに思っております。

それで、堀木日永線でございませけれども、総額六億二千万円でもって、幅員十六メートル、延長六百二十メー

トルを実施するわけでございますが、六十年には用地買収の完了をしたいというふうに思っております。そして、工事の完成を六十二年度をめどにやっしていきたいというふうに思っております。

それから、環状一号線につきましては、議員の皆様方にも大変お世話をかけまして国、県への陳情を繰り返しておるわけでございますが、あらかた五十九年度採択されるように聞いておりますし、その方向で努力をしていきたいというふうに思っております。地域に関しては、先ほど申されました笹川と青葉町の間を一・一キロ、なるべく早く着工して完成に持っていきたいというふうに考えております。

それから、東西線の土山線でございませけれども、これは全体計画といたしましては高角から新伊倉橋、仮称新伊倉橋とっておりますけれども、その区間五・三キロでございませますが、これは相当な事業費を要しますので、第一期計画といたしまして大井手の柳橋から、いま申しました伊倉町の仮称新伊倉橋でございませけれども、その間約一・五キロの間を四車線計画のうち暫定二車線で早期完成するように努力をしております。現在までに二億四千三百万円程度投入しておりますが、まだまだ残事業が十二、三億程度ありますので、来年度以降も予算の増を目指して努力をしていきたいというふうに思っております。五十八年度は一億三千万円ほどつきましたが、来年度はせひとも二億円台に乗せてもらいたいというふうな要望もしておりますし、特に力を入れていただくように県の方に依頼をしておりますのでございませ。

以上、私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 財政部長。

〔財政部長（阿南輝彦君）登壇〕

○財政部長（阿南輝彦君） ご質問の中で滞納額の大きいこと、それから不納欠損処分を五十七年度大きく出した

ことにつきまして指摘があり、市長の方から税についての考え方を答え申し上げておりますが、ご質問の中のこれらを解消するための強力な手だてということについてご質問ございましたので、お答えを申し上げます。

お話にございましたように、滞納額が年々増大していく、収納率が下がっていくということで、大変私どもも遺憾なこととしていろんな努力をいたしておりますが、強力な手だてということになりますと、これはやはり納税思想の啓蒙、啓蒙ということもありませんけれども、結局は差し押え、そして処分ということになってくるわけでございますが、やはりこれは最後の手段ということで、できるだけ納付交渉をして納めていただく。中には分納をしていただく、あるいは手形を預かるというようなこともやっておりますが、現在市が単独で差し押えをしておりますものは二百七件ございます。さらに、国税、県税、あるいは厚生省などと共同で参加差し押えしておりますのが九十二件ございます。大口では、百万円以上が現在八十八件ございまして、約二億八千万円ぐらいになりますが、小口は、これは件数も一万件を超えております、これの収納が大変むずかしいのでございますが、電話の差し押えなど、これは公売もいたしておりますけれども、昼間不在の家庭が多く、夜間とかあるいは休日、特に年末、年度末には職員が全部出勤いたしまして、そういった夜間、休日の訪宅あるいは電話交渉などを続けておりますが、なかなか収納率の向上はむずかしい状況でございます。

市外の転出につきましても、逃げ得とならないように、職員が班編成をしまして、特に関東関西の間、それ以外につきましては関係市町村とも互いに連携を取りましてやっておりますが、これもなかなか効果はございませんが、こういった市外、県外にもそれぞれ訪ねまして、収納に努めております。

なお、滞納者の中には行政不満を持って税を納めないという人も何人かはおるわけでございますけれども、それはそれ、これはこれということで、税本来の趣旨を十分理解してもらって納めてもらうように努力もし、問題の内容については関係の部局と連絡を取って調整に当たっております。

最後に、強力な手だてというわけにはまいりませんが、やはりオーソドックスな方法といたしまして納税貯蓄組合の活動を強化する、あるいは口座振替制度を普及するというようなことも含めまして、来年四月からこの税の消し込み業務を含めた税務課と収税課の方の組織内容の新しい改革をとるべく、いま準備をいたしております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 第一点目の事務改善による五十九年度予算への反映につきましては、現在予算編成の準備作業中でございます、数字的には明確になっておりませんが、従来進めてまいりました行政の簡素、効率化と経費節減については、その方針を貫いていくつもりでございます。

五十七年策定の改善整備計画は、現在で約五十二％の実施状況でございます、実施項目は比較的内部におきます改善事項が多くなっておりますが、それなりに効果があったものと考えております。

現在五十九年度以降も見通した項目につきまして、特に組織機構の簡素化、権限の移譲について検討中でございます。

また、事務の機械化、近代化、合理化のためのオフィスオートメーション機器の導入も考えておりましたが、当面五十九年度におきましては、ワードプロセッサ、これ文書作成機でございますが、七台の導入と、将来の漢字オンライン、これ六十一年度を一つの目途としておりますが、これを目指しましてコンピュータのレベルアップを

予定いたしております。参考までに、現在事務のコンピュータの処理業務が、五十八年度当初三十業務でござい
ます。五十八年度中に新規稼働したものが六件、それから、五十九年度予定いたしておりますのが四件ございます。
次に、三点目の公用車の交通事故についてでございますが、現在市全体で保有台数は約四百三十台でございます
て、公用車の事故防止、安全運転につきましては、ふだんから各車両の整備点検も行い、運転管理者、あるいはそ
れぞれの職制によりまして運転者の健康状態の把握、安全運転の指導監督も行いまして、常に注意を喚起してい
るところでございますが、ただいま指摘いただきましたとおり、毎年事故が発生いたしまして大変遺憾に存じてお
る次第でございます。昨年十二月の本会議におきましても公用車の交通事故につきましていろいろ指摘をいた
しているところでございます。

事故の件数及び示談中のものを除きました補償額でございますが、五十六年度が十五件で、補償額が三百二十二
万円。五十七年度が十九件で、六百四十三万円。本年度は現在まで十件で、約百九十四万円となっております。

事故の処理についてでございますが、それぞれの部局におきまして相手方と誠意を持って話し合いもし、円満に
示談をした上で補償等をいたし、その専決処分につきましては市議会に報告させていただいているところござい
ます。この補償等の経費につきましては、自動車損害賠償責任保険、いわゆる強制保険と任意保険であります全国
市有物件災害共済保険から特別の場合を除きまして補てんされることになっております。

公用車の事故の原因を調査し、運転者の過失責任の有無、事後の措置等につきまして審査し、事故防止につつま
して適切な措置を検討するために市有自動車等事故審査委員会を設置いたしております。処理の方法、扱い方に
ほかの部局と不均衡を生じないように調整いたしております。その都度嚴重に注意もし、指導を行って
いるのでございます。特に保有台数が多く、また事故件数の比較的多い部局におきましては、定期的に警察署の交

通係官を招聘いたしまして交通安全講習会を開催し、安全教育を行うとともに、事故の大半がちよつとした不注意
ももう少し安全運転をしていたら防止できたであろうと考えるものでありますことから、日々の業務開始時に注意指
導も行い、事故防止に努めているのでございますが、今後安全運転能力テストであるとか、交通事故対策検討委員
会の設置等、各所属におきまして、それぞれの実情等に応じた事故防止の対策を講じまして、事故の防止と安全運
転の意識の高揚を図っていくことによりまして、ご指摘のございましたように、市の職員が市民の模範となるよう
努力してまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 下水道部長。

〔下水道部長（前川鉦一君）登壇〕

○下水道部長（前川鉦一君） 下水道の普及率につきましてご質問がございましたので、簡単にお答えをさせてい
たきます。

本市の下水道の普及率につきましては、昭和五十七年度末におきまして二八・二％でございますが、これは全国
の平均普及率には近い数字でございます。

今後の整備目標といたしましては、さきに策定されました総合計画におきまして、昭和六十二年度末の目標を約
三五％に置いておりますので、今後とも公共下水道事業といたしましては、浸水区域の解消に重点を置きながら浸
水対策として認可区域内の整備を重点的、効率的に進めてまいりまして、目標値の達成に努力してまいりたいと考
えておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 分別収集の状況あるいはごみ袋の普及の状況等についてのご質問に対してお答えを申し上げます。

まず、いろいろと住民の皆さん方から数多くの貴重なご意見やご叱責を賜りながら実施をいたしておりますごみ袋の普及状況でございますが、一部の地域で五十％程度というところもございますけれども、大半のところは普及をさせていただきまして、地域によっては一〇〇％近く普及をさせていただいているというようなところもございます。全市的に申し上げまして、八〇％程度の普及率であるというふうに判断をいたしております。

また、今後の分別収集も含めた住民へのPRの方法でございますけれども、対話方式というのが最良の方法だというふうな観点から、従来からずっと自治会など、地区組織へいろいろ説明会などで要請を続けてきておるわけでございますが、分別の仕方などのパンフレットの配布や収集車の収集作業とあわせて放送などによります協力要請、あるいは現在映画制作もいたしておりますが、それらが一月中には完成をする予定でございますので、それらを十分活用しながら住民の皆さん方にぜひご理解とご協力を賜るよう訴えていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解のほどをお願い申し上げます。

〔関連〕と呼ぶ者あり

○議長（後藤寛次君） 野崎 洋君。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 ただいまの環境部長のご答弁にちょっと関連してご質問を申し上げます。

ごみ袋の徹底について、対話方式が最良の方策だというような発言がありました。十月現在の段階で六百十四自治会の中で八十二自治会しか対話集會が持たれてないという事態を聞いておりますが、それらについてその後

はどう進展されておるのか、ご質問を申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） ただいまのご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

この対話方式によります分別収集の徹底あるいは袋への協力要請というようににつきましては、基本的な考え方として、従来から機会あるごとにそういうことを訴えてきておるわけでございますが、自治会あるいは婦人会というようなどころの団体としての会合があり次第いろいろご連絡をいただきながら、そういう機会を求めていくということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四分休憩

午前十一時十七分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き會議を開きます。

なお、理事者におかれては質問者から時間の通告もございますので、答弁は簡潔、丁寧をお願いいたします。

次の金森正君の持ち時間は三十分でございますので、ご承知願います。

金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 それでは、通告をさせていただきますました項目につきまして質問をさせていただきます。私が出した

内容につきましては、「加藤市政にはすみを」と、人事と市政運営という面からお尋ねを申し上げたいと思います。この一年、間もなく終わるわけですが、大変激動の中で厳しい一年でございました。その中で住民が真に期待するものは何かということを中心に続けながら市政に参画をしてまいりました。その中からいまの時点で特にこれ重要ではないだろうかという点について、若干私の思うところを申し上げます。

一つは、長年にわたりまして、特に四日市市の生え抜きとも言われた前助役さんにご勇退をなさいました。大変経験も豊富でありましたし、前助役の力に負うところも大なるものがあつたというふうに思うわけですが、ところが、大変厳しい背景の中で後任助役人事がいかにように考えられているのか、この点につきまして若干の考え方をお尋ねしたいわけでありまして。私、冒頭にも申し上げましたが、大変厳しい年であります。また、先ほど私も伊藤議員からも質問をいたしました。来年度を展望いたしますときに、まさに空白が一時たりともあつてはならないという、そういう時期、時局ではないかというふうに判断をいたしております。したがって、後任助役人事は、新聞紙上で見る限りは、年度内ということになっておるようでございますが、現在の状況の中でその辺をどのように考えて対応なさるのか、市長のご所見をぜひ、時期的な面も含めながらお尋ねを申し上げたいと思っております。

特に、今度のこの助役人事につきましてはいろいろなお声を聞くわけでありまして、果たして若返りのできるかどうか、人事に口をささむつもりは毛頭ございませんが、やはり注目をするところでもあります。また同時に、来年度には五十九年度予算編成作業が始まっております。大変むずかしいかじ取りをするという先ほどのお話もございました。そういった面を考えますときに、本当にむずかしい仕事のその中枢をなす調整役をだれがしていくのか、この辺については私どもも関心を寄せておるわけでありまして、相当突っ込んだ考

え方に立って、市長は頭を痛められておると思っておりますが、ぜひともその辺をお尋ね申し上げ、私ども会派といたしましてはできるだけ早い時期に人事を決めていただいた方が、市長にとっても、あるいは四日市市にとっても有用ではないだろうかというふうに思うわけでありまして。

余談になりますがある役所の方にもいろいろ意見を聴く機会がございますが、いまのままでは大変厳しい運営を余儀なくされている、私どもも坂倉助役に会おうとしても会えないと、いままでの二人分を一身にしようとして立っていると、大変厳しい時間的制約があるわけでありまして。その辺を考えますと、やはりそれぞれのポジションを円満にこなしていくという意味では、私は現在のままでは若干運営にさじかげんをしないといけないのではないか、無理が無理を生むと、こういうことも考えます。その辺を含めて市長のお考えをお尋ねを申し上げておきたいと思ひます。

それからこれに関連をいたしまして、前々から申し上げておりますが、市長が七年余市政を推進なさったわけでありまして、来年度はその改選時期にあるということもございしますが、大変これからの四日市の行政というものを進めていく上ではその推進になる母体、私は前々から、市長さんブレーンを置いてはどうですかということをお願いしてまいりました。簡単に、ブレーンといいますが、その持つ性格はいろいろあろうと思ひます。しかし、先ほどの議論にもありましたように、行政の効率化、簡素化、合理性、いわゆる住民の、あるいは社会のニーズにこたえていくと、あるいは行政としてやらなきゃならぬと、そういう判断をいたしますときに、市長のブレーンをもつていまの時期で考えていただいてはいいいんではないだろうか、大いに知恵を出していただくと。市長はごりっぱな方でありまして、やはりもう少し広い目で行政を見ていく、そういうじきじきのブレーンというものを配置なさってはいかがなものかと、こういうふうにお尋ねを申し上げます。町づくりをしていく上での整合性の問題、あるいは政

策的な選択といった問題を考えますと、私はいまこそ必要だと、こういうふうに思うわけでございますが、その辺のことに關しましてお考えをお尋ね申し上げたいと思います。

それからもう一つ、豊かな町づくりというふうな意味から申し上げたいわけですが、たとえばそれぞれの地域でいろいろ要請が出てまいりますのは道路とか排水、そういった問題が日常茶飯事のようにあるわけでありまして。そしてそれを確実に、しかも系統的に整備していくことになりまして非常に大きな視野から取り組まなきゃならない、そこで私はいつも思うわけでありますが、唐突の感があるのかとは思いますが、この四日市市を縦断しております近鉄名古屋線、特に四日市橋から富田、こういったところの高架事業といったものを系統的に進めるための手だてというものをいま提案していく必要があるんじゃないだろうか。やはり一つの物事をこう薬を張るような形じゃなくて、将来、たとえば五年あるいは十年という先を見越して道をこうしていく、排水対策をこうする、そのためにはひとつ高架事業を系統的にやろうじゃないかと、そういった意味合いでより大きな次元からこの高架事業というものにはずみをつけるお考えがないか、そして、その研究をする推進機関、これ仮称でありませんが、そういったものを配置なさる考え方はないか、特に来年からは重要な段階に入るといふ先ほどのお話もございました。懸案問題の処理をしなきゃならぬ、あるいは思い切った予算配置をしなきゃならぬ、こういう話もいたされました。あるいは国のプロジェクトとの整合性のお話もちょうだいをしたわけでありまして。その辺を考えますときに、私どもはその段階になってこの問題を取り上げるんじゃないかと、いまからスタートをしていく、そういうひとつ方向をぜひとも市長のご所見としてちょうだいをしたいわけでありまして。

答弁の方、できるだけ簡潔に賜りたいわけですが、要領よくひとつ意のあるところをお示しいただきたい。特に最初の人事に關しましては、人事政策を含めてちょうだいであればありがたいと思っております。これで

第一回の質問を終わります。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 本市の人事行政についてかねてから皆さん方に種々ご心配をいただいておりますことは、私もよく承知をいたしているところでございまして、できるだけポケットのないようにするのが一番よろしいかと思っております、本市の助役制は二人制ということで長い間なれておりますので、一人助役ということになりますとどうしても負担がそこに大きくかかってくるというご指摘は、そのとおりではなからうかというふうに思いますが、私は行政を進めていく上において一番ポイントになるのは部長クラスであるというふうにいまま思っております。でございます。したがって、この部長クラスのところではできるだけ責任を持った体制にしていく必要がまずあると、従来余りにもトップに頼り過ぎたという傾向がなきにしもあらずであったというふうに思っております。でございます。ですが、それはともかくとして、やはり条例どおり早くポケットを埋めていくということが私は必要ではないかというふうに考えますので、早い時期にこれに対応してまいりたいというふうに思っております。ご提案をできるだけ早くしていきたいというふうにご考慮しておるところでございます。

それから、第二点の推進母体と三番目の近鉄高架の問題、これは若干関連がありますので、一緒にお答えをさせていただきます。でございます。実はブレン組織というものとライン組織との関係が一番問題でございまして、やはり組織的に組み込まれておるといふことが、私はやっぱりブレン組織とライン組織とがうまくいくゆえんではないかというふうに思っております。特別なブレンを置きますと、逆に言えば行政内部でボスをつくるような結果にもなりかねないというふうに思っておりますが、一応企画部門的なものあり方というものについてもう

少し考え直し、当然それに適応した人事配置をやっていくべきではないかと、企画の部門におきましては、やはり簡単に割り切って考えますとソフトな面とハードな面と両面あるというふうに思っております。そこで秘書課、それから現在の市長公室、さらには各部に散らかっておりますプロジェクト組織等々の整理統合をする必要があるというふうに考えておりますので、これは電算室をも含めて実は考えておるわけでございますが、そういったものをひとつソフトな面のブレンといえますか、企画部門と考え、同時にそこにハードな面のいわゆる企画ができる能力を持たしていくということによって、私は、ブレンと言うとちょっとおかしいんですが、計画立案づくりを進めていく基礎をつくりたいというふうに思っております。

近鉄線について特にご指摘がありまして、塩浜から富洲原に至ります横断的な路線というものの高架にしようと考えておる場所については、すでに一応は決まっておるわけでございますが、さらにもう少し飛躍的に全体を立体的構造を持たしていくと、そのためのプランニングというお話ではないかというふうにご理解をさしていただきませうけれども、やはりいまの計画でいいかどうか、もうひとつ見直すべきかなというふうにも考えておられて、やはりこれがいま直ちにできるということではないと思うんですが、将来の町づくりのための準備を固めておくと、こういうふうに思いますので、よく検討してまいりたいと、そう考えております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 ご答弁ありがとうございます。まず後任人事でございますが、ポケットのないようにしたいと、空白のないようにということのようでございます。また、行政の推進役は部長、課長に責任を持たす方がいいんだというお話でございます。具体的に挙げるとちょっといけませんので、もうそのことは差し控えましても、今日の

錯綜する諸問題の解決ということになりますと、部長、課長段階での結論づけといえますか、なかなかむずかしいようにも思うわけがあります。一番トップにいらっしゃいます市長が、部長・課長でやるんだと、そういう方向に行くだということなら確かにポケットは生まれてこないというふうに思うわけでございますが、その辺はいささか私どもと感覚的に若干のずれがあるんじゃないかなと、こういうふうに思います。

それから、先ほど申し上げましたが、予算編成、大変重要な時期に入っております。大変むずかしい、調整といたのが幾度か生まれると思うんですが、そのかなめはだれがやるんですか、財政部長ですか、助役ですか、その辺は坂倉助役がやられるというんならそれでいいんですが、大変ですよ、これは。その辺も私は申し上げておきたいと思うわけがあります。

それからブレンといえますか、そういった市長を補佐していくという意味では庁内挙げて、統廃合を含めてやっていくんだと、こういうお話であります。その辺は市長の考え方を了としておきたいと思いますが、私は他市の状況などを見渡すときに、相当突っ込んだ対応をしないとイケないんじゃないかと。先ほど私どもの会派の伊藤議員が質問しました。いろいろと答弁をいただきましたが、部屋に戻りまして、何か頭に残ったことがあるだろうかと言ったら、何にもないわけがあります。そういう映り方しかないところに僕は問題があると思うわけがあります。

それから、突き詰めてまいりますと、加藤市長としてのカラーというのは、私ども再三申し上げておりますが、やはり住民にアピールする、あるいは住民のリーダーとしてぐいぐい引張っていただけておりますが、そういうのを期待するわけがあります。そういう意味では、非常にご熱心にやっていたおるわけでありまして、先ほどの答弁というのは伊藤議員の質問に対する答弁ですが、何かもう一つカラーというものを出してほしいという、そういうふうな受けとめ方で拝聴をいたしたわけがあります。その辺をひとつ篤とおくみ取りをいただきます

て、再度何かご所見がありましたらお尋ねをしたいなと、こう思っておりますし、最後に私申し上げたんですが、人事政策というものについてもうちよつと加藤市長としての考え方といったものを触れただけであれば幸いです。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたしますが、実は私の性格というものもございいますから、加藤カラーを出せと言われても、いまあるがままが私の色彩であると、そういうふうにごらんをいただきたい。ぐいぐい引つ張っていくというタイプではございません。したがって、私は私なりのあるがままの姿を出して今日の市政に挺身をしておるというふうにご理解をいただき、ご支援を賜りたいと、こういうふうに思っています。

人事の問題につきましては、私はやはり今日の時代、二十一世紀に向かって新しい夜明けを図っていくというにふさわしい人事政策をとってまいりたいと、かように思っております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 ご答弁ありがとうございます。一般質問でございますので、もうこれ以上申し上げませんが、加藤市長が堅実に行政を進められたと、これはだれしも認めると思いますが、やはり世の中の移り変わり、それから政策的な選択をしなきゃならない、あるいは若い人の考え方、いろんなことを総合的に考えますと、現市長は私のカラーですからと、こうおっしゃいましたけれども、やはり少し前向いていく、そういう気持ちといいますか、行動といえますか、そんなものを少しく期待する度合いがふえていっているんじゃないでしょうか。そういうふうなところ

へ一歩進めていただければ人事もまた若返り、前に向かうんではないかと、こういう意味合いも込めて申し上げたわけでありまして、私の考え方がこうですなんて言われてしまうともうそれで終わりでございますけれども、私どもの淡い願いをそんなところに申し上げながら、一応質問の閉めとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（後藤寛次君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 通告に従いましてお尋ねをいたします。

まず最初に、あさけプラザについてでございますが、この事業は北部の住民が長らく願望しておった声、北部に何らか一つ公共施設をつくってくれと、こういうことでございまして、この声がようやく実りまして現在着々と工事が進んでおると、今日までの加藤市長を初め理事者の方々あるいは関係職員の方々の大変なご努力に対しまして、心から敬意と感謝を表する次第でございます。本当にありがとうございます。それでこの工事につきまして、私たちが過去何回となく総務委員会なり、あるいは議員説明会において質問もいたしましたし、説明も受けましたので、概要の認識はいたしておりますけれども、工事が逐次進んでまいりますと付近住民の関心の度合いも一段と高くなってまいりまして、いろんな会話の中にこのプラザに対する話が出てまいります。とりわけ年末年始を控えまして各町とも自治会なり、あるいはまた婦人会、PTA、育成会というような各種団体の会合の機会も多くなってまいりまして、必ずその会合の中にはこのプラザに対する会話が出てくるということから、現時点における正しい認識を私たちは持ちたいと、そしてそのことによつていろいろと関係住民の方々に対話の中に入っていく

たいということから、若干過去の復習ということにもつながるかわかりませんが、次の三点お尋ねをしたいと思います。

まず第一点は、工事の現状と今後の見通しでございますけれども、着工当時若干地域住民との間に紆余曲折はあったように聞いておりますけれども、いずれにいたしましても昨年の十二月に着工をされまして、現在本館の建ち上がりができ上がり、外装のタイル張りとか、あるいはまたホール等、体育館あるいは図書館等も逐次工事が進んでおるように思いますが、いずれにしても当初五十九年の八月ごろにオープンをしようと、こういう計画であったように思っております。これについて現在の工事の進捗状況はそれに合っておるかどうか、あるいはまた今後この工事の進捗状況はどうなっておるかというように見通しについてお尋ねをいたします。

あわせて、これぐらい大きな工事になりますと、でき上がった暁にもたくさんの方がこの施設を利用すると思えますので、それに伴って付近の生活環境に対する影響も出てくると思えます。したがって、特に付近の治排水の問題あるいはまた近鉄の富田駅から西方については交通量も大変でございます。したがって、交通安全対策等に対するいわゆる環境整備はどうなっておるかということ、それからいま一つは、現時点における工事費の試算と申しまするか、当初本体工事は十五億円と、それから用地購入費が約七億円、それからでき上がった暁のいろんな備品等の購入等について二億円ぐらいということで合計二十四億円ぐらいの工事になっていくというふう聞いておりますけれども、完成してないんだから正確な数字は無理といたしましても、現時点における試算費用額はどれくらいというふうな点もあわせてひとつ説明を願いたいと思えます。

それから二番目には、管理運営についてでございますが、この問題については九月議会で会派の前川議員から質問をされておりますけれども、時期尚早な感じもあって市長から正確な答弁は得られなかったわけなんですけれども、あれから大分たちますし、来年八月オープンということになれば、そういったまでも検討しておりますというふうなことで済んでいかないと思えます。この工事は田園都市中核施設補助事業に乗った工事でございます。全国に大体これと同じ事業が十一カ所あるわけなんです、あるいはまたその事業に乗らなくても市単でもってこれに近いような事業をやっておみえになる都市もございます。私も私なりにいろいろと勉強もさしてもらって、過日も土浦市の方へ行きましたし、あるいはまた塩尻の方の話も聞いておりますし、いまの事業に乗ってないのだけれども、会津若松の方のこれに近いような施設も勉強してまいりましたけれども、大変むずかしいということとはこへ行ってもよくわかります。したがって、いろいろと方法はあるわけなんです、直営方式でやるのか、あるいは半官半民のいわゆる公益法人と申しますか、財団法人と申しますか、そういうような方法とか、あるいはまた地域の方々に委託をしてやっていく方法等いろいろあるわけなんですけれども、地域の方々に委託をしてやる場合にはコミュニケーションの場を主体にしたような行事が、館の内容が多いと思えますし、ところが、この四日市の場合には老人施設とか、あるいはまた図書館とか、あるいは体育館、あるいは勤労青少年の場とか、いろんなものがいわゆる多目的に複合施設として考えられております。したがって、こういうような多目的複合施設というものは同じ事業に乗った中でも大変少のうございます。したがって、管理運営の面もむずかしいとは思いますが、いずれにしても、もろっぱな施設をつくってもらって、つくった後でお客さんが、あるいは市民がこの利用を管理運営のことによって少なくなったんでは意味がないと思えます。何と申しますか、仏つくって魂入れずというような問題になっては困りますので、ぜひ付近の住民の方々が利用しやすいような管理運営を考えてもらいたいということと、いま非常に財政的にむずかしい時代だから一般会計の方から、運用の暁に持ち出し金額が多くなっても、またこれは困ると思えます。したがって、できるだけ経費を安く、むずかしい勝手なことを言って申しわけございませんけれども、

住民の利用のしやすい方法をひとつ考えてもらいたいと思います。

私なりにいろいろと各都市を勉強した結果といたしましては、市の方から若干の方を出していただいて、それに民間の力を手助けに使って当面は発足をさせ、そして軌道に乗った暁には地域住民、関係住民の自主運営と申しまするか、そういう方向に逐次移行していくということについてはやぶさかではございませんけれども、当初から地域住民にあれだけの施設とか管理運営を任せてしまうということは、恐らく地域住民の方々もよう任せられないだろうと思うし、ちょっと不安があるわけなんです。その点十分考えていただいて今後の管理運営をひとつしていただきたいと、そしてその管理運営に対する成案が、もしあるとするならばひとつ示していただきたいと思えます。

それから三番目は、「今後の関係方面への取り組み」というような表題にはいたしましたが、いま申しましたようなことを少なくとも私たち議員にも説明なり、その他していただかなきゃならぬと思うし、あるいはまた、これを実施するに当たって市条例等の制定もしなきゃならぬと思う。したがって、そういうような市条例の成案なり、あるいは私たち議員に対する説明会等を少なくとも来年早々もう持たなくてはいけないのではないだろうか、市条例の上程は三月議会等に考えていかなきゃならぬというような気がするわけなんです。そういうことに対する一連のスケジュールはどういうふうに考えておみえになるか、お尋ねをする次第でございます。

次に、大きな二番目といたしまして、環境破壊につながる課題について、こういうことでございますが、ご承知のように農村型から都市型というふうな現在の社会は進化というか、移行しつつございます。したがって、開発行為、あるいはまた無理な開発行為によって鉄砲水等による自然破壊が各所に起きておるといのが全国的なケースなどでございますが、私たち人間生活にとって自然の姿、いわゆる先祖が残してくれた自然の姿なり自然の緑というものがいかに必要であるかということに昨今感じるわけなのであって、自然の姿が、あるいは自然の

緑というものが私たちの気持ちをいかに静め、私たちの心をいかに豊かにしてくれるかということについては、もういまここで私が申し上げるまでもなくすいぶんご承知のほうでございます。したがって、自然を守ろうとか、あるいは緑を守ろうというような運動が全国的に広がっておりますし、私たち全国的にいろいろと都市へ視察等に行きましても、どんな都市でも都市の基本計画なり、あるいは将来の都市形成あたりの基本としてはこういうものが打ち出されております。四日市も、加藤市長が市長として就任をされて以来「緑と太陽のある豊かな四日市」というようなことを基本とされまして、熱心に取り組んでおみえになるわけなんですけれども、この中においていろいろと事業なりの行政の管轄と申しまするか、そういうものが市と県にまたがったり、あるいはまた県の所管の場合、理事者の皆さんも知りつつあるんじゃないかなと思うけれども、だんだんと小さなところから、この大切にしなきゃならぬ自然環境破壊のような事業を認めておるといのが現状でございます。こういう現状の二、三の事例をとって、市の考え方を私はただしてみたいと思っておりますが、まず第一の私経営の産業廃棄物処理場についてお尋ねいたします。

たしか市内には公営を別として私経営のこのような産業廃棄物の処理場は六カ所あるというふうな記憶をいたしております。このうち私の住んでおる大矢知の近くにも、一カ所ございます。県道富田員弁線、いわゆる私たちは平津バイパスと呼んでおりますけれども、あの平津バイパス通りの大矢知の観音さんの西の方に一カ所産業廃棄物の処理場がございます。当所でこれを受け入れたという経緯を考えてみますと、地主さん等もそういうもの内容等について深い関心もなかったということから、ひとつおまえの土地の土をとってこういうものを埋めたいんだから、ひとつ協力してくれというようなことから、そういうふうになっていったと思えますけれども、いまになって、ああしまったと、えらいことをしてしまったと、土を売り、そういうことを認めたために、おれの土地も隣の土地

ももうごちゃごちゃになってわからぬようになってしまったというような点もあり、非常に過去の自分たちのやったことについて強い反省をしておるといことが実情でございます。

したがって、こういう私経営の産業処理場については市はどういうふうを考えてみえるのか、四点ほどちよっと取り上げてみますが、市環境部の公害対策課として行政指導的にこういう処理場の方へ出向いていって監督をしておるのかどうかということが一点でございます。県の保健所の管轄だから、おれは知らないんだというようなことは通らないと私は思いますし、どういふふうなことで行政指導をしておるのかと。

そしてもう一点は、県の保健所がこういうものを一たん認可というか許可をしましてしまえば、永久的にその許可は生きていくのかどうかと。運転免許になると三年で更新があるわけなんですけれども、そしてそれなりの手続をとって、またさらに引き続いていくというかっこうになるんですけれども、こういう問題は、一遍とってしまつと、更新というものはあるのかないのかというふうな点。

それから保健所で、恐らく市も経由していると思うんですが、申請を出す場合に地元住民の同意書というものが必要だと思います。この同意書の付近住民の範囲はどの辺にしばって地元というふうに考えておみえになるのかどうかということ。

それからいま一つは、公共施設のこういう廃棄物の処理場のいわゆる地下水の出やすい個所に必ず貯水槽を設けて、そしてそこに一たん地下水を集めそれをポンプアップをして、その水を浄化して放流をしておるといふ状態でございますけれども、私経営の場合はそういうような施設は必要ないのかどうかという点について意をひとつお尋ねをいたします。

それから二番目には、乱開発と思われる土取りについてであります。これも私の住んでおる近くの事例をとって申し上げますならば、富田山城線のあの北部墓地公園の北側に当たるところで、相当多くの土取り作業がなされております。この土取りについては、市長ひとつ当時を思い起こしてほしいんですけれども、霞の方で土が必要であったということから、コンベヤーをつくってコンベヤー運搬であるまで土を持っていったときに、大矢知、平津、あの辺の一円の開発をし土取りをしようというときに、富田も含めて大矢知、平津あたりからいろいろと環境破壊なり、あるいはそれに伴うところの災害等も考慮をしないでいふんというんな要望が出ました。まあ幸いと申しまするか、その後の低成長からそれだけの必要土量が必要ないということから、工事縮小をされて道路面だけの土取りで終わったわけなんですけれども、そういうときに私もこの議会で質問をいたしましたけれども、このまま放置するならばあの富田山城線沿線の土取りが個人的になされて大変心配なことが起きてくるんじゃないかというふうに警告を発しておきましたけれども、そのとおり、いま地開土木という会社によって土取りが行われようといましております。この土取りについていまのところは恐らく何の障害も、あるいはまたその土取りによって災害も起きておりませんけれども、起きてからでは遅いと思えますので、土取りは一体許可制なのか、あるいは申請をすればもうそれで土取りを始めてもいいのかどうかというふうな問題、それで先ほど同じように、一度許可制にして、あるいは申請にして、そういうことをしてしまえばもう永久にその業者は土取りをしてもいいのかどうかというふうな点、それから土取りをしてそれが原因で、いま先ほど申しましたように鉄砲水とか、あるいはその他の付随した災害が起きたときに、それに対する処置は業者にさせるというふうに考えておみえになると思ふけれども、業者が小さくて、何億もかかるような災害補償をしなきゃならぬときに、その業者が倒産なり逃げてしまつたら一体だれが責任をもつんだというふうな点、それからやはりこれも先ほど同じように、土取りに対する行政の監督は一体どこでやっているんだと、そしてもし市の土木課あたりでやるんだということなら、最近そういうふうなこ

とをしておるかどうかという点についてひとつお尋ねをいたしますので、答弁を願いたいと思います。

それから三つ目に、緑と太陽のある四日市市とは何かと、大変大きいような表題をとらえてみましたけれども、これは南部丘陵公園あたりの中に、これもさっきの水に関係して土砂崩壊したと思いますけれども、その危険性を感じて復旧工事をしたと、まことに結構なことで、復旧工事はしてもらわなきゃいかぬと思ふけれども、この復旧の工事に並行しまして、大変貴重な生きた樹木が伐採されたり、あるいは抜き取られたというような事例がございますし、またさらに近くの諏訪公園では、非常に高価と思われるような古い松の木が電線配線とか、そういうような関係で枝を切られたり、あるいはまた根元から伐採されたというようなふう聞いております。いまは私たちが人間の命は地球より重いというようなことをよく言われておりますし、人間の命というものは大変に尊重をされております。それと同時に、私はやっぱりこの緑にも命がございます。私たちの勝手なことによってみだりにこういうものを切るといふことは、私たちの命をとるのと同じような感じがしてならないわけでございます。したがって、諏訪公園の配線等によって松の木を切ったということは、それだけを聞かばやむを得ぬじやないかというふうに考えられますけれども、松の木はずっと昔から生えておったものでございます。配線等はその後なされたものでございますので、ちょっと工夫をして、松の木を避けて配線をするならばいいんじゃないかというふうな点も考えられます。そういう点について市の取り組みについてはどういふふうにご考えてみえますか、ひとつお尋ねをする次第でございます。

以上をもちまして、私の一回目の質問とさせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時二分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） あさけプラザの件について私からお答えを申し上げます。

工事の現状でございますが、皆さん方のご協力をいただきまして順調に進んでまいっております。十二月一日現在で約五四%の進捗率でございます。来年七月に一応工事を終わるといふ予定で、八月中旬には予定どおり開館の運びにいたしたいというふうにご考えております。この工事、この施設の建設に關しまして、周辺の環境整備でございますが、道路改良あるいは歩道の防護さくの設定、信号機取り付け等の交通安全施設の整備のほかに、排水対策として調整池築造あるいは流域の関連する水路工事等を行うなど、できる限り施設に見合った環境整備を行うことにいたしております。いままでの工事費の全体を見ますと、やはり二十五億円を若干超えておりました、三千万円ぐらい超えております。財源的にはそのうち国の補助が二億一千万円、県の補助が二千万円、起債が二十一億円、市費が約三億九千万円と、こういうことになっております。

次に、管理の問題でございますが、この施設は複合施設でもございますし、一方公民館的な機能もあわせ持っておりますので、部内でワーキンググループをつくりまして種々検討をいたしました。若干文化財団に委託したかどうかということもあつたんですけれども、どうも施設の内容そのものが老人福祉センター、あるいは図書館、あるいは保健衛生関係、勤労青少年ホームの仕事、成人学習、スポーツ振興等々非常に多岐に分かれています。

ことで、文化の振興ということを本来的な仕事といたしております振興財団に委託をするのは無理があるようございまして、この施設の管理そのものは直接市が行うと、しかもこれは管理事務所で行って、市民部がその総まとめをしていこうということになるわけでございますが、ただ、いま申しましたように行政の内部では関係をしてきますものが非常に多うございますので、管理運営委員会を別途組織いたしましたして、専門業務の利用はそれぞれの部の指導でまいるといたしまして、お互い横の連絡をよくとってやっていこうと、こういう考え方にいまなりつつあるわけでございます。一方、住民の側にあってもこの運営に参画をしていただくということで、仮称運営協議会的なものをつくりまして、行政・住民・管理事務所の三位一体による運営をいたしてまいりたい。今後関係方面への趣旨説明等の取り組みについては、八月の開館を目前に、来年一月中に議員の皆様方に条例、施行規則、使用料、さらに管理運営に関する予算の考え方を説明する機会を持たしていただきまして、三月議会でのご審議を煩わしいと、かように思っておるところでございます。住民の方々へもあらゆる機会を通じてこの旨をご説明申し上げ、ご利用に不便のないようにしてまいりたい、さように考えておるところでございます。

第二点については、ご質問が非常に具体的にわたっておりますので、関係部の方からお答えをさせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 民間の産業廃棄物の処分場の問題でお答えを申し上げたいと思います。

まず四点ほどのご質問があったと思うんですが、市の行政指導はどうしているのか、県は一度許可したら許可に期限はないのか、あるいは地元同意と言うけれども、その同意の範囲はどう考えているのか、それから公共の廃棄物の処理施設には水処理の施設をしておられるけれども、個人でやるものについては不必要なのかと、この四点にあつたと思いますので、この趣旨に沿ってご答弁を申し上げます。

まず、市の行政指導の関係でございますが、法律的に市には直接指導する権限が与えられていないわけでございますが、苦情等の実態をお伺いをすれば保健所へ通報をし、保健所の指導にできれば立ち会って意見を言うというような形での指導体制でございます。最近ではことしになってからは一度ぐらいだったというふうに考えておりますが、それから次に、許可の期限の問題でございますけれども、県が出します廃棄物の処分場の許可につきましては、埋立地の場所ですだけの面積なのかということと、そこへどんなものを埋め立てるのかということであつて、そのほか期限を設定するというようなことができないというふうに考えられております。

それから次に、三点目の同意の問題でございますけれども、保健所の感覚といたしまして、その埋立地の所在をするところが属しておる自治会と、それから農薬用水との関係がございますので、直近下流の農業団体というふうな判断をいたしております。

それから四点目に、水処理の問題でございますけれども、五十一年三月十五日以前につくられました廃棄物の処理施設については、水処理の施設を設置することが義務づけられていないわけございまして、ご指摘の埋立地につきましては五十一年以前からある埋立地を現在の経営者が引き継いで、実施をしておるといふようなことございまして、しかも、保健所が抜き打ちに調査をしております水の検査で、下流への汚水の流出がないようございまして、場内でたまっている水を検査をした結果では、有害物質は含まれていないというようなことから、この五十一年以前からある現在のこの施設に水処理設備を遡及してつけろと言うことは無理なようでございますので、そのように回答を申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） 乱開発と思われる土取りについてでございますが、土取りの規制につきましては、県におきましては昭和四十九年に三重県土採取規制条例、また本市におきましては四十七年に急傾斜地における土木工事の規制に関する指導要綱を制定いたして運営しておるわけでございます。県の規制につきましては、規制区域内におきます面積が五千平米以上、また土量におきましては三万立米以上を対象に届けるということにいたしております。それから市の規制におきましては、全市域でございますけれども、面積が千平米以上ということについては協議書の提出を義務づけいたしておるわけでございます。この中身といたしましては、いずれにおきましてものり面の保護、また跡地の利用、それから工事中の排水対策ということにつきまして技術指導を重点にいたしておるものでございます。

ご指摘のございました大矢知地内の土取りについてでございますけれども、これにつきましては県の該当ということでございまして、五十六年十一月一日に県へ届け出済みでございます。この中身といたしましては、沈砂池の設置、それから放流先の河川または水路までの流路の確保、また維持管理、それからり面の掘削方法等について協議をいたしておるものでございまして、これらにつきまして県が指導をいたしておるものでございます。

それから、届け出をいたしました件につきまして期限を設定しているかどうかというような質問があったわけでございますけれども、この区域につきましては五十六年十一月一日から五十九年十月三十日ということで期限を設定いたしておりまして、期限の延伸ということになった場合につきましては所定の手続をいたして対処するということにいたしておるわけでございます。

それから最近の土取りについての県の指導ということになるわけでございますけれども、この十一月七日に市の建設管理課の方も立ち合いました。当事者の責任者を呼んで指導をいたしております。

それから、災害の責任等につきましてでございますが、市の指導要綱につきましては、この要綱の中に明文化いたしておりまして、届け出者が責任を持って、万が一住民にこの行為によりまして被害を与えたときには補償をするというような項目をうたっておりますが、県の関係におきましては別途この関係につきまして誓約書を取り交わして対処をいたしておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、かかる問題が起きないように市では四十七年、それから県では四十九年にその点を十分に勘案いたしまして、条例制定あるいは要綱制定して臨んでおるわけでございますけれども、昨今、ご指摘のございましたような問題につきましては、この十一月七日におきましていろいろ指摘した問題もございまして、今後これにつきまして県とも十分協議いたしまして対処していただくように強く県にも要請していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 都市計画部次長。

〔都市計画部次長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部次長（東 寛君） 緑と太陽のある四日市とは何か、緑の保存についてと思うわけでございますけれども、産業文化都市四日市を目指すにつきまして、とりわけ緑豊かな四日市に整備していくことは非常に大切なことであると考えております。公園整備につきましても自然の景観と自然の設備を十分把握する中で、それを整備し保存していくことが非常に第一義なことであると十分確信しておりますが、公園の中の園路の実態、また合わなくなった樹木とか病害虫に犯されました樹木等の移植、また大公園の整備に伴う部分的な危険個所の改造のため一部伐採等を余儀ない場合があるわけでございますが、ご指摘いただきましたように南部丘陵公園また諏訪公園

等の例がございまして、やむを得ぬところが一部ございませうけれども、今後は十分に心しまして緑の保存ということにつきましては十分注意してまいりたいと思ひます。特に今後につきましては、緑に造詣の深い学識者の方、並びにそういう専門の諸先生によります専門的な指導も十分仰いでまいりたいと思ひます。特に南部丘陵公園につきましては自然の林があるわけがございませうが、この自然の林の中にある程度人が入られて、親しみやすいそういう公園というのを目指しておりますので、そういう南部丘陵公園につきましては、ある程度の林の透しだとか下車刈りとかいう問題も出てまいります。この点につきましては、やはり学識者の方、諸先生によります一つの専門的な会をつくっていただきながら、その中でいろいろ調査研究の上、進めてまいりたいと思ひます。

また、街路樹についてでございますけれども、やはり木づくりということをやむなく剪定も重ねてきたところがあるわけでございますが、できる限り剪定をなくしましてなるべく大きな木に育つように、単なる量ではなくて質を目指しまして、街路樹等につきましても、街づくりということを中心にした、なるべく自然のままの保存というものを中心に本年からも取り組んでおるところでございますので、ご理解とご協力をこれからもよろしく賜りたいと思ひます。

○議長（後藤寛次君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 ご答弁ありがとうございます。あさけプラザにつきましては、また年が明ければ、ご答弁の中にあつたように議員説明会なり、あるいは三月議会に上程をされるということでございますので、この辺で質問は終わらせていただきます。何せ、加藤市長になつてから市立病院あるいは文化会館といったものと並んでの大きな事業でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

次に、環境問題の産業廃棄物の処理場ということについて四点お尋ねして、四点に対する答弁があつたわけなんですけれども、四点ともちよつと納得がいかないもので、もう少し環境部あたりのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。市に権限がないということから、県の方の保健所の所管であるということ、いまの答弁からいきますと、四日市市内にそういうものがあり、そして四日市の市民がいろいろと影響を受けておつても、まだことしになつてから市としては一度もその場所に立ち入つた調査をしてないと、県の方が一度ぐらいあつたかなと、こういう答弁でございますが、それではこれはもう二十五万都市になつて保健所を四日市市もつくつてもいいという資格が与えられておるわけですね。だけれども、いろいろと人的な問題とか予算的な問題があつて、現状になつておるわけなんで、そういうことじゃなくして私はやっぱり四日市の中であり、四日市の住民がそういう影響を受けておるんだから、環境部の方で、公害対策課の方で行つて直接調査をして、そういう問題について所管が保健所ならば保健所の方へ逆に、こういうふうになつておるんだから保健所でどういふふうにかえておるんだと、こういうふうにしたらどうだというような先取りの指導をしてもらいたいということが一つ。

それからいま一つは、これは環境部長はよく知つておると思うけれども、あの処理場に燐酸系のものを放るうとして、そしてここ八カ月か一年ほど前に保健所の方へ再度申請をしておるということはご承知ですね、そしてそれをいち早く住民が察知をして、これは大矢知の区長と私は同行したんですが、保健所へ行つて、そういう危険なものも捨てたことまかりならぬと言つて差しどめをしたと。ところが、その後それによつてそういう品物の廃棄は許可にならなかつたんだけれども、そのような車が最近出入りをしておるといふような疑いを持たれるようなことがあるわけなんです。したがつて、私がどく、市の方で現地へ立ち入つてよく調査をしておるかということ、そういうことがあつてはならないので、ぜひひとつそういう面の行政指導を強化してもらいたい、こういうことなん

です。

それからもう一つ、二点目は、面積とかあるいは種類によって許可されるんだというけれども、面積が仮に一定の面積で許可をされた場合、それをふやしていった場合には、これは私の調べたところでは、部長の答弁なかったけれども、面積の一割程度ふえた場合は、再申請なり再許可を得なきゃならぬというふうには私自身調べてあるわけなんだけれども、ところが、ふやさないけれども、いままで埋め立てに使っていった面積を覆土して埋めてしまうと、そして次から次へとといった場合、そのときそのとき使用の面積は変わりなくとも、総体的な面積は私はふえていくと思う。こういう点についてそのまま放置しておいていいのかわかどうかという点についても一度ご答弁を願いたいと思います。

それから同意書ということについて、属している、いわゆる所管の自治会とそれから地下水が流れていく下流の自治会を考慮しておると、こういうことでございますけれども、いまこの処理場を見るときに、だんだんと西の方へ移っていったら、当初は大矢知だけの自治会なり、あるいは下流地というところになると、これは富田あたりの自治会も含まれると思うんだけれども、いま逆に平津方面へ地下水があのマスターゴルフ場の南側を通って平津の方面へ流れていくという傾向にあるわけなんです、そうすると当然平津方面の自治会長の同意も必要じゃなからうかと、幸いここに訓覇議員が平津の自治会長をやってみえますので、訓覇議員の方へ同意書が行ったかどうかは知りませんが、いずれにしてもそういう問題が起きてくるんじゃないかという点も考えあわせたときに、それだけの答弁では納得できないので、もう一度その点も含めたご答弁を願いたい。

それから、貯水槽は、いわゆる地下水をためる池は五十一以前のものには必要なかったというけれども、法的にはそうかもしれないけれども、しかし貯水槽をつくるということは、少なくとも危険性があるから私はつくると思うんです。だから、五十一以前にできたものは危険があってもつくらなくてもいい、それ以降にできたものは規制があるんだからつくるといふことになる、私はちょっと納得できないと思うんです。

それと、いま一つは、垂坂の埋立場がこれ五十一以前にできたと思うんだけれども、これは公的な施設なんです。これはもうそのときからりっぱに貯水槽をつくってポンプアップをして浄化して、米洗川なりあるいは十四川の方へ流しておるわけです。これとの関連性ですね、品物が少ないから危険性はあっても貯水槽をつくらなくてもいいんだとか、あるいは年次的にも以前にできたんだからもうそういうものは要らないんだとかいうようなことの方方は、余りにも条例なり、あるいは法令を重視して現実を無視した考えではなからうかと、私は思います。この点についてそれでいいんだということなら、これはもうまた別の角度で質問はいたしますけれども、環境部なり、あるいは市長の考え方をひとつお願いしたいと思います。

それから二点目の土取りについては、先ほど私は質問の中に大きな災害も出てないと、事実出ておりませんけれども、あの土取りによってせっかく道路公園につくっていただいた貯水槽あたりも、現実に行ってみていただければわかりますように、これはもう土取りの砂が流れ込んで非常に貯水槽は浅くなっております。したがって、住民の方から貯水槽のどろをあげてくれというふうな要望もたくさん出ておりますので、そういう点もひとつ踏まえ、さらにこれは大矢知が災害があったときに被害を受けるよりも、むしろその東の鵜なり、あるいは富田の西の方の方々の被害の方が大きいとは思いますが、この被害があつてから業者に補償をさせるんだということでは、先ほど申しましたように業者が倒産したり、資金的に困った場合に逃げられてしまったら、もうどうにもならないという点もございまして、申請をするときに若干の補償金額を積ませて、そして最悪の場合に、そういう面に充てていくというような方法もあるんじゃないかならうかと思ひますし、お互いに生活をしておる以上は、地主さんは土地を

売りたいという気持ちもわかるし、またその土を取ってほかへ売って生計をしようという方々の気持も私は起こると思うので、一概にむちゃくちゃにこれを差しとめるというわけにはいかないとは思いますが、やっぱり私たちの生活が重点的に考えられていかなきゃならぬと思いますので、その点ひとつ十分考えて、先ほど建設部長あたりも県の管轄とか市の管轄とか言っておりますけれども、土地が四日市市のものであり、住んでおる者は四日市市民という観点に立って、どうかひとつ県と密接な連絡をとっていただいで十分今後に対処をしていただきたいと思えます。

それから三点目の南部丘陵公園あるいは諏訪公園あたりの緑につきましては都市計画部次長から今後十分注意をしてそういうことのないように対処をし、委員会等もつくって前向きな姿勢で取り組んでいくというご答弁を評価いたしました。これについては了解をいたします。

産業廃棄物の処理場について再度ひとつご答弁を願いたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 再度のご指摘につきましてご答弁申し上げます。

それから、ちょっと最初私の説明の仕方がまずかったようでございますが、行政指導に当たって、苦情の状況によって県に同道をして市が意見を言っておるといふことで、全然ことしは四日市は行っていないというふうな受け取りをいただいたようでございますけれども、四日市市も、一回しかございませぬけれども、ついていったというふうにお答えをしたつもりでございますが、それから、前回確かに手続をされた埋立物が許可にならずに取り消しというか取り下げさせたということについては、地元の方のご熱意の結果と敬意を表するわけでございますが、

その後私どもとしては、そんな車が入りしているということについてはうわさとして聞いたこともございますので、保健所の方へはひとつ夜間等の調査をしてほしいというようなことを申し入れをしておたわけでございますが、私どももこの際改めて同道をして調査をしてみたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、埋立地がどんどん広がっているというふうなご指摘があったようでございますが、私も埋立地の一〇％を超えるようなふえ方をした場合には、当然申請が必要でございますので、その場合には県で行う審査の申すについていろいろ意見を申し述べる機会もあるわけでございますが、現時点では計画範囲を一〇％超えて拡充するというようなことでの申請もないように認識をしておるわけでございますが、その辺につきましては一度よく保健所とも調査をし、しかも、いまご指摘ございましたように平津の方を向いてどんどん広がって、汚水が、あるいは雨水が流れ出す可能性があるんだというふうなご指摘でございますので、その辺についてもよく調査をいたしたいと思えます。

それから調整池の件でございますが、確かに垂坂の市の方の埋立地では、あれを始めました四十七年から、いわゆる雨の水等の調整をするための素掘りの池などをつくりながら調整をしてきました。その後汚水の浸出の状況等を考えあわせた結果四十九年から五十年にかけて汚水の処理設備あるいは調整池の整備をしたというふうに記載をしておるわけでございますが、民間のものにつきまして、その辺いわゆる法規制との関係もございしますが、この調整池の件につきましても保健所の方がどんなふうな感覚を持っているのか、その辺の意向もただしながら保健所と意見調整をしてみたいというふうにご考えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（後藤寛次君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 質問をしたからようやく、ことしになって一回行ったとか、あるいはまた隣酸系の有毒なものを捨てようとしたが、許可にならなかったと、その後そういうような車が入りしておるといふようなうわさを聞いておるのでというような答弁とか、あるいはまた、私的な産業廃棄物の処理場には貯水槽は要るのか要らぬのか、明確な答弁もなかったし、これ以上環境部長を責めてもいい結論は出ないと思いますけれども、いずれにしても私は、公的なそういう処理場が北部と南部にあるんだと、それ以外に私的な処理場が基本的には四日市は必要なのかどうかと。そして、いままでの経緯は別として、今後そういうような私的な処理場をやめさせていくのかどうかというような基本的な考え方について最後に市長のひとつお考えをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 汚水の民間ベースの処理場でございますが、これは申請をしますと、それは規格に合っていれば取りやめるといふわけにはいかないんじゃないだろうか、だからできるだけ将来の流域下水道なり公共下水道への整合性を図っていくというのが、われわれのとり得る最善の策ではないだろうかというふうに思っておりますが、今後よく検討してみたいと思います。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 お忙しいところちょっと時間をいただきと思いますが、勇気ある古市議員の発言によって、どうも、公害、私の方にもらいそうなんです、自治会長を引き受けたのも、引き受けざるを得なかったのも、困難な問題があった、そのうちの一つなんです、これは。ところが、地区付近の者はその場へ見にいっただけ放っているか、こう言うんです。それ以上私はいまここで申し上げるわけにはいきません。そういう現状なんです。お察しいたきたいと思います。

そこで、ある日あるものを許可してもいい、許可したと、しかし、その後毎日毎日そのものだけ放っているかという保証がありますか。あるいは検査します。検査するまでのことはある程度わかるかもわかりません。その翌日何を放っておいてもわからない。大丈夫という保証がないわけです。住民の話によると、名阪を通ってきて放りにきているんです。なぜそんなところ運賃をかけて放りにくるんですか、そういう住民の恐怖があります。この恐怖は市長として何とかなくしてもらわなきゃ困ると、何かいいご感想をいただきたいと思いますが、下請にいいなどと言いますけれども、安かろう悪かろうでもうこういうことが出てくるんですよ、余り民間の方に任せておきますと。地方自治体としては絶対それはいけない。実は私のところから南部処分場ですか、埋立処分場、あそこまで約三十分ぐらい車でかかるんです。あそこがもう埋め立てして満杯になるといふ話を聞いておりましたが、満杯になるのももう十年延びたらしいですね。大変結構なことです。建設委員会で、学校を壊すから廃材を持っていくぞと、いつても来ないんだそうです。いながらあきなんです。それはどこへ行っているんですか。廃材ぐらいならいいですよ。そのようにいま古市議員は六つあると言いますが、その民間のところへ皆放っているんですよ。それもいいでしょう。だけれども、市固有の事務ですから絶対民間にやらしてはいけない、保証がないんですもの。それで古市議員は、大矢知の方へこう下がっていくんだからいいと思っておいたら、開発をすると、覆土していくと私の方にも来るんですよ。そういう恐怖におのいていますが、市長何か対策をお願いいたします。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 産業廃棄物全体について、すべてこれを自治体がやらなきゃならぬということになると大変なことになると、私はそう思っております。したがって、いまご指摘のような事実については私の方もよく調査をして、早急に対処をするようにしたいと、かように思います。

○議長（後藤寛次君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 あらかじめ通告してありますその順に従って質問いたしますので、要領よく的を得た答弁をいただきたいと思えます。

まずその一つは、三重用水事業についてであります。その後ということになりますが、私は昨年十二月の定例会の一般質問で、六十年三月完成と言うけれども、総事業費が当初の百二億円が昨年現在で七百八億円にも、完成時には一千億円を超えるのではないか、また農家が給水される水価についても、当初計画ではトン当たり一円五十銭であったものが六円になり、完成時には幾らになるのかわからない。また事業の中で県営で進める分の農家負担一・五％は金額にして幾らになるのか、さらには、当初の完成予定が五十年であったものが、十年も延長されていることについて特に農家は了承しているのかなどについて、昨年十二月ただしたのでありますが、その答えは満足したものでありませんでした。それで私は、三年に一回発行されている三重用水だより、これを活用して、または臨時号を発行して計画変更の経緯と内容を詳しく農家に周知させることを求め、特に経過と将来展望、農家負担について一覧表にまとめて提出することを求めたのでありますが、前段につきましては最終事業費も決定していな

いのでということでしたけれども、一覧表については判明している数字をまとめて報告する、こう答えられております。その後議会には大まかな数字が提出されましたものの、農家には報告された気配がありません。私の記憶違いであれば幸いですけれども、昨年十二月以降農家に対してどういう方法で、どういう内容で周知されたのか、改めてお尋ねをしたいと思います。ことし三月発行されました三重用水だより、これを見ても全体の年度別事業概要と総事業費が掲載されているだけで、肝心の農家負担については記載されておりません。三重用水だより以外の方法で周知するのであればその方法、内容を示していただきたいと思えます。

ことしの四月には議員選挙が行われたのでありますが、私は、実はいま質問しているような内容につきましてこの六月に質問をしたかったのでありますけれども、一年間様子を見ようと、こういうことになっておりました。ことしの十月三十一日付のある新聞で「どうなっている三重用水」、こういうタイトルでのレポートが発表されました。全容がいつできるのか、工事関係者さへ見当がつかない、お役所仕事だ、こういう内容になっております。私も全くそのとおりであると思えます。しかし、それで済ますわけにはまいりません。事業の進捗が延び事業費がかさんでいくことは、お役所仕事の一言で済ませても、済ますことのできないのは地元負担、特に農家負担であり、通水後の水価であります。私はあえて昨年十二月の質問事項をここで繰り返しません、私の質問事項を思い起こしていただき、私が求めた内容を農家によく理解していただける方法、内容で周知してもらいたいと思えます。すでに質問をしてから一年が経過しているのですから、いまさら経過も現在も、さらには将来もわからないというお答えは返ってこないだろうと思えますが、農家に周知することを約束していただけるかどうか、お答えを願いたいと思えます。

次に、質問事項の二点目の水田利用再編の三期対策についてお尋ねをいたします。

米の構造的過剰に対するため昭和五十三年から十年間をめどに水田利用再編対策、いわゆる稲作転換が始まり、五十九年から最後の第三期に入りますが、農林水産省ではすでに第三期対策の骨子をつくり近く省議で検討をする運びになっております。その骨子の内容は、一つは期間は三年間とする。二つ目は需給ギャップを年間三百四十万トン、面積にしますと七十ヘクタールに相当することになっておりますが、三百四十万トンとし、年間四十万から五十万トンの在庫上積みを図るため目標面積は六十万ヘクタール。それから三つ目は転作目標面積のうち多用途利用米生産を六十万ヘクタールのうち六万ヘクタールを実施する。四つ目は奨励金単価は十アール当たり一律八千円引き下げ、保全管理、通年施行はさらに五千円引き下げる。五つ目に団地化、集団加算は第一種加算として十アール二万円、地域の実態に応じて産地化などを図る転作を第二種加算として一万円を交付する。六つ目は他用途利用米生産にはトン当たり七万円の政府助成を行うというものでありますが、この農林水産省案に対しすでに全国農協中央会などでは、転作奨励金の現行確保、二つ目に他用途利用米の助成は転作奨励金並みのトン当たり十万円にする、こういう要求を出していま折衝中であります。日本の稲作は収穫量を順調に伸ばし安定しているかのように見えますが、その内容はきわめてもろい基盤の上に立っております。ことしの十月十五日現在、本年の作況は九七、やや不良と発表されました。これは全国平均でありませんが、明治十一年に作物統計が実施されて以来初めて四年連続の不作ということであります。今後も果たしてこの四年連続の不作を克服して、増勢に伸ばしていくことができるかどうか、深刻な問題だと思います。農林水産省では一九九〇年見通しとして平年反収量を現在の四百七十八キロから五百十キロに上昇すると見込んでおります。その反収増の見込みと消費減退との需給ギャップから組み立てられておりますのが生産調整計画でありますが、今後反収を毎年四キロから五キロ以上上乘せしていかなければ、五百十キロまでにたどりつくことはできません。大変なことであります。一九九〇年の見通しを立てたのは実は一

九七八年であって、その年の反収は四百九十九キロ、史上最高と言われた豊作の年であります。この年以降、俗に言うササニシキとかコシヒカリ、これにまさる新品種も開発されなまま今日に至っておりますが、このような状況の中で第三期対策であります。これを四日市に縮小してみたときどういう状態になるのか、私は大変心配に思っております。

まずその一つは、割り当てられてくる転作目標面積が一体四日市ではどの程度になるのか。二つ目は、果たして農家はこの転作目標面積を受け入れる余地があるのかどうか。三つ目は、奨励金が七万円に減額されておりますけれども、生産調整に応じるだけのあれがあるのだろうか。四つ目は、現在麦作が進められつつありますけれども、安い価格の他用途利用米に果たして切りかえていくことができるのかどうか。五つ目は、現在すでに農家ですら自分の田を、いわゆる減反、生産調整しているために飯米すら確保できない農家があります。今後そのような農家がふえていくのではないか、こういう心配を数限りなくしているのでありますけれども、四日市では一体どうなるのか、その見通しと、さらにはそれに対する対策をどうするのか、説明を願いたいと思っております。

三つ目の質問事項でございますが、北勢沿岸流域下水道事業についてお尋ねをしたいと思います。

県営の北勢沿岸流域下水道事業が名のりを上げてからすでに八年が経過すると思っております。四日市ではすでに一部では関連事業が進められているところでありますが、海水の汚濁による漁業補償問題の解決、これが長引き、当初一期工事はたしか五十六年完成を目標にした事業であったと思えますけれども、一向に進展しておりません。そこで、この事業の進捗状況と今後についてお尋ねするわけでございますけれども、質問をします基本的な私の精神は、三重用水事業の質問と同じように市民負担の軽減、事業経過の隠すことなき現況報告にあることをあらかじめ予告しておきたいと思っております。

先ほど申し上げたとおり、この事業が名のりを上げてからはや八年になります。一期工事の完成年度は五十六年ということでありましたが、計画どおり進展していないため、すでに多くのしわ寄せが生じていることでもあります。特にこの事業の北部処理区に属する地域で民間の手による開発行為が進められ、造成をされました住宅地の人々であります。団地開発の当初には、五十六年には北勢沿岸流域下水道事業が完成するから、それまで処理能力があればということ、下水道処理場の建設または改良工事を役所が指導したにもかかわらず、完成予定年度が来ても一向に計画どおり進んでおらず、そのため下水道処理場の処理能力が低下をし、保健所からも指摘をされるなどして使用不能になったり、または使用可能にするためには莫大な費用を要するため、その費用捻出に苦慮しているなどという地域が出てきております。せめて北勢沿岸流域下水道が完成するまでは市の処理場に連結してもらえないだろうかという声も出てきております。いまの施設に多額の投資をして改良したとしても、流域下水道が万一早くできることになればむだな投資になるのではないかとこのような声もあります。その他の地域では個人浄化槽が多くなり、農業用水の汚れがひどい、何とか流域下水道が早く完成しなければという声も大きくなりつつあります。一体流域下水道の事業は進展しているのかどうか、進展しているとすれば当初の計画がいつ完成する予定なのか、お尋ねをいたします。

もし進展していないとすれば、今後の計画推進日程はどうなっていくのか、それまでいま困っている地域、住宅地における終末処理場の市への統合、またはそれ以外の助成は考えられないのかどうか、お尋ねをいたします。

さらには、北部処理区内の人々は完成を一日も早く望んでいるのでありますが、その一面ではそのときの事業費負担を恐れております。ある程度の経費負担はやむを得ないとしても、多額であれば大変なことであります。また細管、支管の埋設計画すらも発表されておりませんが、どのような計画が作成されつつあるのか、これまた聞いて

おきたいことでもあります。事業費負担と細部にわたる事業計画は一体どうなっているのか、また、市民にはどのような態勢、受けざらと申しますか、これをお願いしようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

すでに南部処理区の事業決定をしようとする今日ですから、北部処理区については当然のことながらいま質問をいたしましたようなことはもちろんであります。その他のことにつきましても計画されつつあると思いますが、その内容等を隠すことなくひとつ説明をしていただきたいと思えます。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午後二時一分休憩

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後二時十七分再開

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 三重用水事業について、私からお答えをいたします。

この三重用水事業は、実はご指摘のありましたように、事業がいつどういつ計画で終わるのか、そして総事業費が幾らになるのか、さらに、それぞれ地元負担というものがどうなるのかということが一向に明らかにされないまま今日に至っておるといふことから、昨年度のご質問があったというふうに思っております。私どももこの点は一番心配をいたしておるところでございます。私は三重用水土地改良区の理事長を兼ねておる関係もございまして、このことについては県を通して、水資源公団の方に明らかにするようにということで何度もことしの初め以来迫っ

ておったわけですが、ようやくこの十月になりました三重県、水資源公団の関係者が協議をいたしました結果についての本事業に対する考え方の説明があつたわけでございます。

この説明によりますと、十月の半ばごろ、実は三重県の審議官が三重用水の問題について市の関係者と協議をしたいということに来て、説明があり、その後十一月になりましたもう少し詳しい事情がわかつてまいりました。

その点をいまからご説明を申し上げますが、現状から言いますと、事業完成年度が非常におくれまして、事業費が大幅に増高をいたしておる。しかも、その事業効果が現実のものとなつてあらわれていないということで、国の方では県に対して早くやるようにということを変迫つておつたようでございます。国の方と私も実際この水を利用する側の両方から県が責められておるといのが実態でございます。現在大蔵省が認めております事業費といふのは七百八億円の事業費でございます。これは五十六年度単価で、六十年三月完成ということで、当初四十六億円の三月に認可を受けましたこの事業費、百二億円をずっとスライドをさせてきた金額が五十六年度単価で七百八億円ということでございます。これが現在ではすでに、五十七年度単価に直しますと七百三十二億円という事業費になっておりまして、この七百三十二億円の事業費では、部分的ではあるが給水が必要とする地区へ給水をして、まず事業効果の発現を図りたいという考え方を示しているわけでございます。

この七百三十二億円という数字で、すべての事業を終わるといふことにはならないわけでございますが、一応現在の状況でいった場合には、第一期工事としてそういう方向で詰めていこうということのようでございます。

県の考えています部分的地域というのは、員弁、多度、桑名、菰野、四日市、鈴鹿の各一部ということになっております。

この七百三十二億円の場合に市としての事業費負担額を試算をいたしますと、年額約三億六千万円、十七年間の償還ということになりますし、農家の受益者負担ということになりますと、現在朝明支線、竹谷支線が完成をいたしております、三重用水土地改良区定款第二十五条に基づいて試算をいたしますと、年間十アール当たり約二千五百円、これも十七年間の償還ということになるわけでございます。

さらに、先ほど申し上げました部分通水を行った場合は、四日市市では現在末端まで給水管が布設されており、すのは、県営圃場整備事業が施行されました県、三重、神前地区の約五百ヘクタールでございます。状況からいいますと、ことしの夏通水テストを行つて通水を確認いたしましたのでございます。現在市といたしましては、この受益十五地区に対して五十九年からの暫定通水についての説明会を三重用水土地改良区、県土地改良区、三重県と同行をいたしまして説明を行つておる段階でございます。

関係機関と協議をいたしました説明内容は、受益地の中で現在ポンプ施設等の維持管理費が年間十アール当たり三千円を超えている地区、これは約五百ヘクタールの中で二百ヘクタールぐらいあるわけですが、この三千円以上かかる地区に対して、三重用水の水を灌漑期間中給水をいたします。管理費として約三千円をいただきたい。また、現在の管理費がトン三千円以下の地区、これが残りの三百ヘクタールでございますが、これにつきましては、千ばつ時に三重用水の水を給水するをいたしまして、十アール当たり年間五百円の管理費をいただきたいという説明を行つておるところでございます。

ご指摘のありました周知徹底の問題でございますが、末端受益者への事業経過等の説明がいままでほとんど行われていない。金額が幾らになるのかも確定をいたしておりませんし、実は七百三十二億円という数字は五十七年度単価でございますし、当初計画の中から急溪流をカットした状態での試算ということになっておりまして、最終幾らになるのかという説明は依然として今日までいただけてない。こんなようなことで私どもが大分迫つたわけ

ございますが、従来この説明会が行われていないというのが実情でございますので、このいま言いました暫定通水の説明会を十五地区に対して行っているわけですが、その中では受益者の方々から、やっぱり厳しいご意見、お話が出ておるわけでございます。

今後早くこの計画を確定してもらいまして、関係機関とも十分協議をして、定期的に地元関係者へ本事業の現状等の説明あるいは「三重用水だより」の発刊ということに努力をいたしてまいりたい。かように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、農業関係のことだけを申し上げたわけでございますが、そのほか水道、工業用水等の関係もあるわけございまして、水需要が現状では比較的安定をしておるということでございますが、先行きを考えますと、やはり水資源というものは、供給源というものは確保していくべきではないだろうかというふうに思っております。

ただ、事業費が増高いたしましたして、市あるいは受益者の負担もともに過重負担になるといけないということでございますから、これらの問題について今後国、県等に強く働きかけをやってまいりたい。かように考えておる次第でございます。

第二点、第三点についてはそれぞれ担当の方からお答えをさせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） 第二点の水田利用再編対策の第三期対策について申し上げます。

ご指摘のとおり、来年度から三カ年の第三期に入るわけでございます。過去五十三年から一期、二期とやってまいりました。五十九年度からは、先ほどご指摘のございましたような、若干奨励金あるいは転作の内容も変わるわけでございます。

先ほどご指摘がございましたが、大体五十九年度は、国におきましては六十万ヘクタールの、転作目標面積が示されておるわけでございますし、各都道府県に対しても、去る十一月九日に配分を見ております。それからさらに、各市町村関係でございますが、これは去る十二月七日に各市町村別に数字が配分をされました。その配分されました目標面積は、四日市では五百九十五・四ヘクタールでございます。五十八年度が六百三ヘクタールの目標でございますから、余り変わりはございませんが、若干下回っておるのが実態でございます。

この中には、先ほどご指摘がございましたように、新しい他用途利用米というのがこの面積の中に含まれております。これはおおむね目標面積の一〇％ということで、具体的な数字の配分はまだされておりません。

この転作目標の推進につきましては第一期、第二期を通じましていろんな農業団体等にぜひようお願いをいたしてきておるわけでございますし、現在ではある一定の実績を上げ、定着をしておるのではないかとこのように考えております。

ただ、この水田利用再編対策ということにつきましては、やはりご指摘にもございましたけれども、米の需給均衡という、需給を均衡させるということでの国の政策としての大事な仕事でございます。したがって、私どもは今月の二十三日に推進のための協議会の開催を予定しております。この達成についてのご協力を関係農業団体のところへお願いをするつもりでございます。

ご指摘の奨励金が下がり、あるいは他用途米がふえるということでは非常に不利になったのではないかとこのように思いますが、特に他用途米につきましては、その中身としてみそとかせんべいとか穀粉、そういったものに利

用されるわけですが、正規に米をつくって検査を受けて、流通の段階では流通業者、指定集荷業者を通るわけですが、それに対する政府の奨励金あるいは米の買い上げ価格等を比較をいたしまして、不利にならないようなことを考えていきたいというふうに考えております。具体的には、現在青刈り稲というのをやっておりますけれども、あれは青刈りにしてそれを飼料にいたすということでございます。現在四日市ではそれが約九十ヘクタールございます。全体の一割をオーバーしておりますが、こういったままでやっていただいております。青刈り稲等をこの他用途米に転用して、青刈り稲以上の奨励金を得るように、あるいは集団転作等をさらに進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 下水道部長。

〔下水道部長（前川鉦一君）登壇〕

○下水道部長（前川鉦一君） 第三点目の北勢沿岸流域下水道事業につきましてお答えをいたします。

まず最初に、事業の進捗状況と今後の見通しについてでございますが、北勢沿岸流域下水道北部処理区につきましては、昭和五十一年に北勢地域の二市九町、約一万ヘクタールの区域を、四日市におきましては三滝、海蔵川以北の地域について、汚水処理を対象に総額約一十億円の事業費で全体計画が策定されたものでございます。

その中で、まず第一期事業として約三百六十億円の事業費で桑名市、四日市市、朝日町及び川越町のそれぞれ一部、約三百二十ヘクタールを、このうち四日市につきましては、富田、富洲原地区の一部、百十九ヘクタールを対象として、昭和五十六年度より県営事業として事業に着手してまいりましたが、ただいま質問の中でも触れられましたように、浄化センターの立地に当たり諸問題の解決に手間取りまして、ようやく五十七年一月着工の運びとなったものでございます。

工事は現在桑名市と川越町、四日市市富洲原地区におきまして、桑名幹線及び四日市幹線の一部管渠工事と浄化センターの建設工事を進めているところでございます。

昭和五十八年度までの事業投資額は約七十一億円でございますが、過去二年間国の下水道予算も年々ダウンし、今後の事業予算の確保は一層厳しい状況に置かれているものと予想されるわけでございます。

したがって、三重県では最小の投資額で効率的に事業を進めていくために、今後は四日市幹線を最重点に整備をいたしまして、昭和六十三年ごろをめどに一部地域での水洗化が開始できますよう現在事業計画の見直しを行っております。

国の厳しい財政事情によりまして、流域下水道事業は全国的にも大幅なおくれを見られますけれども、今後とも三重県、関係市町ともども事業促進のため予算獲得に努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、汚水管渠の整備についてでございますが、これにつきましては、市としましても今後県事業の進捗とあわせて、汚水管渠の整備を進めてまいります予定でございますが、これにつきましては、四日市幹線の工事がおくられておりますため、浸水対策としての新富洲原合同ポンプ場及び雨水幹線の整備に全力を挙げてまいりましたが、来年度からはこれに加えまして、四日市幹線の進捗とあわせ、富田地内の受け口周辺から順次汚水管渠の整備を進めてまいります予定でございます。

次に、住宅地におきます終末処理場の市営への統合あるいは助成の件でございますが、市営への統合につきましては、既設の各処理場がそれぞれの処理区域を対象として施設規模が定められ、建設されていることから処理能力に限界がございますので、簡単にはほかから汚水を受け入れるということは現状困難でございますので、これは大変わずかしい問題ではないかと存するわけでございます。

しかし、助成につきましては昭和五十八年度より環境部の方におきまして集中浄化槽の改良に対しまして融資制度を設けさせていただいておりますので、ご活用願いたいと存するわけでございます。

最後に、事業費負担の件についてでございますが、この問題につきましては、本市の場合すでに下水道受益者負担金制度を設けてございますので、基本的には水洗化が可能となった時点におきまして直接利益を受ける区域の方々に事業費の一部を受益者負担金としてご負担いただくことになろうかと存するわけでございます。

ご負担をいただきます具体的な額等につきましては、今後供用開始の時点までに関係市町の間で十分協議をいたすことになっておりますので、ご了承を願いたいと思っております。

なお、負担金対象の事業費の中には現在県営で行っております事業費は含まれませんので、つけ加えさせていただきますたいと思っております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 三重用水の関係について、一年間待っておりますら少し前進をしたお答えをいただきました。特に三千円以上すでにかかっている地域といいますが、ポンプアップなりで費用のかかっている地域、これが約五百ヘクタールのうち二百ヘクタールほどあるそうでございますけれども、これに通水ができるようにと、こういうことでございます。私はこんなふうに理解しました。

実はその前にお尋ねしておきたかったのでございますが、三重用水事業といましても国営事業、あるいは県営分、それから改良区組合、三つがやっていくわけでございますが、六十年三月完成というのは国営の分なのか、県営も含んだのか、これがはっきりしたかったわけですが、もし聞き間違いであれば訂正をして説明願いたいと思います。先ほどからのお答えを聞いておりますと、県営の分も含められているように、こういうふうに私は理解しておりますけれども……。

ところが、話を聞いておりますと、現在かかっている三千円以上のところに一部通水ということになって、十アル当たり二千五百円で十七年間の償還と、こういうことですから、どうも事業が全部終わらないわけでございますので、県営の分についても一部しか完成しないんじゃないだろうか。そうやってまいりますと、残った分の県営事業なり改良区の仕事があると思うのですが、これに対する地元負担が、これが一二・五%でございますが、かかってくると思うのです。

これが今度十七年間の償還にしても、十アル当たり二千五百円でおさまるのかどうかという心配もします。先ほどお答えがなかったのですが、トン当たりの水価、これは補給水ということになっておりますけれども、事業費の負担が十アル二千五百円としましても、あと給水を受けるときの水価が、私も言いましたように、最初は一円五十銭であったのが三円になり、現在は六円と言われているやないか、完成したときは一体幾らになるのか、十円以上になるのか、二十円になるのかわからぬやないかと、こう去年言ったわけです。そこらあたりが十月の段階で三者が協議された模様でございますのでまだはっきりしないかもわかりませんが、今後さらにそういう問題も出てまいりますので、これはできるだけ早い機会にはっきりしてもらいたいと思っております。

なお、最後にお願しておきたいのは、十月から十二月にかけて三者で相当に話が進められている内容がいま報告されました。

これは私がおもと言っておりますように、受益者負担がありますから、一部給水、面積でいえば二百ヘクタールとということになるかわかりませんが、その地域だけに説明しに行かずに、その前に「三重用水だより」は三年に一遍

しか出さぬのですか。

私は去年もお願いしたと思うのですけれども、せめて年に一回臨時号でも出してほしいと言いました。だから、ここまで話が進展をしてきて、ある程度わかってきて、六十年三月で一部給水していくと、こういうことになれば、もう一度これを発行していただいて、こういう内容のものじゃなくて、こんなあかぬです。こんな見たって農家の人わからぬです。写真なんか要らないですから、いわゆる一体水がトン当たり幾らになるのかとみんな心配しているわけですから、そのことがよくわかるように、ひとつ編集方法も考えて私は出してやってほしい。説明しに行くのに現地へ行けなくても、これは二百ヘクタールの面積のところを対象に行かれたとしても、その他の農家の方もこれさえ見ればなるほど三重用水事業はいまこんなことになっているのかとわかるように、ひとつ親切丁寧にしてやってほしいと思います。

実はことしの三月号なんです、去年の十二月質問したわけですので、三月にはそういう内容のものが掲載されてくるだろうと期待しておったのですけれども、私の十二月の質問をどういうふうに受けとめられたのかわかりませんけれども、先ほど申し上げましたようにごく簡単に総事業費だけが、あるいは総事業の概要だけしか記載をされてないような内容になっておりますので、いま一度加藤市長の親切心を發揮していただいて、これが私の加藤カラーだと言わないで、もう一歩前へ出て加藤カラーの親切心を發揮してもらいたいと思います。

それから、水田再編の三期対策ですが、部長の説明で大体わかったわけですが、すでに四日市では五百九十五・四ヘクタールの割り当てが来ていると、こういうことです。その中で大体一〇%、一割が他用途利用米に充てていく。その後の説明でちょっと迷ったのですが、現在青刈りやっておりますね、これが九十ヘクタールあるわけでしょう。これを他用途利用米の方に転用していく。そうすると、現在の青刈りの田が九十ヘクタールですから、恐らく

いままでの転作をしてきた、これは一割程度の面積になるんじゃないかと思うわけです。

今度割り当てられた五百九十五ヘクタールというのは、一割めどにする転用に当てはまってくるのかどうか。委員会でもいいわけですが、せつかく四十四人の方が聞いておられますからこういう場でひとつ明らかにしておいていただきたいと思えます。

それから、北勢流域の関係ですが、六十年三月めどに一部が使用できるようにと、こういうことだと理解するわけですが、そうやってまいりますと、さらに仕事は速めてもらわなきゃならぬと思うのです。

いまの説明からいきますと、恐らく四日市では富洲原、富田地域が順番にくると思うのです。ところが、当初発表された計画でいくと、海蔵川流域から孤野町まで幹線の線が延びておったと思うのです。あの概要説明書はもう残ってないかもわかりませんが、持っている人は持っていると思うのです。そうすると、そのときに発表された全体の計画が一体いつ完成をして、おれたちのところは一体いつになったら来るのだと。さらに、それは本管ですから、市のやる支管というか、細管というか、これはいつごろになるのだろうか。その上に立って部長が説明をした水洗便所設置の助成制度といえますか、これを活用していけると思うのですけれども、その細管というか支管というか、その計画がまだ出てきてません。

その作業をできるだけ早くして、関係地域に、いわゆるもう少し言えば、北部処理区域に知らせてやってほしい。知らせてやって、それがいつごろできるかということをはっきりしておかないと、後で私が申し上げた、いま現在民営の処理場で困っているところの人たちが、保健所にも指摘されているようなところが、今後一体どうしたらいいのかという対策が立てられない。立てられるようにひとつしてやってほしい。改良するのに多額の金額をほおり込んで、後でえらいことをやってしまった、早いところ北勢流域下水道が来てしまったし、むだな投資をしてし

まったなど、こういうふうには後悔しなくてもいいように、これまた親切心をひとつ発揮をしていただいて、広報なり何らかの方法で私は知らせてやってほしい。このことだけを申し上げておきたいと思えます。

ごく一部だけ、三期対策の関係ですが、この関係でちょっと私の聞き漏らしがあったかもわかりませんので、改めてお聞きしたい点がありますので、お答えだけ願っておきたいと思えます。

○議長（後藤寛次君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） 他用途米の数量でございしますが、先ほど申し上げました市へ配分されました面積の中に含まれるわけでございます。

それから、おおよそ一割でございすけれども、具体的な、それぞれ地区ごとの配分につきましては、新しい制度でございすので、一般の食糧よりはうんと安く販売がされますので、その辺を農業団体関係者とよく詰めて、地区間でアンバランスにならないように配慮していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤寛次君） 下水道部長。

〔下水道部長（前川鉦一君）登壇〕

○下水道部長（前川鉦一君） 大変申しわけございません。

先ほど私ご説明申し上げました中で、流域下水道の供用開始の時点を六十年度と申し上げたようございまして、実は六十三年というございまして、ご訂正をさせていただきます。

それから、ご指摘のございました細管、支管等地元と関係の深い事項等につきましては十分ご趣旨を踏まえまして今後取り組んでまいりたいと思えますので、ご了承願いたいと思えます。

○議長（後藤寛次君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 産業部長にちょっとお願いしておきますけれども、現在市内を見ておきますと、ところどころに荒れたままのたんぼが放置されています。せっかく基盤整備なんかをしましても、荒らかしたままというんですが、そういうところがあるわけです。そういうところも含めて、これは農家指導の問題になりますけれども、他用途利用米なら利用米を、あるいはその他の作物などを耕作して、せっかくのたんぼを荒らかしたままにしておかないような、そういう農林行政の指導も含めてもらいたいと思えます。

それから、下水道の方で北勢流域の関係ですが、六十年三月と聞いたのがまた三年延びて、六十三年に訂正されましたのでちょっと残念でございすけれども、その六十三年にしても、一部の地域だと思えます。

そうなつてまいりますと、北部処理区の大部分のところはまだ供用開始にはならないと思えます。そういう意味では、まことに困るところもありますので、時間がございすから後で改めて申し上げますが、何らかの方法をひとつ考えてほしい。たとえば十年間これは使用可能だと、こういうことで役所の方が行政指導していただきながら、すでに十五年も二十年近くも経過をしているところがあるわけです。そういうところを、行政指導した以上ある程度、責任をとれとは言いませんけれども、カバーができるようにひとつ考えてほしいということを最後に要望しまして、終わりたいと思えます。

○議長（後藤寛次君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 多様化する今日、専門分野職員の採用とか、民間留学とか、またせっかくご任命された部長の降格人事とか、いろいろ人事政策について、その中でも専門分野につきましては、福祉分野また地区市民センターの職員について専門分野と各議員の皆様方からいろんな人事政策についてご意見が出ていることはご承知のとおりでございますが、そうした中にありまして、三点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず助役問題に関連して二点ほど伺いをいたします。

行政を進める上で一年間のうち最も重要な時期に市長がおっしゃるように、一人助役で乗り切れるとするなら、行政改革の叫ばれている今日、条例改正をして、いっそのこと一人助役にしてはというような意見も出ておられるわけでございます。

各部長ががんばってご努力をされるということも十分理解ができますが、朝の金森議員のご質問の中にございましたように、坂倉助役のお部屋に行ってもなかなかお会いできない。そうした中で、複雑化する住民要求等を踏まえて、この一番一年間で重要な時期に一人助役で乗り切れるとするならば、もういっそ一人でいいじゃないかという意見がまた議会等でも出ておられるわけでございます。そうした考え方について、朝のお答え以後もう少し進んでお答えをちょうだいしたいと思います。

続きまして、助役の退職金問題についてお尋ねをいたします。

三十七年二カ月お勤めになられ、三輪氏は職員として、また助役としてその任務、職責を十分果たされましたので、その金額について問題にするわけではございませんが、今回の約五千万ほどの金額の査定をされた基準についてお尋ねをしたいと思います。

三輪氏のこの金額査定につきましては、四日市市職員退職金手当支給条例に基づいて出されたということでございますので、職員条例を見ますと、「職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となったときは」というような項目にのっとりまして、当然市長公室長から翌日に助役に就任されたわけでございますから、今回の計算が妥当であるという、条例に基づく妥当性になるわけでございますが、各市の状況、各都市の状況を見るに至りますと、大半が特別職退職手当支給条例というものを設置されて、慰労金条例をなくそうというような形で進められているのが現況だろうと思えます。そうした形で今後議員の期末手当も含めていろいろ検討する中で、一度研究をさせていただいてはいかがかと、こう思うわけでございますが、どうでしょうか。

続きまして、消防次長の人事についてお尋ねをしたいと思います。四日市市だけがと聞かれるほど消防長並びに消防次長については市長が決めておられる形になっているわけでございます。そうした中で、現場サイドからの皆さん方のお声を聞き、また私自身の感想からいたしても、もうそろそろ消防次長を現場登用されてはどうかという感がするわけでございます。

お聞きするところによりますと、一般市長部局の仕事について、なかなか消防から、現場から上がってこられる皆さん方がそうした事務手続がわかりにくいということでございますので、現在市長部局の方から次長が行くという形になっているわけですが、もしそうするとするならば、一時的に消防次長を二人制にしてなお今後一人現場登用というような形には持っていけないものかどうか研究をさせていただいたらどうかと、こう思うわけでございます。

続きまして、部長の配転に関する序列についてお尋ねをしたいと思います。来年は退職される部長が多いと聞いておりますが、この部長をつくる際に序列を重んじていただきたい、こう思うわけでございます。

私どもの地域におられます館長の例で見ますと、産業部長をされて、消防次長をされて、そして四郷の館長になっておられるわけです。また、たとえばほかの消防次長を経験された方ですと、地区市民センターの館長をされて消

防次長に行かれたとか、環境部長をされて消防次長、議会議務局長、また、消防次長、病院事務長、総務部長という形になっておるわけでございます。

ですから、四郷の館長の例を見ますと、産業部長をやられて、消防次長をやられて、それから四郷の館長になつておられることなんですが、見た感じですと、どうしても降格人事になつておられるのじゃないか。私も市長に先ほども申し上げましたように、降格人事についてご質問したときに、一笑に付されたという思いがあるわけですが、そうしたことから見ますと、たとえば現在の市民部長が、部長級ですから四郷の館長に來られると、いまは館長は招集の方になつておられるわけですが、それがひっくり返つて、今度は招集される側になつておられるという感じがする人事異動をされている、配転をされているという感じがぬぐえないわけです。

以前、六田教育次長が図書館長になつたことがあります。図書館長が非常に重要だから部長級を持つていったとするならば、教育民生委員会の中でも出ていただいたらどうだという声も聞かれるわけでございます。そうした配転については、もう少し心の行き届いた序列を重んじて配転をしていただいたらどうかという気がするわけでございます。

続きまして、防災対策についてお尋ねをいたします。

九月一日の防災訓練についての感想でございますが、その当時、朝サイレンが鳴りまして、内閣総理大臣、以下ずっと文章が流れてまいりました。その内閣総理大臣以下の言葉を受けまして、私も笹川あたりで電話で連絡をしていくわけですが、ああいう団地の場合ですと、大半女性が受けていただきます。そうしますと、内閣のナイという字はどんな字だということから始まつて伝達をしていくわけでございます。ですから、ああした文章をいきなりその日に伝達文章として流すことじやなく、今後は一つの決まつた文章で、Aタイプだ、Bタイプだというよう

な形でセットしておいて、ある程度簡略化できないかという気がいたします。

ご心配の方にお聞きいたしますと、兵隊の伝令訓練で雨が降つたというのが、最後には雨がやんで晴れていったというような伝達になつていくおもしろいゲームがあるようですが、そうしたようなことでだんだん伝達文章が変つていくという現象を目の当たりに見たときに、そういう文章の簡素化について何とか研究をしていただきたい、こう思うわけですが。

続きまして、的確な情報伝達システムについてですが、私どもの地元でも要望させていただいておりますが、本年九月に実施された防災訓練時の情報伝達について、やっぱりいまの文章についてもそうでございますが、自治会組織によるものであったので、何とか無線方式を普及し、三宅島噴火、それから山陰豪雨でもそういう方式があつたので、非常に防災に役立つたということを伝え聞いております。この方法は、また私どもの町を例にとつて恐縮でございますが、平常時にはコミュニケーションの媒体として、四日市市の進める地域社会づくりにも非常に役立つという感じがするわけでございます。

全市でもしこうしたものを設置するならば、どのぐらいの費用がかかるかわかりませんが、一つのモデルケースとして団地あたりから、なぜならば、コンビナートにお勤めの人たち、そのコンビナートに勤めるご主人方はその職場での防災隊員になつておられるわけですし、また、遠距離通勤をしておられるご主人方が多くおられますので、そうした意味におきましても、何とかこうした方式をまず団地あたりから設置してはどうかという感じがするわけでございますが、いかがでございますでしょうか。

続きまして、ガスタンクの建設についてお尋ねをいたします。

名四国道を昨今走っておりますと、突然大きな球形タンクが建設されておりました。そしてその球形タンクが

し爆発すれば、この名四国道の高架はすつ飛ぶだろうという気がして、いつもおっかなびっくり走っているわけですが、通産省がガス事業法に基づき指導しているわけですから、現在県が指導権を握っておられるだろうと思いますし、申請する際にはどうしても県が指導権を握っておられます。

ああいう大きなタンクを建てるときに、建築確認のように、たとえば小さなものでも建築確認のときは、市の建築指導課ということで指導を仰ぐわけでございますから、こうした大きな球形タンクについて、ガス事業法だから県だけしかかわれないということじゃなくて、何とか都市計画部、建築指導課、そのほか各部署におきましてこうした建設する前に協議会をつくって、また消防等も入って研究できないものだろうか。許可をする際のそういう条件を出せないものだろうかということを考えているわけですが、いかがでございますでしょうか。

続きまして、教育についてお尋ねをいたします。

これは非常に小さいことでございますが、ことしの秋の運動会の時期は非常に雨が多くて、各小学校、中学校ともご苦労をなさったとお聞きいたしております。

その一つに、ある小学校では順延制度をとられたために順延順延でいままして、給食のない日がどんどん続いたというのが実態でございます。その月の給食費は幾らいただいたかはわかりませんが、これは校長先生の判断というところでございましょうが、天気による判断ですから、大変むずかしい判断ですが、だけれども、その日に決行した学校もあるわけですから、その辺のことについてちょっと感想をお尋ねしておきたいと思っております。

それから、運動会のお疲れ休みということでお尋ねしたいのですが、九月二十三日に笹川東小学校は運動会をさせていただきました。そして、二十四日は土曜日です。そして二十五日が日曜日。それで、九月二十三日のお疲れ休みが九月二十六日の月曜日に実施されました。笹川のPTAの皆さん方から見ると、土曜日に休むよりも月曜日

に休んだ方が先生は楽だということでございます。私もそういう感がしてなりません。

ですから、普通お疲れ休みということになりますと、子供たちにとりまして二十四日に休んでいただくというのがいいのじゃないかという気がするのですけれども、その辺についての教育委員会の指導はどうされているのかをお尋ねしたいと思います。

その次に、十月二日に運動会のあったところにつきましては、次の月曜日にお休みをされています。それはいいと思えるのですが、十月五日に教育研修集会在学校の先生で持たれています。その日に子供は一時間で帰ってまいりました。ですから、その日こそ十月三日に休まないで、十月五日に教育研修会の日に学校を休んでおいたらどうだったんだろうという気がいたします。

また、教育研修会は四月からわかっていたわけですから、そういうような移動をさせていくとか、夏休みに、また春休みにそういう研修会を開いていただくように指導はできないものかという気がいたします。

こうした休みの問題について昨今感じることで、創立記念日が創立記念日の日にやらないで前日にやって、創立記念日は休みという形をとっているところが非常に多うございます。私も小さいころは、この小学校ができた日だからということで、それこそいまの限授業をして、お祝いをして帰ってきたものですが、その辺の指導はどうされているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、十月三十日に四日市市では空き缶一掃という日がございます。たかさんの空き缶が集まったということでございます。ごみの副読本を出して小学生への皆さん方に本で研修さす、研修していただくということもいいことでございますが、十月二十九日の土曜日ですから、その以前に子供たちに空き缶の袋を持たせて、せめて十月二十九日の土曜日の朝でも、一個でも拾ってこいという、校庭の教育から校区を美しくしていくという実践教育

まで持っていけないのか。来年の空き缶一掃に対して、その辺を普及していただいてはいかがかという感じがしておりますので、お尋ねをしておきます。

それから、修学旅行について少々お尋ねをしたいのですが、現在四日市市の小中学校の修学旅行についての付添人、すなわち教師に対しての補助金が少ないというので、毎年学校長は教育委員会にその増額を陳情してきましたが、十年間一人六千円、これは中学校ですが、小学校ですと三千円というまま据え置きになっております。

一つの例で申し上げますと、中学校は全部東京方面へ参ります。総額三万六千円ぐらいかかるということでありますが、この三万六千円の内訳は、県から配分のあった旅費のうちから一万円、市から六千円、PTAから二万円という状況であります。PTAがほとんど負担しているようなものであります。

この補助について関係する市の人たちにお尋ねしてみましたら、教師は県の身分だから、県から出すのが当然でしようという答えが返ってまいりました。この言葉も当然だと思えますが、これは県から各学校へ配分された旅費がどう使用されているかという実態を知らないから言えるのではないのでしょうか。この実情を調べてみたら、出せるものではありません。市にお願ひしても出ないから、やむを得ずPTAにお願ひしているわけです。PTAとしても、自分のかわいい子供のためでございますから、支出を余儀なくされているわけです。同時にPTAは経費負担軽減の問題を訴えてくるわけです。

学校長がこんな陳情をしているのは四日市のほかそんなにありません。鈴鹿市でも一万八千円、津で二万七千円、松阪、久居、桑名あたりは全額出しております。伊勢は八〇％出されておりますし、三重郡の四町は全額町で負担しております。この近隣の市町村ですらそういう形でありながら、四日市市に六千円からさっぱり上がらないという実情につきまして、教育長にご判断いただくとすることは非常にむずかしいでしょうから、これは他市町村の関

係もございまして、政治的にご判断をいただき、市長からご答弁をいただきたいと思えます。

続きまして、地域づくりについてお尋ねをしたいと思います。

毎年地区懇談会をどうしたらいいだろうかということで、改革してほしいということで私も質問をさせていただいておるわけですが、相変わらずのような形式で、特にことから四郷では六人も市会議員ができましたが、私たちの市会議員の前を住民から市長部局に対して陳情が空気のようになんて飛んでいくというような形でございます。陳情会を開くなら陳情会を開くで、もう少し集めていただく人の考え方もあろうかと思えますので、何とかならないのかということでお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、地区市民センターの大きさについてお尋ねいたします。

四日市市では、Aタイプが七百平米、Bタイプが六百平米、Cタイプが五百平米という基準をつけておりますが、できた各センターの大きさを見ますと、地域の政治力によって非常に多くのばらつきがございます。羽津は六百三十二、常磐は六百六十三、塩浜は六百四十八というぐあいに、政治力の強さでもって地区市民センターの大きさがかわっていくのでしょうか。

ですから、せっかくA・B・Cというタイプで基準を決めてあるわけですから、このあたりをもう少しきちっとしていただきたい。大きくできた地域はそれでいいでしょうけれども、小さくつくられた地域はどうしてもひがむという気がいたします。地域格差をなくするような設計方法をお願いしたいと思います。

続いて、市職員の地域割り制度について提言をしたいと思えますが、四月に選挙がございまして、そのときには市の職員方は各地域ごとががんばって集会をされていたようにございしますが、自治会、子供会に参加していただきたいという事は前に申し上げたことがございます。

しかし、このように最近の複雑な住民のニーズを上手に把握していくために、いろんな課の人が、いろんな事業課の人が各地域に住んでおるわけです。たとえば四郷なら四郷で、住んでいる人たちがその地域の地域指標、または地域要望を十分踏まえながら毎日市役所にお勤めいただくということが、最近出ておりますいろんな問題、リージョンプラザの問題も前に出ておりましたし、新化製場の問題、末永・本郷区画整理の問題、それから前田町の市営住宅の問題、富田一色地内の下水道の問題等、非常に多くの住民運動が起きているわけですが、そうしたときにもそうしたことをやっていくときに、各課が担当しているからその課だけ心配すればいいのだということじゃなくて、もう少し平面的に、横断的に物事を職員の皆さんが考えていただくためにも、そうした形をつくっていただきたいと、こう思うわけでございますが、よろしくお願いしたいと思います。

これで第一回の質問を終わります。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十七分休憩

午後三時三十五分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 人事政策についてお答えをいたします。

まず助役問題でございますが、先ほど私は口の中でぐちゃぐちゃとご答弁を申し上げましたんでちょっとお聞き取りにくかったかとも思うんですが、助役というのは、四日市は二人で従来やってきておりますので、その方針は守りたいというふうに思っております。できるだけ早く決めたいということをお願いいたします。一応公式発言としては三月いっぱいまでということでございますが、できるだけ早く皆さん方におはかりをいたしたい、そういうつもりでございますので、ご了解賜りたい。

それから退職金の問題でございますが、十分ご存じのようございまして、詳細を申し上げる必要もないというふうに思いますが、いまの四日市市の条例では職員が退職をした場合の取り扱いは、そういう取り扱いになっておりますので、そのとおりやっておるといふことでございます。さらにこの慰労金の問題は、条例が一応ありまして、予算の範囲内で支給できるということなんですが、一体どういふ計算になっておるのかということ、すでに大分古い話でございますが、昭和四十一年平田市長の慰労金を決定する際の一応内部的な取り決めがございまして、それによりまして市長は百分の五十、助役百分の四十、収入役百分の三十ということになって、今日までこの前例をずっと踏襲してきておるといふ実態でございますので、今回の三輪助役の退職に当たりましてもそういうふうにお願いをいたそうと、こういうことになっておるわけでございます。

そこで、よその市のことをいろいろ調べてみまして、かなりまちまちでございましてけれども、慰労金に相当する分については退職手当支給条例を一般職と特別職とで別の条例を設けておるところがありますし、県の方ではそういう取り扱いになっておりますので、ご指摘のあったようにやっぱり別に条例をつくった方がいいんじゃないだろうかということ、早急検討に入っておる段階でございますので、いずれ成案ができた次第おはかりを申し上げます。それから、消防次長の人事に関してご指摘があったわけですが、現状ではやはり事務的な問題等になりますと市

長部局との連絡が非常にたくさんあるということから、従来はこのような方向をとってきておるわけでございますが、最近では優秀な管理監督能力を持った消防職員もだんだんに育ってきておりますので、今後の人事面につきましてはご指摘のあったような方向で対処してまいりたいと、かように思っております。

それからもう一点でございますが、部長の序列を重んじた人事ということなんですけれども、職務がかわっても等級間に序列がかわったということはないんですけれども、職務権限の本身によって、若干ごらんになられてそういうお受け取りになるきらいがないわけではないというふうに思っております。したがって、今後はどういふふうな取り扱いをしていくか十分検討しながら、できるだけ合理的な方向にやっていきたいというふうに思います。それから第二点については、それぞれ担当者の方から、お答えします。

特にご指摘のありました教育問題につきまして、修学旅行の補助金でございますが、元来県費支給ということになっておるたてまえ上、市費でそれを出すというのはいかがかとということで、そういうおもんばかりをしておたということもございますが、県費の配当旅費が非常に少ないということもございまして、実態では大分困っておるということでもありますので、教育行政に大きな影響が出てはいけないというふうにも考えます。他都市の状況等を勘案して、これは来年度以降改善をしてまいりたいというふうに思っておりますので、そのようにご理解をいたしておきたいというふうに思う次第でございます。

それから、地区懇談会でございますが、最近では、実は地域によってずいぶん様子がかわってまいりまして、四郷では過日ああいふことで終始をいたしましたし、その他三つ、四つ同じようなところもありましたけれども、ずいぶん様子のかわった地区懇談会をそれぞれの地区で工夫をいたいただいてやっておられます。私はそういった方向で、それぞれの地区に見合った地区懇談会のあり方というものをごせひやってくださいということをお願いしております。

て、余り陳情みたいな形になるのは必ずしもいいことではないというふうに思っております。市民部を通じまして、地区市民センターの館長から地区の方々とお話し合いをしてもらうように、そしてそれぞれの特性を發揮していただくようお願いをいたしておるわけでございまして、ずいふんと多くの地区でそういう催しが今年度は持たれました。だんだんよくなっていくことではないだろうかというふうに思っております。今後私どもこの面については、それぞれ担当部の方からお答えをいたします。

○議長（後藤寛次君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 第二点目の防災対策についてお答え申し上げます。

情報伝達ということについてでございますが、ただいまもご指摘ございましたように、島根県におきます集中豪雨あるいは三宅島の大噴火、そして日本海中部地震と大きな災害が続きました。この際の人命の被害は、平素の住民の心がけによるのが非常に大切でございますが、情報が的確であったかどうかということが被害を大きく左右いたしておるのでございます。本市におきます住民の方々への災害情報の伝達につきましては、防災計画に基づきますサイレンとか半鐘であるとか、自治会組織あるいは自主防災組織等を通じております。また地域によっては放送設備を自治会等において設置された、そういった設備を通じて伝達されるわけでございますが、何段階もの中継による伝達によりまして、ご指摘のような恐れももちろんあるかと思えます。最近の技術革新の進む中でやはりより確実により迅速に伝達を行うとすれば、新しい方法としてご指摘ございましたように一斉無線方式という方法があるわけでございます。これは防災行政無線固定型、いわゆる同報無線とわれわれの方で申しております、概

算いたしますと経費が全市で約六億ほどかかる予定でございます。また、最近特に重視されてまいりましたCATV等のニューメディアも含めまして、地域コミュニケーションにも役立つ多面的な、そして本市にマッチした利用方法等につきまして現在いろいろ調査研究をいたしている段階でございます。

次に、情報伝達の簡略化ということでございますが、現在気象の予警報につきましては、気象庁、県、市、消防等防災機関同士におきましては、簡略文で情報の伝達を行っておるわけでございます。ただいまお話しございましたいわゆる大規模地震対策特別措置法に基づきます警戒宣言の例が出たわけでございますが、これの一番基本は、いつ、どこで、どれくらいのものが起こるかということが住民に知らせる一番大切なことでございます。その中で、どこでとかどれくらいという問題につきましては、もうすでにご承知のとおり静岡県沖駿河湾であるとか、マグニチュード八とか、一応の予測はされておるわけでございますが、いつという問題になってきますと、数時間以内に起こるのか数日以内に起こるのかという警戒宣言の幅もあるわけでございます。こういったいろいろの災害情報につきまして簡略化すればどうかというご提言でございますが、ある意味ではかえって混乱を招くことも考えられるわけでございますが、ご指摘の点については今後よく検討をいたしたいと存じます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 消防長。

〔消防長（山口 博君）登壇〕

○消防長（山口 博君） 防災対策につきましてガスタンクの増設につき法令上市の建築指導が及ばない状況にある、したがって、その安全を確保するために関係機関による協議会的組織をつくってはどうかと、こういうご趣旨であったと思いますが、それにつきましてお答えを申し上げます。

ご質問のガス会社のタンクの増設につきましては、ガス事業法によりまして通産省直轄の行政事務として許可等が行われております。したがいまして、市も県も法令では何らの権限も与えられておりませず、これに関与することができないのが実情でございます。しかし、このような施設がいわゆる地域に及ぼす災害の防止、安全性の確保といった面につきましては、法令のいかんにかかわらず、市として等閑視できない重要問題でございます。そこで、従来から消防本部といたしましては、消防法による立入検査を行いつつ安全性をチェックして改善を要する点があれば積極的に関係方面に申し入れる、こういう措置に努めておるのでございます。

ご質問のような、関係機関による協議組織をつくるという点につきましては、連絡の緊密化なり法令の運用に地元の行政機関の意思が反映できることにもなりまして、安全性の確保に効果的であると思われましますので、県と十分に協議してみたいと考えております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 教育にかかるとの四点ほどの問題にお答えを申し上げます。

まず、運動会等の振りかえ休日でございますが、学校がそういった行事を日曜日にやるということについては、ほとんど小学校、中学校でも半数ぐらい日曜日にやっておりますが、その振りかえ休日のとり方がまちまちであると、その趣旨が先生本位になっているやないかと、こういうふうなことだと思えます。確かにそういう事実もございまして、非常に心情的には、疲れたあくる日に休むのが当然だと思えますが、一応規則等によりましては前後一週間に振りかえ日を設ければいいということになっておりますので、その辺がなかなかむずかしいわけですが、そういったことを言っておるような時代ではないという、そういう厳しさもありますので、今後十分に指導をしてみたいと思えます。

それから、運動会等が日延べになった本年度の場合、確かに九月の末から十月にかけて、多い学校で四回ほど給食を休んだ学校がございますが、本市では学校給食の年間実施数を百八十五日と定めて、それに基づいて月々の給食費を計算しておるわけです。各学校では学校行事等を勘案して給食実施計画を立てておりますし、会計は学校長の管理のもとに運営されていますが、いろんな都合で各学校に給食日数の差ができて不平等が生じるという場合があるわけですが、年間の繰り越し日数を、文部省は上限を七日というふうな指導をしております。したがって、そういった中止をした場合に会計上余剰が生じるということもありませんし、またなるべく生じないように簡易給食等で対応することもございますけれども、余剰が生じるような見通しになった場合には余分に果物あるいはデザート等をつけ加えるようにして還元を図ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

三番目に、学校創立記念日の取り扱いでございますが、本市の学校管理規則の中に休業日というふうに決めてあるんでございます。したがって、学校では前日に学校の歴史や、あるいはそのいわれについていろいろ話をしながら当日は休業日としている、こういうふうな扱いをしているわけですが、このことは長年の慣行になっておりまして、その日を出校日として教師にも勤務日になるということにはならないので、ご理解をいただきたい。十分にその趣旨を徹底するというところで、私もは指導をしまいたいと思うのでございます。

それから環境美化教育、特に空き缶回収活動を通して決められた地域全体の活動に協力する意味から前々日あたりに袋を渡してという、もちろんそういう学校もございます。実践力をつけていくということから、校区を美しくする活動に子供自身が参画することは私も非常に重要なことだと考えておりますし、学校舎の内外の清掃活動や遠足あるいは社会見学等、各種そういった行事はもちろんでございますけれども、実践化や、体験的なそういう実践化のための指導を今後ますます充実していかなきゃならぬ必要性を感じておるのでございます。ただ、登下校

のときに袋でもって空き缶をとということになりますと、一つには、一番懸念いたしますのは現下の交通事情ということから、やはり相当むずかしいという気がいたします。したがって、実際活動のためにはやっぱり地域ぐるみということから、もちろん学校が積極的に参画しながら、子供会、婦人会あるいは自治会等十分早くから連携をとって、どういう形で学校の子供を参加させるかということを決めて、地域に見合ったやっぱり活動が一番大事じゃないかというふうに考えておりますし、学校の協力がなかったということも一部聞いております。あるいは早くから学校が集め過ぎて、婦人会等が行ったらもう集めるものがなかったという、そういう話も聞いておりますが、よりよく奉仕活動の意味や実践的な態度が育つように今後とも指導をしまいたい、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） 先ほどの川口議員からのご質問の第四点目のうち、三つほどご質問をちょうだいしたわけでございますが、地区懇談会につきましては先ほど市長の方からご答弁を申し上げましたので、あとの残りの二点についてお答えをさせていただきます。と思います。

まず、地区市民センターの規模が地域によってかなりばらつきがあるじゃないかというご指摘でございますけれども、確かに四日市の地区市民センターの建設をいたします段階での一応のタイプとしては、先ほどご指摘のございましたようにA、B、Cの三つで一通りの基準を設けて建設をしているのが実態でございますけれども、ご承知のようにこのセンターをそれぞれの地域で建設をいたします場合に、行政サイドで一方的にそれなりの計画を立てて地区におろしておはかりすることではなしに、地区住民の皆さん方によります建設委員会のようなもの

をおつくりいただいて、そして市の方でつくりましたたたき台をもとにしながらいろんなご意見をちょうだいして、できるだけそれぞれの地域の特色を生かしたような形で、センターの建設に現在まで携わってきておるわけでございます。

一つの例として、たとえば羽津のセンターの場合は、これは敷地の関係から、ご承知のようにいま三階建てのセンターが建てられております。それから小山田のセンターの場合には、消防の分遣所を併設してあるということもございまして多少大きくなっております。さらにはすべていままでの建物をクリアランスして新しく建てるということだけではなしに、従来の建物にジョイントをさせた、たとえば富田がそうなんです。あるいは内部もそうでございますけれども、既存施設に新たに公民館機能を充実させるために増築したケースというふうなことで、それぞれ一応の基準はございますけれども、こういった考え方に立脚して建設するたてまえから、若干のばらつきがあるのはやむを得ないことではないかというふうに考えております。しかし、それにいたしましたしても、大きく一つの定められておる基準から逸脱したようなケースのないようには努力はしておりますけれども、過去の議会の中でもたびたびご指摘をいただいておりますように、ワンパターンの画一的なセンターではだめじゃないかと、できるだけそれぞれの地域に特色を持たせたセンターを建設するようにとりようなご指摘もちょうだいしております。そういった意味も含めて、われわれはセンターの建設に努力をしておるということでございます。申し上げるまでもございせんけれども、力関係でセンターの大きい小さいを決めさせていただいておるということは、決してございせんので、念のために申し添えさせていただきます。

それからもう一点、地域社会づくりについての幾つかのご提言をちょうだいいたしました。先ほどのご指摘のように地域社会のいろんな活動に対し市の職員の参加が非常に悪いというご指摘は、いまの川口議員のほかにも私どもの耳にもたびたび、それなりの機会があるたびにお聞かせをいただいております。前回の議会でも申し上げましたけれども、地区懇あたりでもそういった声をたくさんちょうだいしておりますので、市長も特にそういった点については日ごろから市の職員の地域活動への参加ということについては、強くいつも指摘をしておるところでございます。いまもお話にございましたように、地域での活動はもちろんでございますけれども、市の仕事に携わる上にも、いまご指摘いただきましたように、地域での活動はもちろんでございます。今後とも市で行政を進めるといことは非常に大事なことでないかというふうに、私も全く同感でございます。今後とも市の職員が地域社会づくりの先頭に立っているリーダーオフマンになることができるように、そういった意識の高揚に十分努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご了承のほどをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 加藤カラーには珍しく前向きなご答弁が多かったので、再質問にくいような状態でございますが、笹川防災訓練がありましたときに、実は南の消防署長が総括して全部指揮をとっておられたんですよ。それで四郷の館長は隣にちよっと座っておられたわけでございますが、そうしたことは私どもにしても市民の皆さん方にしても、等級というのはいわからないわけですね。だから、等級ごとに皆さん方のお洋服でもかえていただきやわかるんですが、そうしたことで皆さん方のお声をいただきましたもんですから、何とかそういうことが今後ないようなことということでお願いしたわけでございますので、よろしく願いたいと思います。

それからいまの、面的に職員の配置ということをお願いをしておりますが、もう一つ違った面で、先般建設委

員長の計らいで私も藤沢へ区画整理の問題で勉強会に参りました。そのときには企画調整課とか地域振興課なんかも一緒にご同行いただいたわけです。やはり自治会運営の指導がきちつとなされているとすると、このようなろんな住民運動というのも起こりにくい、また情報伝達がきちつと起りにくいということもあるわけですから、各課各課で、住宅課の問題だから住宅課だけが解決すればいいんだとうことでほかの課が放っておくとするならば、しまいは余りにも住民運動の起こりやすい課には職員は行きたくなくなるというようなことも起こり得るわけでございます。そうした意味におきまして担当課だけがやっていけばいいんだということじゃなくて、そうした平面的な運営についてもご検討を賜りたいと、こう思います。

先般、環状一号線の問題で自治大臣の山本幸雄先生のところへお邪魔をいたしましたら、快く引き受けていろいろとご案内をいただいたわけでございますけれども、そのときに大臣のおっしゃるのには、どうもいろいろ予算をつけても土地の手当てがおくれているじゃないかというようなおしかりをいただいたわけです。そうした意味で一生懸命の方なり、また県の方がご努力をいただきましたけれども、市の方で滞りのあるようなことがあっては、せっかく予算なりいろんなことで形をつくっていただいても進めないということが起こり得るわけでございますから、面的な人事、職員の皆さん方の考え方、それから各課だけにとらわれず、いわゆる縦割りではなくて横断的な物の考え方立つように、それこそぐいぐい引っ張っていく市長ではないというように朝お聞きいたしましたのが、そういうことにおいては積極的にぐいぐい引っ張っていただきたいと、こう思います。

○議長（後藤寛次君） 山口 孝君。

〔山口 孝君登壇〕

○山口 孝君 通告に従いまして二、三ご質問を申し上げます。私の質問の前半につきましては、本日第二番にご質問をされました伊藤議員の質問に似たり寄つたりのことでございますので、その重複面を避けまして私なりにご質問を申し上げたいと思います。その際市長からは伊藤議員の質問に対しまして、来年度予算編成に当たっては思い切った考え方を取り入れると、こういうようなご発言がございました。私の質問内容と全く合致したような内容でございますので、私は登壇をいたしまして心を強くして質問に当たるわけでございます。時間も迫っておりますので、どうかよろしく市長の明快なるご回答を期待いたしながら質問をいたしたいと思います。

まず第一に私の質問は、昭和五十九年度予算編成を前にしてということでございます。まずその第一は、いろいろと市の方から各種助成金あるいは交付金が出ておるわけでございますが、この見直しについてご提案を申し上げます。ご質問をいたしたいと思います。

その第一番といたしましては、現在市の方から連合自治会に対しまして、これは連合自治会でございますから個人とは違うわけでございますが、年間一万円という助成金をちょうだいいたしております。皆さん方すでにご承知のように、自治会というものは自主的な団体でございます。市の行政の末端行政をいろいろとお世話つかさどっておるといのが現状の姿でございます。その自治会の集まりでありますところの連合自治会、四日市市には二十八地区ございます。この二十八地区、一団体に對して一万円ずつ年間ちょうだいしておるわけでございますが、意外にもこの金額の少ないのに驚いているわけでございます。たとえばいろいろの団体がございまして、市の方から助成をいただいておりますが、青少年市民会議というのがございます。先般高角町の方の川べりでモーテルを建設すると、これの反対署名につきましてこの団体が提唱をいたしまして、市民各位の反対署名運動を行ったわけでございますが、このような事態がありまして、ようやくこの団体の存在を私も認識をしたわけでございます。たと

えばこの団体には年間百万円という市の方から助成をさせていただいておるわけでございます。これといろいろ内容が違いますので、比較するのはどうかと思えますけれども、諸種の事情によって、また団体の性格によって、財政非常に困難な中から大枚百万円も助成をしている。一方、市の行政の末端を預かっていたらいておる連合自治会に對しては一地区わずか一万円、余りにもその差の大きいことに私も驚愕しておるわけでございます。今後来年度予算編成に当たりまして、市長は思い切った考えで予算編成を考えておるといってお話でございますから、せめて一地区五万円、仮に五万円一地区に助成を出していただきましても、二十八地区ございましてから百四十万円でございまして、その辺のところをひとつ予算編成に当たってご考慮をいただければ私どもの活動も大変ありがたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたい。市長の考えをいただきたいと思えます。

次に、二つ目といたしまして、市内に同和教育推進協議会、このような団体がございます。この団体は差別問題、人権問題を取り上げまして地区内をいろいろと人権活動、差別の撤廃活動に努力をしている団体でございますが、二十八地区あります中で現在この同推協、簡略しまして同推協と申し上げさせていただきますが、十三地区結成をされております。そして、私は日永でございますが、日永地区も早くからこの推進協議会が発足をしております、地区内いろいろな行事をとり行い、講演会あるいは先進地視察、また年間二回の会報なんかを発行をし、地区ごと同和教育の推進に努めておるわけでございます。ちなみに日永の同推協においては三十万円という助成金をちょうだいしております。また、その他の同推協の地区においては四十万円とか、あるいは三十五万円とか、新しくできた同推協の団体においては十万円内外だというお話も承っておるわけでございますけれども、この活動を活発に続けられるほど、この助成金の金額では足りないというのが実情でございます。日永同推協におきましても、本年度志摩郡の方に先進地視察ということでバスで勉強会に行つてまいりました。四十数名の方が参加をしてい

いただきました。これとても十五、六万円かかるわけでございます。また、他県から優秀な講師を招いて講演会をいたしましても、二、三万円講師の謝礼がかかります。会報を一回発行いたしますについても六、七万円かかりますし、また地区で懇談会をいたしますにも、茶菓子一つ出せずに苦しんでいるようなわけでございます。もちろんこの同推協の問題は、国民的課題である以上は全市二十八地区に設置されるのが本来ではあるかと思えますが、現在そのように活動しております団体について市の方の助成金がいささか足りません。来年度予算編成に当たつてこれまたひとつお考えをちょうだいをいたしたいと、かように存じますので、市長のご見解をいただきたいと思えます。

なお、その他いろいろな各種助成金がいろんな団体等に交付をされております。この件につきましては、伊藤議員からもご指摘がございましたように、その団体の力とか、あるいはその他の事情によりまして公平が欠かれておるといふようなことも間々承るわけでございますので、その辺のところ予算編成に当たつてはよろしくご審議をいただいて、そのように市民からの声の出ないようにひとつご努力をいただきたいと、かように考えるわけでございます。

次に、土木、下水予算について一言私の考えを申し上げ、理事者のお考えを承りたいと思えます。

その第一点におきましては、建設部に所属しております土木予算でございますが、道路とかあるいは舗装問題、このような市民要望は年間非常にたくさんあるかと思えます。ところが、その一年間に市民要望されました中で、その年内に要望が満たされるのはほんの一部でございます。私の地区におきましても大変たくさんの方の要望をされるわけでございますけれども、その年度内に要望を受け入れていただきますのは、わずか二、三〇%というふうなところではないかと思えます。このようなことを建設部の方、土木課あるいは維持課の方にいろいろとご注文を申し上げると、いわゆる予算が足りないんだと、こういうことで一蹴をされるわけでございます。加藤市政になりまし

てから七年間経過をしたわけで、来年度は二期目の市長として最終年度を迎えるわけでございます。金森議員の質問に対して市長は、現在までやっておる施策、これが加藤カラーなんだというお話もございましたので、非常に残念ではございますけれども、せめて最終年度、二期目の市長として最終年度はひとつこのような市民要望に対しては未舗装道路、これらの予算づけにおきましては多少のご考慮をいただければ大変ありがたいなと、私もさように考えるわけでございますので、これまた市長のご見解をちょうだいしたいと思います。

最後に、常時浸水地域の早期解決でございませうけれども、私は昨年十二月にもこのような問題でこの壇上から日永の一部地域の状況をご説明申し上げて、一日も早く早期解決への道を図っていただきますようお願いをすると同時に、理事者のお考えをちょうだいいたしたわけでございますが、なかなかこの解決につきましても、いまだ未解決のままでございます。私の地区のことを申し上げて非常に僭越ではございますが、去る十月十五日、恐らくあの十月十五日の雨というのは皆さん方そんなにたくさん降ったかなというお気持ちの方がたくさんあるかと思えますが、その程度の雨、別に台風も来ておりません。集中豪雨も来ておりません。そのようなわずかな時間の雨で私の地区の旧百五銀行周辺、範囲が拡大をされて泊小柳町の方まで浸水騒ぎがございました。約四十世帯が浸水しております。依然としてこのような常時浸水地域が解消をされないと、このことも一つには予算の裏づけがないからということに大きく起因をしているようにございます。市単独予算におきましては、年間全市の要望を満たすための予算が四億円内外でございます。このような現在の状況でございますから、これまたひとつ市長の最終年度としての英断を持って来年度の予算編成に当たって予算の増額をご考慮いただければありがたいなと、か

ように考えるわけでございます。

時間もすでに四時半になろうとしております。各担当部長のご答弁をいただく気持ちはございません。市長のみのご回答で結構でございます。市長のお考え方を明確にご回答をいただきますればありがたいと思えます。以上で質問を終わります。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

十二月議会というのは大体来年度の予算についていろいろとあらかじめの論議が出るのは通例でございます。確かにいままでの財政状況あるいは経済の景気の状態等を考えますと、毎年度の予算編成が今期につきましては非常にシビアな環境にあったということも事実でございます。そういった意味では確かに予算の伸びというもの非常に抑えられてきておると。私はやっぱりけさほど申し上げましたように、来年度についてはむしろ現実にはないと思うんですが、どうも不況感というものが何か国全体を覆っている、その不況感に何か打ちひしがれたような感じを受けるというふうに思っておりますので、そういった不況マインドを實際もいつまでも続けておっていいんだらうかと、多少は元気をつける必要があるんじゃないかと、そんなようなことを考えて、来年度予算の伸びについては従来と違った姿勢で少し考えてみたらどうだらうかということをお答えは、今日の段階では差し控えていた方がいいかと思っておりますが、ご意見は十分承りましたので、私もそれなりによく検討をさせていただきます。

いうふうに思います。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前十時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十七分散会

昭和五十八年十二月十三日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十八年十二月十三日(火) 午前十時開議

第一 一般質問

- | | |
|----------------------|--|
| 第二 議案第一〇五号ないし議案第一一九号 | 質疑・委員会付託 |
| 第三 議案第一二〇号 | 昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第四号)……………説明・質疑 |
| 第四 議案第一二二号 | 昭和五十八年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)……………委員会付託 |
| 第五 議案第一二二号 | 昭和五十八年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)…………… |
| 第六 議案第一二三号 | 昭和五十八年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第二号)…………… |
| 第七 議案第一二四号 | 昭和五十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第三号)…………… |
| 第八 議案第一二五号 | 昭和五十八年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第三号)…………… |
| 第九 議案第一二六号 | 昭和五十八年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算…………… |
| 第一〇 議案第一二七号 | 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について…………… |
| 第一一 議案第一二八号 | 四日市市職員給与条例の一部改正について…………… |
| 第一二 議案第一二九号 | 暴力追放都市宣言について…………… |

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

堀古橋野野永豊谷田高佐坂後後小小粉訓
内市本呂崎田田口中木野口藤藤林林川霸
弘元増平正忠廣基光正長寛博清也
士一蔵和洋巳正睦介勲信次六次次隆茂男

久喜川川金大大小小伊伊小青相
多
保野村口森谷島川藤藤井山松
博幸洋茂武四雅信道峯
正等善二正生雄郎敏一夫男尚

○欠席議員(二名)

堀中 渡山 山山 森森 毛水 水益 前
 村 辺本 路口 利野 野田 川
 新信 一 安真 道幹 和 辰
 兵 彦勝 剛孝 吉朗 哉郎 子力 男
 衛夫

○出席議事説明者

教 育 長	次 長	水 道 事 業 管 理 者	病 院 事 務 長	次 長	消 防 長	下 水 道 部 長	建 設 部 長	都 市 計 画 部 次 長	環 境 部 長	産 業 部 長	福 祉 部 長	市 民 部 長	財 政 部 長	総 務 部 長	市 長 公 室 長	収 入 役	助 市 役 長
館	奥	村	田	鈴	山	前	奥	東	樋	宮	岩	毛	阿	藪	片	平	坂
増	村	山	中	木	口	川	山		口	田	山	利	南	田	岡	井	倉
男	仁	利				鉦	武		照	利	義	道	輝		一	清	哲
	人	了	夫	勲	博	一	助	寛	一	雄	弘	男	彦	裕	三	三	男

次 長 伊 藤 長 爾

代表 監 査 委 員 吉 田 耕 吉

○出席事務局職員

事 務 局 長	川 合 一 郎
議 事 課 長	板 崎 大 之 丞
議 事 係 長	山 口 克 彦
主 事	鈴 木 晴 美
主 事	鈴 木 隆

午前十時二分開議

○議長（後藤寛次君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

本日の議事についてはお手元に配付の議事日程第三号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 一般質問

○議長（後藤寛次君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、来年度予算、施策に関してお尋ねをしたいと思います。

地方自治体の来年度予算編成をめぐる環境は特に厳しい状況にあることは、ご承知のとおりでございます。

今日の経済情勢について、景気の回復が進んでいるという見方をする向きもありますが、先月の企業倒産が中小企業を中心に、史上最悪を記録したことが示すように、多くの中小零細業者の経営や国民の生活の実態と感覚からは縁遠く、依然として厳しい状況にあり、ましてやその景気の回復なるものが当面国や地方の税収面を初め、財政の好転に結びつくような状況にはありません。

加えて来年度国家予算の編成は、中曽根政府がレーガンに誓約した軍拡路線に沿った軍事費の大増強と大企業、財界本位のにせ行革強行推進を前提に、歳出規模を前年度並みに抑制するというものでありますから、国民には間接税を中心とした税金や各種料金などの大幅な負担増、福祉・教育・生活に直結する公共事業の切り下げなど、一層多くの犠牲が強いられることは必至の状況にあります。

そうした中で地方自治体の予算編成はいずれもかつてない困難を伴うことと思いますが、しかし、だからといって国の動向に従って自治体もまた住民への負担増や犠牲の押しつけに輪をかけるようなことがあってはならないと思います。こうしたときであればこそ、住民の生活に直結し、その痛みも苦しみも肌身に感じ得る自治体首長の姿勢と手腕が問われるのでございます。果たして市長は本市の来年度予算編成にいかなる姿勢と具体的構想をもって当たられるのか、市民に明示して議論をかわし、創意工夫を結集してともに困難を打開し、市民生活を守る積極的な予算を編成するようにすべきであると思えます。

従来、来年度予算の編成に関して市議会が議論できる最後の機会としての十二月定例議会におきましても、市長は予算編成についての構想をほとんど示さず、市議会や市民は三月議会で提案された段階で初めて内容を知ることができ、推移してきました。私はかねがね主張してきているところでありますが、改めて各部署の要求の概要の公表や市長のより具体的な構想の明示など、予算編成をオープンにすることを求めるものであります。

さて、来年度予算編成に関して今議会でも昨日二人の議員が質問をされましたが、市長の答弁は「沈滞ムードが重なるというんな面で支障が出るので、思い切った予算を編成したい」とか「不況感をふっ切るために、従来と違った姿勢でやりたい」とかの範囲を出ておりません。

依然として深く深刻な経済不況のもとで、税収を初め財政の好転は望めないという一般的な見方がある上、さらに国家予算のかつてない歳出抑制等に伴う二重三重の地方財政難、あるいは福祉、教育、公共事業と各種事業の圧縮と、一方で増大する住民要求とのギャップの拡大にどう対処するお考えなのか明らかにされない中で、沈滞ムード、不況感をふっ切る、従来と違った思い切った予算を編成したいと言われましても、その積極的な意気込みは理解できるとはしても、実感がわかないのであります。せめてその裏づけとなる財政見通しと財源対策を含めて、いまま少し具体的な構想を示すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

次に、来年度施策、予算の中でぜひ取り入れていただきたいことを数点述べて、お考えを伺いたいと思います。教育関係についてでございますけれども、小中学校におきまして特別教室の水準が低いこと、そしてまたその不足が目につくのでございます。そして、この整備を求めるPTA関係者の声も強いのでございます。来年度以降、特別教室の整備促進について特別の手だてをしていただくお考えはないか。今日までの校舎の新設あるいは改築という面からの解放といえますか、その面での経費がとられることが少なくなってきたおる事情も考えて、この面の

努力を積極的に求めたいと思います。

次に、運動場の暗渠整備を促進していただきたいということでございます。

ことしの運動会は雨にたたられて、何遍も延びた学校があります。中には新設分離していったいわば新屋が雨の降った明るる日に運動会ができて、母屋が何日もできない、こういう状況もあったわけでございます。この運動場の暗渠整備の促進についても、来年度以降これまでと違ったテンポでの充実について努力をしていただきたいと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

次に、道路整備計画の見直しと促進でございます。

市内のあちこちでひどい交通渋滞が生まれております。市民の日常生活に大きな支障が出ているだけでなく、災害発生時など、その非常時の不安も大きいわけでございます。さらには、産業経済活動の上でもこの動脈となる道路の渋滞の状況は大きな障害となっております。

国道一号線、二十三号線対策について北勢バイパスが計画をされているということでございますけれども、これも二十年もかかるということでございます。四日市土山線のバイパスもしかりでございます。また、主な都市計画街路も区画整理に頼るといような状況でございます。また、古くからの集落の狭い道路、消防車も入れないような道路がございますが、こうしたところも非常に多く、ちょうど水路もあり、その整備とあわせて拡幅をしてほしいということに住民が求めても、なかなか実現されない状況にあります。道路整備計画を来年度思い切り見直し、整備促進の特別の措置をとるお考えはないか、お尋ねをしたいと思います。

次に、浸水被害地の即時解消という問題でございます。

今日まで四日市市が治水対策に多くの努力を払ってきたことは事実でございますけれども、しかし、いまなお常

時浸水地域が解消されておりません。ことしの六月、十月の例もそのことをはっきりと示しておるわけでございます。

この浸水常習地の解消には、来年度あるいは再来年度と、この二カ年ぐらいて思い切り解消するための手だてをとるべきだと思つてわけでございます。その意味では、たとえば公共下水道における水洗化のための事業とこの浸水被害地解消の治水事業と、こうした面での一定の選択も必要ではないかと思つてわけでございます。

たとえば、五十七年度公共下水道事業におきまして、建設改良費全体は四十五億円ほどでございますけれども、うち汚水処理施設整備のためにつき込まれたお金が十一億円余りでございます。そして、五十七年度に実際に水洗化可能となった戸数は、六百五十戸ほどでございます。これが下水道料金にどれぐらいいはね返ってくるかといえますと、千三百万円程度でございます。なお、せっかく水洗が可能になっているにもかかわらず、いろんな事情でいまだ水洗化していない。したがって下水料金にもはね返ってこないというものが金額にして四千七百万円ほどあるわけでございます。

もとより下水道事業はいろんな意味でも都市基盤の基本をなすものであり、必要でございますけれども、しかし、今日の浸水常習地がなお存在するという場合に、ある期間に限ってこの常習地解消に精力を集中する、こういうことも必要ではないかと思つてわけでございます。そういうことをするまでもなく、来年度あるいは再来年度あたりに常習地を解消することならばなおさら結構だと思つてわけでございます。この点についてお考えを伺つておきたいと思つてわけでございます。

二番目に、末永本郷土地区画整理事業の問題でございます。

九月議会におきまして、この事業は住民の方々の理解、賛同がなければできない仕事であつて、十分に時間をかけながら、いままで出された意見を集約をして、これを分析した上で国、県等の指導を仰ぎながらも一度検討をし直す。住民の方々のご理解、ご賛同が得られるよう、今後時間をかけて努力をしていきたいというふうな答弁をなされておるわけでございます。

その後建設委員会、協議会等では計画の見直しをすること、特に減歩率の軽減について国と協議をし、市独自にも軽減を考へて、東山会館跡地の買収交渉に当たりたいなどの説明もございました。十一月二十九日には「考へる会」との話し合いが持たれました。たまたま私はご案内をいただきます中でこれに参加をさせていただきますけれども、この中で市が明らかにしましたことは、減歩率の軽減を図る。そしてその一部に充てるために東山会館跡地買収も考へていることや、追加したものは都市計画街路、たとえば駅前線の幅員十六メートルを十二メートルにすることなどは考へてもよいとか、公園の場所の変更は可能だとか、あるいは過小宅地も浜田・西浦が三十坪であるけれども、それにしがみついているのは賛同を得られないので、末永の実情に応じて決めるようにしていくということとか、そういう説明があつた程度でございます。

参加者である「考へる会」の皆さんは、末永をよくすることに賛成だが、区画整理の手法には反対である。都市計画街路が末永の真ん中を走る計画は認めない。白紙にせよ、ルートを変えよ、過小宅地は七、八十坪にしてほしいとか、こういう意見があるわけでございます。

果たして市当局は地元の住民の意見をどのように受けとめておられて、今後どう対応されるつもりなのか。九月議会で表明されたようなことでこの事業が今後進められるのかどうか。いま市長らトップの方々の判断が特に必要になっているのではないかと思つてます。市当局の今後の対応いかんでは住民間の対立が生まれかねませんし、現場担当職員は苦勞するばかりでございます。この点市長の末永区画整理事業に対する地元住民の意向の洞察とともに

に決断が必要になっていいると思ひます。特に都市計画街路の問題は区画整理を実施するとしなにかかわらずそのルートなど重大な問題だと思ひます。この点についても果たして現計画について変更を加えたりする、こういう点でお考えがあるのかなのか、伺つておきたいと思ひます。

三番目に、市開発公社をめぐる問題でございます。

一つは、財団法人四日市開発公社が所有する坂部が丘三丁目地内の駐車場の賃貸借契約に関する問題でございます。

公社は坂部が丘三丁目地内の駐車場を五十三年七月一日以来A氏に賃貸してきましたが、先月末に解約をしたというところでございます。土地賃貸借契約書の上での賃借人はA氏個人ではなく、最初の五十三年七月一日の時点では坂部が丘協議会交通部代表A氏であり、これが五十五年四月一日付の一部変更契約で坂部が丘車友会代表A氏に改められ、五十七年四月一日付の土地賃貸借契約書では坂部が丘自治会代表、坂部が丘五丁目自治会長A氏となっております。

賃料は、五十三年七月一日から五十七年三月までは、月額十四万円。五十七年四月一日からは、月額七万五千元ということでございます。

この賃貸借に関して幾つかの問題や疑惑が持たれております。

一つは、十二月八日の時点で公社への賃料の支払いが、五十六年七月から五十七年三月分の百二十六万円と、五十八年八月から五十八年十一月分の三十万円計百五十六万円が滞つておりました。十二月二十九日に至つて四十七万八千円が支払われましたので、現時点での滞納は百八万二千円となっておりますが、これはどうなるのかということでございます。果たして公社はどうするのでしょうか。

二番目は、車友会はずでにA氏に五十三年七月から五十八年十一月までの間の公社に払うべき賃料総額、七百八十万円にありますが、この額以上のものを支払つており、賃料の滞納があることに驚くとともに、A氏の会計処理に不審を持つていいることでもあります。公社はこの点どのように判断し、対応しようとしておるのか、伺ひたいと思ひます。

A氏には車友会から公社に払うべき賃料総額以上の金銭の支払いを受け取つていいる以外に、未利用部分を転貸しして得た賃料収入の行方が定かでない、どうしたのかという疑惑が持たれていいるのでございます。また、公社にも契約書では転貸しを禁止しながらも、実際には転貸しを認めていたのではないかという疑惑が持たれていいるのであります。果たしていかがでしょうか。

四番目でございますが、車友会の人たちは、公社の賃料が五十七年四月から七万五千元になったのに、車友会からは月十万円を徴収していたことに対しても大きな不満を表明してあります。

これらの問題点、疑惑について、賃借人として契約の当事者である公社が徹底解明し、責任を持つて解明することを求めるものでございます。

二つ目には、財団法人四日市開発公社、四日市土地開発公社の組織、運営のあり方、事業の内容、事業の進め方について根本的的改革を求めるものであります。

役員的面につきましても、市長が理事長、助役が副理事長、収入役と九人の部長が理事、そのほかに市議会総務、建設委員長が理事、それから常務理事一人を置いていられるわけでございますけれども、四日市市長から開発公社への事業依頼をするにいたしましても、公社の理事長である四日市市長が四日市市長名で公社の副理事長に事業依頼をするというこういう民法上の問題もあつて変則な形にもなつておりますし、いま申し上げたような理事会の運営に

おきましては、理事会としてきちんとした議論がなされない。市長に任命をされる部長、職員が理事として座っておりまして、フリーに開発公社の事業の内容、運営等について議論を闘わすという場はとても保障をされているとは思えないのでございます。

こうした面も含めまして、根本的な改革を求めたいと思うわけでございます。

一回目の質問といたします。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。

まず、来年度予算の編成に向かって積極的な姿勢を示せと。その積極的な姿勢を示す内容として、各部要請額がどうなっておるか、あるいは収入見通しはどうなっておるかということはこの時点で明らかにして議論をせよということでございますが、これは、従来予算編成をやる場合に非常にタイミングの問題が重要なポイントになると思うのですが、実は来年度の国の予算の編成というものは大体十二月ごろから始まって、十二月の半ばごろに概算要求がまとめられ、大蔵原案がそれに対して示されるというのが実情でございます。したがって、毎年国の予算がどの程度になるのかということは、十二月の時点ではまだ明確にはなし得ない。十二月議会が終わってからさらに上京をして、国の各省との連絡を取ってやっておるというのが従来の実態でございますが、特に本年はただいま国会議員の改選中でもございますし、国の大蔵の内示案というのが固まるのは一月の十五、六日ということになっております。

したがって、そこから市の方にどの程度の国庫補助事業が配分をされてくるかということが予測つくわけでございます。したがって、いまこの時点で各部の要請の額というのを見ても、それが果たして来年度可能であるのかどうなのかというおおよその見当さえいまの段階では見通しがつきにくい、こういうような状況でもありますし、毎年そうですが、現に私のところへ予算の概略の数字がまとまって報告があるのは年明けてからでございます。

したがって、この時点では毎年皆さん方のご要請を十分私どもは承って、できるだけ皆さん方のご要請に処をしようということであつたわけでございますし、そのことは今年も特に国の予算案が後へずれるだけに、変わりないということでございますから、ここで議論をしても架空の数字に基づいた議論になるのではなからうかと、私はそういうふうに考えておるわけでございます。架空という言い方は少し極端な言い方になりますが、やはりたとえば下水道事業にいたしましても、補助事業が下水道全体の予算の中に占める補助事業と単独事業の割合を七五対二五にしようという国の厳しい指導があるわけでございます。

だから、国がたとえば十億補助事業を認めたら、その二億五千万は必ず単独事業をやりなさいということで、単独費が補助事業の割合によって変わってくる。こういうことでございますから、単独費の使い方もなかなか国の事業がどの程度になるのかということを見きわめながら単独費を使っていかなきゃならぬ。こういうことがありますので、実は私どもはやはりこの時点ではいま数字的に挙げて議論をするわけにはいかないというふうに思います。

昨日来私が何か沈滞ムードばかりではということを申しました。たとえば道路予算の単独的部分があるわけでございますから、そういった面についていまままで、ここ一、二年、二年か三年だと思つのですが、私自身が対前年度比一〇〇%いけばよろしいと、一〇〇%ということは伸び率ゼロということでございます。そういう姿勢で私自身がそういった単独事業に臨んでおつたということは事実でございます。これは財政の運用上やむを得なかつ

たというふうに思っておりますが、ただ、来年度の場合はそれをまた続けていくということでは無理というか、沈滞ムードは依然としてそのまま続いていくということではいけないのじゃないだろうかという気分的な気持ちを申し上げて、できるだけのご要請には対応してまいりたいというふうに申し上げたつもりでおるわけでございます。

しかも、昨日のお話のございましたような小中学校の先生の修学旅行の旅費の問題でありますとか、そういうものは四日市だけががんばっておっても、それは四日市の先生だけが厳しい思いをしておるといってすぎないことになりませんし、義務教育に対するご父兄の負担も四日市市だけがよその市町村と比べて大きな負担をしなければならぬというようなことではいけないというふうに判断をいたしておりますので、県に対していろいろ物を言うことは言うとしても、やっぱりそういった面で配慮をしなければいけないのだというふうに思っておりますのでございます。

したがって、そういうような考え方できのう山口議員のいろいろな具体的な指摘もございましたが、私は具体的にはお答えを申し上げることは勘弁をしてくださいということで、総体的な気持ちとして私は申し上げておるわけでございます。そういうふうにひとつご理解をいただいております。

それから、特別教室の問題についてご質問がございました。

特別教室の基準というものが、本市では小学校二十四学級で七教室、中学校十八学級で九教室として整備を進めてまいっております。五十八年度末での充足率は、小学校では七七・五％、中学校では八〇％となる予定でございます。

今後とも整備を進めてまいらなければなりません。第三次総合計画の完了というところと六十二年度末になるわけですが、特別教室あわせて余剰教室の特別教室への改修等を図っていくことによって大体完成をするというところでございます。先ほどご指摘のありましたように、ここの二年で大型といえますが、新しい学校の新設も一段落をいたしますので、特別教室の整備に重点を置いていきたい。来年度はそういったつもりで予算編成に臨ませていただく予定でございます。

次に、運動場の整備でございますが、五十八年度までに小学校三十九校中十七校、中学校二十校中十一校の整備を行ってまいりました。したがって、今後は大体年に二校ぐらいの目標で努力をしてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

暗渠等についてはそれぞれ具体的な事情がございますので、よく検討をして、できるだけ排水対策というものを力を入れてまいりたいというふうに思っています。

次に、道路の整備につきましてお話がございました。

道路は国、県、市と三者でやっておるわけですが、国道の整備というのは、一号線、二十三号線という道でございしますが、市地域全域にわたるといえば環状一号線でありまして、そういうものは県の方でやる。集落と集落を結ぶ幹線道路網並びにこれに伴う生活道路の整備は市という分担になっておるわけでございます。

ただ、最近国道で非常に道路が交通渋滞を来すほど車があふれておりますので、そのしわ寄せがこの地方の道路にまで回ってきておるといふ実態があるわけでございますから、国の方の事業の促進ということについてもわれわれは配慮をしてみなければなりませんし、同時にわれわれの担当してある道路の方に入ってくる車と人の交通というものを安全にしていかなければならぬという、かなり国の事業のあおりを食らっているという実態がわれわれの方にもあるわけでございます。

しかし、そういったようなことも考え合わせながら、地域の道路整備ということは急いでまいらなければならぬ

せんで、私どもは来年度についてやっぱり単費事業について見直しをしなければいけないのではなからうか、こういうふうにも思っておるところでございます。

それから、水路の整備でございますが、浸水対策と汚水対策の両面をやっておるわけでございますけれども、昭和四十五年以降につきましては公害防止の一環として公共用水域の水質保全のための下水道整備が急務であるというところで、公共下水道に力を入れておるわけでございますが、同時に四十九年以降、雨水排水対策というものがなければ、人の生命、財産に大きな影響があるということで、こちらの面にも努力を重ねておるわけでございます。

そこで、どうなっておるか申しますと、五十四年度から五十八年度まで、公共下水道及び都市下水路の建設費は約二百五十四億、このうち七七％が浸水対策として投資をしておるわけでございます。公共下水道ということがありますと、処理場圧送管というものに重点がかかっておりますので、どうしても現実にこれを使うということがおかれているということは事実であろうかというふうに思いますので、今後これらのことについても努力をいたしてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

いずれにいたしてもそういうようなことでございまして、来年度は少し単費についてできるだけの配慮をしてみたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、末永土地区画整理事業ですが、これは助役の方からお答えをさせていただきます。

市の開発公社の組織でございますが、これはすでに前にご指摘もございましたので、これらの問題については私どもはいま目下検討をいたしておりますので、できれば三月議会にはこの改正案をお願いしようかというふうに思っております。

駐車場の件については助役の方からお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） それでは、末永本郷土地区画整理事業につきましてのご質問にまずお答えを申し上げたいと存じます。

前議会でもご意見のございましたように、当地区の問題につきましては地域の住民からたくさん意見あるいは要望が出されておるわけでございます。

これにつきまして中身を集約し、分析をしたわけでございますが、この内容の中で計画案の多少の修正については、地域全体の整合性を配慮しながらやっていきたいというふうに思っておるわけでございます。

その中で、特に要望の根本的な問題ということになりますと、いまご指摘のありました都市計画道路の問題、あるいは地域全体の平均減歩率の問題、あるいは過小宅地の取り扱いの問題というふうにならうかと思えます。この点につきまして、当地域が本市でいままで行われた区画整理事業の地域よりも幹線街路の占める割合が多いということは十分認識をしておりますので、その点配慮をいたしまして、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

しかしながら、都市計画道路網を地元のご要望に応じてルートを変えろということとは、いままでの市民の皆様方から建築に關していろいろご協力をいただいたという観点からいたしたとしても、これは不可能なことでございます。都市計画決定どおり進めさせていただきたいというふうに思っておるわけでございます。その中で、この地区で川原町駅前線というのは後で追加された幹線街路でございますが、こういう路線につきましては、再度幅

員等について配慮をしてみたい、考え直してみたいというふうに思っておるわけでございます。

それから、過小宅地の問題、この地区については特に多ございまして、その点新しい考え方を取り入れながら、いま七、八十坪まではということではありますが、そこまでいきますと少し過大になりますので、四十坪あるいは五十坪の範囲まででどういうふうに持つていくかということをいま検討しておる段階でございます。

そういうことでただいま中身を若干申し上げましたが、今後国・県と、国補事業である関係から、調整をしながら、住民に対してもこの考え方を十分ご説明申し上げます、自治会あるいは個人の方々の対話を深めるために、市の職員も総力を挙げてとりかかりたいというふうに思っておる次第でございます。

それから、次に開発公社の駐車場を坂部が丘の団地の方々に賃貸をしておるわけでございますが、この問題についてお答えを申し上げたいと存じます。

ただいまご指摘がありましたように、五十三年七月に坂部が丘の一丁目から五丁目までで構成されております坂部が丘協議会の交通部の代表の方に駐車場を貸し付けたわけでございますけれども、これは当初一台月額四千円ということ、三十五台分で十四万円という契約をしたわけでございますが、その後昭和五十七年四月からは、協議会からの申し入れによりまして、坂部が丘の集会所を利用される方のために七台分を無償で貸与させたわけでございますが、残りの二十八台とお利用が可能になった二台を合わせまして、三十台分について再度契約をしたわけでございます。その賃貸料につきましては、その後の周辺の一般駐車場の賃貸料を勘案いたしまして、月額一台二千五百円ということに変更をいたしまして、契約改更をしております。したがって、三十台分で月七万五千元ということにいたしましたので、五町の自治会を代表される五丁目の自治会長と契約をしたわけでございますが、使用料の滞納等も先ほどお話がありましたようにございましたので、疑惑を招くというおそれもありますので、返還す

るよう指導し、十一月三十日に自治会長から土地の返還届が出てきたところでございます。

今後の土地利用につきましては、公社の直営による駐車場にするか、あるいは宅地分譲にしてしまいか等、今後地域の方々と十分な協議の上で適正な処分をしてみたいというふうに思っておるところでございます。

その間使用料の問題でございますけれども、五十八年度に四カ月分の未納額がございましたが、この分三十万円と五十六年度の未納分の一部、十七万八千円、合わせて四十七万八千円については納められたところでございますが、残りもまだ相当ありますので、今後も契約の相手方と十分話し合いをいたしまして、解決に当たりたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 来年度予算編成に関する市長の構想等の開陳、あるいは議会等の意見を聞く問題ですけれども、十二月議会で、タイミングが悪いということであるならば、この十二月議会以降の適当な機会に、少なくとも議会の意見を、あるいは来年度の予算、施策に関してのより具体的な内容を聞くという場を持たれる、そういうことを考えていただくことはできないか。県などは各会派の意見をきちんと時間をとって聞くという形をとっておるようでございます。この辺をご考慮いただきたいと思えます。

それから、沈滞ムード打破の思い切った予算を組む、こういうふうにお話しになりましたので、どういふものか大いに期待をする一面もあったわけでございますが、いまのご答弁でその実際の姿をかいま見させていただきました。いかが、ほぼ推察をさせていただくようなことになったわけでございますが、いずれにいたしましても、たとえば道路整備の問題について、単独事業という部分だけでなく、一度改めて道路の実態を調査されて、従来の計画

のペースの延長ではなくて、どうしたら早くできるか、何かいい方策はないかという点での検討をし、来年度それを具体化するのは無理というならば、その検討だけでも一遍きちんとしていたいただきたいと思うわけでございますし、また、治水事業につきましても、単独事業について若干配慮をするという程度では解消にはつながらないと思うんです。

ですから、先ほども申し上げましたように、一定期間に限ってこの公共下水道、汚水施設整備、こういう面の棚上げする方法をとるとか、いろいろな方法をとって、ここ二、三年の間に浸水常習地をなくするという、そういう思い切った措置をとっていただきたい。この辺の考え方をいまま少しきりさせていただきたいと思うわけでございます。

それから、運動場の暗渠整備でございますけれども、五十八年度の実績で見えますと、小中一校ずつでございます。そういう意味では、いま市長のお答えございました年に二校、小中学校に二校ずつぐらいはしたいと、一歩前進をされたお考えが表明されたのでございますけれども、一年間に小中学校二校ずつということになりましたも、小学校の場合は十年かかるわけです。中学校の場合も五年かかります。もっと積極的な対策をぜひ望みたいと思えますが、この点は今後努力をお願いしたいと思います。

それから、末永土地区画整理事業の問題でございますが、住民の理解と納得を得なければできない仕事だし、それを時間をかけてでもやるということでございますが、しかし、都市計画街路はルートの変更などはとてもできないというお答えですと、住民の理解と納得というのが得られるということにはならないのではないかと思ふんです。その辺のところの問題で、従来の街路計画はやはりどうしても見直さないといかぬのじゃないか。この駅前線の幅員の見直し、改善程度ではとても納得を得られるものではないと私は判断するのですが、この辺の判断は理事者

側は得られると理解しておみえになるのですか。改めて伺いたいと思います。

それから、坂部が丘の駐車場の問題についてですが、公社は、たとえば最初に月十四万円で賃料を決めたときに、実際には車友会は月十二万円ずつしばらくの間A氏に払い、それからその後は十万円ずつ払ってきたわけですが、つまり十四万円と十二万円、あるいは十万円という間には二万円ないし四万円の差があるわけですね。車友会だけの収入で公社へ賃料十四万円払うということは、とうてい不可能なんです。

ですから、契約では転貸しを禁止しておきながら、実際は転貸しを黙認してきたのではないか、認めてきたのではないか。この辺はどうなんですか。

そして、実態はどうなんですか。転貸しをしておったのかどうか。そしてその収入が、転貸しした収入がどこへどう使われているのか定かでないという疑惑もこの車友会の人たちが表明しているのですけれども、この辺は一体どうなってきたのか。

私はいまの助役のご答弁のままですととても理解できませんし、皆さんも理解できません。改めて監査委員等の監査を求めたいと思うわけでございますけれども、このことも含めて、いままし契約の当事者としての公社側の責任ある疑惑解明の方向と措置を明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（後藤寛次君） 助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） お答え申し上げます。

最初に、道路整備のどうしたら早くできるか、一遍道路網を見直したらどうかということでございますが、これにつきましても本市全体の道路整備の緊急度から、どの路線をどういうふうにやっていくかということ等から研究

をしてみたいというふうに思っております。

それから、汚水の整備を棚上げにして雨水排水に力を入れよと、こういうお話のように受けとめたのですが、これはやはり汚水整備というのは国の基本的な促進すべき事業というふうになっておりますので、国の補助を受けながらやっていく中では公共下水道事業の中で雨水一本にかためるということも非常にむずかしいということで、われわれは、気持ちとしてはそういう気持ちを持ちながら汚水も整備をしていくということになりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

それから、ただいま駐車場の貸貸問題の中で、転貸し等については実態が明らかになっておりませんので、これから責任を持って事情を調査いたしまして、責任を明らかにしてまいりたいと存じます。よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

末永につきましては、地元の同意が道路のルートをいろいろ求められるかということですが、これは私か都市計画部職員全員でもって熱心に地元に入って説明を申し上げ、ご理解をいただくより手が無いのじやないかと思っておりますので、その方向で努力をさせていただきます。以上です。

○議長（後藤寛次君） 暫時休憩いたします。

午前十一時二分休憩

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前十一時十四分再開

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 皆さんおはようございます。

通告の順に二点ほど質問させていただきます。ちようと衆議院選挙も終盤戦を迎えておりますので何かと気ぜわしいと思いますので、簡単に身近な問題に限って質問しますので、よろしく願いをしたいと思います。これは必ず答えてちょうだいしたいと思います。

まず第一点目は、北部清掃工場の前処理の強化とごみの分別収集についてお尋ねをしたいと思います。

この件につきましては、過般の地区懇談会の中で、たとえばこの中心部の地区懇談会の中では地区の婦人会長や自治会長などから行政に対する強い批判の声と不満の声が出ておったわけでございます。今後の対応についてはちよっとお尋ねをしておきたいのですが、参考のためにその場の話を概略申し上げますと、市の答弁としては、炭酸カルシウムの含まれたいわゆる市の指定するごみ袋を使用しない場合は、当初は十月からということでしたが、その場では来年の一月の中ごろよりごみは取らない。指定する袋に入れないとごみは取らない。こういうおごった答弁があったわけでございます。

この答弁を聞いて、自治会長とか婦人会長、それ以外発言のない人もおりましたが、大勢としてはむかついたわけでございます。この自治会長が理解をしたことをちよっと申し上げますと、たとえば焼却炉は年間四千万円ほどの修理費が要る。だから熱量の少ない袋に変えてほしい。そういうことなら、別に焼却炉の修理代はわれわれが負担します。たとえばこの経費を全部がビニール袋なりポリ袋を燃やして炉が崩れた分ではないにしても、これはその一部そこに含まれておると思いますけれども、全部を負担したとしても、一世帯当たり三十円程度で済む。そ

れなら煩わしいことをしていたただかなくても、金は払う。こういうふうなことでございます。

それともう一つ、市の指定する以外のものは収集しないということになりますと、たとえば米屋さんですと米袋に入れていままでもみを出しておったものが、その袋が今度はおみに変わります。ですから、全国的な流通経路を正確に整理をして問題に取り組んでいかないと、このビニール製品、ビニール袋が減るということではなしに、むしろふえるという現象を過渡的に起こすと思えます。そういうことについて一体どんなふうに捨てるか、住民の側としてはもう不満で不満でしようがないわけですので、そういう点含めてどんなふうに行っているのか。

それから、住民に対して一体この問題をどういうふうに説明が加えられておるのか、またこれから加えられようとしておるのか。私も幾ら話を聞いても納得できないわけです。ですから、多分住民の方がいろんな市の話を聞いても説得力はないのではないかと思いますので、その点もうちょっと聞いておきたいと思えます。

それから、市の説明の中で、もう一つは分別収集に力点を置いて、していくのだと、こういうふうなことでございます。

そこで、四日市の清掃事業の概要を見えますと、昭和五十三年から五十七年までの再生ごみ収集実績は、五十七年を二〇〇として、五十七年では一三八と四割弱効果があったということなのですが、同じ時期の持ち込みごみが二四％減っていますから、実際には分別収集で出されるものは多少成果があったなというふうに思うわけです。ですから、まだまだこれからだなという気がするわけです。

それから、四日市のごみの種類の組成比、これを見えますと、昭和五十八年九月の資料ですが、このごみの中に占めるビニール、それから合成樹脂、ゴム、皮革の割合は一五％もあるわけでございます。

分別収集はまだまだこれからだという感じがするわけですが、そこで、このいろいろまざっておるごみ、持ち込

まれたごみを焼却前に前処理をしなければ、いま市がやろうとしておりますような無理な話を住民に押しつけることは必要がないのではないかとこのように思うのですが、その点はどんなふうなお考えをお持ちおるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思えます。

この前処理工場、前処理工程を設置することは単にビニール類を焼却前に取り出して炉の傷みが少なくなるようにということだけではなしに、たとえば焼却灰の中に含まれますジュースの空き缶、こういうような不燃物は全体の九・一％を占めているわけですが、焼却灰に占める不燃物は年間五千二百二十九トンもあります。この中でジュースなどの空き缶などがどの程度あるのかよくわかりませんが、現場を見る限りではごろごろしているという感じがありますので、この点からも分別収集と同時に、漏れたものについては現場で前処理工程をつくって、そこで選別をしていくと、こういうふうなことが将来的にも必要になると思えますので、その点含めて答弁をちょうだいしておきたいと思えます。

それから、最後にこの市のビニール袋が当初自治会で配られたわけですが、われわれの地区ではない家がほとんどだったのですが、話聞きますと、ある地区では十年分も買い込んだという地区もあったわけです。そういうことなんかがあって、これからはおかつこの話を続けたいと思えますけれども、そこら辺はどんなふうになっているのか、実態をちょっと聞かせておいていただきたいと思えます。

それから、次に交通安全対策として一点だけお尋ねをしたいと思えます。

これは六月議会でもちょっとお尋ねをしたのですが、中央通りと三滝通りの交差をする市役所東のロータリーの所でございます。

きのうも警察が出かけてきて罰金を取っておったようですが、ドル箱にしてはいいと思えますけれども、あそこ

を夜、たとえば中央通りを国鉄から近鉄へ、あるいは近鉄から国鉄へ走る場合は特にこのロータリーは障害がないと思えますが、三滝通りを南北に走る場合は、近くの人はそこにロータリーがあることを知っておりますから、危ないということではまずすけれども、ちょっと離れたところの人が道路は真つす、障害物がないものだという理解をして走ると、これはブレーキ踏んだときに間に合わないと思えます。うそだと思つたら、一遍夜ゆっくりと無の境地で走つてもらえば答えは出るのではないかと思えますが、そういうことで頻繁に同じ場所で事故を起こすわけですが、何とかこの場所を、ロータリーを取り払うか、現状のままでも信号をつけるか、何とか改善をしてほしいと思えますが、つい先般も百万円ほどの調査費をつけていただいたということですから、そろそろ調査がまとまつたと思えますが、まだまとまっていなかつたら、どれくらいの時期にどうしたいか、そういうことをちょっとお聞かせをいただいております。

念のために申し上げますと、三滝通りの突き当たり、三滝川の慈善橋の下のあたりですけれども、年に二回ほど人身事故があつたのですが、分離帯が五メートルぐらい追加されましたら、それ以降一件も人身事故はありません。ですから、この場合も何らかの変化がないと、やっぱり事故を防ぐというのは不可能に近いと思えますので、これからますます区画整理が終わつて交通量が多くなると思えますから、その点を含めてご答弁をちょうだいしたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） ごみの問題につきまして三点ほどご質問あつたと思えますので、それに従ひましてご答弁を申し上げます。

まずごみの袋の材質の問題につきまして、この十月から指定をさせていただいたわけですが、その理由といたしまして、どうもごみの焼却炉の維持管理、修繕料だけに的がしぼられたように住民に受けとめられておる、その辺のPRのまずさということをまず反省をいたしておるわけでございますが、私もこのごみ袋の指定という形をとらせていただきましたのは、ただ単に炉の修理費が四千万円年間要るからということだけではなくて、四日市市のごみ組成について、若干先ほどの質問の中で触れましたけれども、他の都市などと比較をした場合に、ポリ等石油化学製品の混入率が異常に高いというふうに判断をいたしておるわけでございますが、これをまずなくしたいということから、ごみの分別がまず第一であるということでごみの分別についていろいろ機会を見つけては広報あるいは婦人会、自治会等の会合等で説明を申し上げてきたわけでございます。そうしますと、勢い最近のごみの袋そのものもほとんどがポリであるというふうなことでございますが、実態があるわけでございますが、それらの中から、中身のこともそうでございますが、外の袋についても同じように何とか材質変更ができないだろうかというようなことを考えてみたわけでございます。都市によりましてはごみの袋は紙でつくつた袋をというのを指定をされておるといふようなところもあるようでございますけれども、当局の場合、まず若干でも材質を変更することによつて中身の分別によるポリの減少とあわせて効果をねらいたい。こんなふうにご考えたものでございます。また、ご指摘のございました、そうしますと、米の袋などが利用できないのでそれがごみになるじゃないかというご指摘でございますが、なるほどそのようでございますけれども、そのことにつきましては、ごみの内容物として燃焼不適物というような形から不燃物という取り扱いをさせていただくように指導をさせていただいております。また、再生资源の小さなものを入れたり、あるいは埋立地へ運ぶ不燃粗大ごみの中の小さなものを入れたらだくというような形で利用をしていただくことについては問題ないわけでございますので、そのような形でご利用

をいただければありがたいというふうに思うわけでございます。

また、この分別について徐々に効果は上がってきておるわけでございますが、なおさらにこれを徹底する意味からも工場で前処理、いわゆる焼却炉へ投入する前にさらに機械的に分別ができるような方法があるわけでございますが、それらをとつたらどうかと、こういうご指摘だと思っておりますが、これにつきましては、いまのゴミ焼却炉の投入、いわゆるゴミの受け入れピットから投入に至る工程等についてのレイアウトの中でそれらのものを持ち込む段階で前処理をするという設備をつけるのは若干むずかしい面もございまして、よその例を見ましても、分別収集ということではいろいろ住民の方にPRをし、その辺の徹底を図っていくという形をとりまします都市におきましては、この工場の焼却炉の前処理に機械的に分別するような装置をつけておるといふ例もないようでございます。

特にこの分別を処理工程の中に入れておりますものの最たるものとしたしましては、ゴミを堆肥化するいわゆるコンポスト処理をするというような場合に、集められたゴミを細かく破碎をして、それらを機械的重力的にあるいは磁石などで分別をするというような手法を講じておるといふ例はあるようでございますが、先ほど申し上げましたように、この北部の清掃工場にいま前処理工程をつけるということについては、工程的に少し無理があるというふうに判断をいたしておりますので、今後もしさらに集める段階でと申しますか、家庭から排出される段階で分別を徹底していただけるように、ぜひPRを進めていきたいというふうに思うわけでございます。

それから、もう一つごみの袋、従来自治会という団体を通してあつせん販売あるいは集団注文というような形で卸の業者との間で取引というものがあつたわけでございますが、今後どうするのかということだと思っておりますが、いろいろそれらの取り扱いの中で従来からゴミ袋も一般商店等で販売をされているいわゆる市販ルートがあるわけでございますが、それらとの関係もございまして、今後のことにつきましては、その辺の関連を十分考慮をしながら

考えさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

いずれにしても、この廃棄物の処理といえますのは、いわゆる家庭から排出されます段階でいろいろ分別をさせていただくということが後の処理工程を楽にさせていただくと申しわけございませんけれども、うまくスムーズにやらせていただく最大の要因であるというふうに考えますので、今後もしいろいろな機会をつかまえて、婦人会あるいは自治会という地域組織に働きかけていきたいというふうに考えますので、ご理解のほどを賜りたいと思っております。

○議長（後藤寛次君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） ロータリーの交通安全の問題でございまして、このロータリーといえますのは非常に交通の障害になっているのは事実でございまして、いろいろな歴史的な背景等も含めまして、あるべき姿を検討するという事になっておるわけでございます。そういうことから、ロータリーの暫定策と、それから将来の展望と、このような問題につきまして専門のコンサルタントに調査を委託いたすとともに、関係機関とも十分協議を重ねて事故防止の対策を検討したいということで、現在まだ検討の段階でございまして。

そういうことから、事業の着手という点につきましていささかおかれておることにつきまして反省もいたしておるわけでございますけれども、当面の対策といたしまして、三滝通りの横断歩道の位置あるいは植樹帯の見直し、それから路面の標示によります導流帯及び視線誘導標識の設置など、この交差点の調査結果ができ次第検討し、着手もしていきたい、こういうぐあいに考えております。

それから、大きな工事等に伴う事業につきましては、新年度から着手していきたいというふうに考えております。

それから、現在のロータリーの事故の状況でございますけれども、五十五年には、人身それから物損事故は、死傷者はいずれもゼロでございますけれども、十七件。それから、五十六年度は十八件、五十七年度は減りまして、十二件ということでございます。現在の段階におきましては十一件ということになりまして、小さい事故が会い頭に起こつるといふのも実情でございますので、ロータリーの大きさ等につきましても、縮小あるいはダイヤ型にするとか、それから東西道路の分離帯の植樹の帯があるわけでございますけれども、それを手前の方からカットいたしました交差部分の面積を広くする等というような関係につきましても、種々検討もして、できるだけ早く臨んでいきたいというふうに思っておりますので、ご了承をお願いいたします。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 このごみ袋の問題ですが、四日市の場合はポリなどの石油化学製品の率が高いと、そういうことで、過般の総務委員会の視察の中で、どうもごみの量が多過ぎて炉が間に合わない。だから何とか熱量を下げるためにポリ製品を減らしたいと、こういうふうなことでわれわれ説明を聞いたわけです。

さらにまた、この第三次の総合計画の中で焼却炉の改造の問題が出ておりますので、その中でこのいま申し上げました前処理のことをとらえてほしいと思います。

これは単に、先ほども申し上げましたように、ビニール製品を減らすということだけにとどまらずに、たとえば燃えた後の灰の中にたくさん缶々がまじっておるわけですが、十トンダンプに一日に何回捨てるかわかりませんが、こういうものを減らすだけでもずいぶん経費は軽く済むと思います。

ですから分別収集してもなかなか正確にかぬ実態があるわけですから、そういうこともこの際検討しておいてほしいと思いますし、それからもう一つ、十二月一日の新聞にちょっと出ておったのですけれども、乾電池とか蛍光灯、それからダイオキシンですか、有機塩素化合物の問題ですが、こういう問題を含めて将来にわたってこのごみの問題をどうするのかということをお考えしてほしいと思います。

市民の皆さんから出されたごみを分別収集なり、それからそれで足りないものを前処理工程で捜しだして、ものによっては再資源化し、ものによっては焼却し、ものによっては埋め立てし、それからものによっては、有害物質については別途処理をするという体制がどうしても必要になると思います。

ですから、こういうものが一体有害なのか、あるいは有害らしいと思われるのか、そういうものをこの際市独自で一遍考えてみて、処置をしてほしいなというふうに思いますので、要望しておきます。もう一つ答弁をつけ加えてほしいことがあります。それは、市の指定するごみ袋を使わないと来年の一月中ごろからは取らないと、こういうふうなことが言われたわけですが、いまの答弁で少しニュアンスが変わっておりますけれども、住民の人はそれを聞いて、もうごみ袋はもらいに行つたらなかったし、しかし、ごみは一月の半ばから取らないと、こういうふうなことで、実際には市の袋は絶対使わぬと、普通のごみ袋で出すと、こういうふうな考え方を示す人かなりお見えになりますので、その点何が何でも一月半ばからはそれ以外の袋は取らないと、こういうふうなことでせつかくいままでも秩序ができたものを一瞬にして破壊するような、そういうきつい対応はしないようにしていただきたいと思っております。その点についてもちょっと答弁をいただいております。

それから、ロータリーの問題についてですが、この問題については博覧会で記念すべき場所だということで理解はできるわけですが、たとえば稲葉三右衛門さんがつくられた納屋運河はとも簡単に埋められたわけですが、実際にはこれは事故も何にもない場所だったんですけれども、そういうことから考えていきますと、こっちは密接

に人命と関連するわけです。

ですから、こういうものについて、前向きに取り組んでいただいておりますので余り強く申し上げませんが、ともかく事故のないように処理をしてほしいと思います。

その事故のないようにということで少し申し上げますが、現状のままの広さの道路でロータリーにぶつかると、やっぱり車もそのままぶつかりますので、ロータリーの入り口付近は、さっきもちょっと答弁にあったと思うんですが、植樹帯を変更させるなりとりあえずは垣根か何かつくるなり、それから、いまもロータリーの中に照明がありますが、ちょっと暗いものですから、もっと明るくしてすぐに目に入るように、ぼうつとして走っておっても目につくように処理をしていただければ、当面の策としてはいいのではないかと思いますので、要望とご質問にかえたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） ただいまご指摘のございました有害物質への対応とごみ袋の問題でございますが、有害物質につきましては、われわれいま考えておりますのは、乾電池、あるいは体温計、それから蛍光管というんですか、蛍光灯ですが、そんなものがまず第一義的に最近新聞等でいろいろ言われておりますものになろうかと思うわけでございますが、これにつきましては、全国的な問題という考え方から、厚生省で現在広域処理センター等について検討されておるといふふう聞いておりますので、それらとの関連も考えながら本市としてもこれらについて別途の回収体制について検討をしていきたいというふうと考えております。

それから、もう一点指定ごみ袋以外のものは一月の末から取らぬのだというような話があったということですが、私どもといたしましては、これを進めていく上で端的なそういう表現なり行動に簡単に移るといふことは、いろいろな問題もございまして、それらについては袋の状況等を十分しんしゃくをしながら、少し時間をかけて体制を整えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 最後に要望にさせていただきますけれども、「われわれ」というのは部長とだれかもう一人か二人か知らぬですけども、そういう範疇の検討ではなしに、もう少し専門家を入れて検討してほしいと、こういうことで申し上げたいと思います。

それから、そういう検討の中に、いま炭酸カルシウムを入れたポリ袋が本当に必要かどうか、こういうことも含めてやってほしいと思います。

ですから、答えが出るまでは従来どおり、市の指定されたものを使ってもよし、それ以外のものを使ってもよしということ、とりあえずは分別収集をもうちょっとよろしく願いますという要望を住民にさせていただいて、その間にそういうことを含めて総合的に一遍検討を加えていただかせんかと、こういうふうなことで申し上げますと思いますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 暫時休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後一時一分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 ゆうべ徹夜で原稿を書いたんだけど、ちょっと忘れてきたもんで簡単に質問したいと思いますので、明確な答弁をお願いしたいと思います。

一点目の福祉会館建設についてでありますけれども、計画の中では六十一年とか六十二年というようなことをちょっと聞いておるわけなんですけれども、心身障害者が事務所へ来るについても、階段が上がったり、相談事その他についても不便をかけておるといふことで、この建設についても少し早めて建設ができないものかといふことでお尋ねしたいわけなんです。文化会館あるいはあさけリージョンというりっぱな建設を進められて、一般市民は非常に喜んでおるわけですけども、そうした弱者のためにもやはり一日も早く建設すべきだというような考えでおるわけなんです。その辺市長は早めるお考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

二番目に、同和団体補助金についてお尋ねしたいわけなんです。特別措置法が制定され、その後解放運動が進められる中で、同和会あるいは解放同盟といふことで補助金の要請をし、当初各団体に五百万円の補助金が予算化されたわけなんです。その後だんだんとふくれ上がって二千万円、あるいは前年度少しは下げたといふことで一千何百万円の金が出されているわけなんです。そうした団体で非常に解放運動を進めていくことは結構なことと、私たちもそれを望んでおるわけなんですけれども、その中身を見てみますと、学校の先生あるいは市職員その他が研修といふことで出ているわけなんです。それもこの運動団体から支出されておる、まして教育関係ですので、やはりこの同和問題については全体で取り組まなきゃならないといふことを以前から市長も言われているわ

けなんです。そういう面では教育長として教育関係でそうした同和教育のための派遣は、何もこの運動団体の中から出さなくても、そういう中で学校の先生方が勉強しようといふことであれば派遣できないのかといふことなんです。そういうことから、そしてまた団体によつては、あるいは視察目的の中身を知れば、夫婦ともども出ていっておる、そうした中にも全体の助成金が出されているわけなんです。そうしたことも見直して、ここで改めてそうした予算を打ち切れとは申しませんが、もう少し団体の助成金について十分に検討していただきたい。今後そうした団体についてどうした考えで進めていかれるのか、その辺のことについてもお聞かせ願いたいと思います。

続いて三番目には、業者指名についてであります。これもやはり同和問題に関連して、同和地区の業者だけを過保護にしているといふような面が多くあるわけです。確かに同和对策の一環の中で地区の業者を育成しているといふことで、市が取り組んでいただいていることは感謝しているわけなんですけれども、そのことによつて、この特別措置法が切れ、また同和地区の方が一般的な業者として羽を伸ばして外へ出ようといふことについても、いまの現状の中では同和对策事業だけではできないんじゃないかといふような考えがされるわけです。そういう面では、やはり同和对策事業であろうと一般業者も交え、また地区の業者についても一般的な工事の中にも指名を入れていただくといふことで、もう少し同和地区の業者を幅広い意味で一般の中へ取り組ましていただけるといふようなことを考えていただきたいといふふうに思うわけなんです。そのことについてもお答え願いたいと思います。

それから四番目ですが、各地区へのゲートボールの補助金についてでありますけれども、これについては当初五年で各地区にゲートボール場をこしらえるといふようなことで、助役の方では三年でやるんだといふことで、非常に意気込みは結構なんですけれども、聞くところによると、学校区に一つのゲートボール場といふことで四十万円の補助金が出されているといふことなんです。学校区であれば、たとえば羽津とか笹川なんか二つできるんじや

ないかと、学校が二つあるので、そういうような考え方もするわけなんです。森議員に、あんなのところはないかと、二つできると言ったら、いや、おれのところ一つしかあかぬと言っておるのやということなんですけれども、それなら何も学校区というような形をとらなくてもいいんじゃないかというふうに思うんです。それと同時に、四十万円が各学校区に補助金が出されるのであれば、もっとセンターの館長なり、そうしたものに十分な教育しながらその補助金を出すというような考え方をされなければいけない。私の方で、当初四十万円の補助金が出るということ一つある町がつくったわけなんです。その町に四十万円出された。次の町が、また四十万円もらえるもんだと思つてつくつたら、学校区に一つだということなんです。そうしたことで、その町につくつたものであれば学校区ということを書えないうけなんです。そういう面のやはり指導がされてないんじゃないか。先ほどの同和団体の補助金と同じように、金さえ出しておけばいいんだというような行政の考え方があるんじゃないか。もっと、補助金を出すならその補助金がいかに、どういうように使われるんだということまで、やはりそうした関係のところまでは教育をしながらその補助金を使つていただきたいというふうに思うんです。というふうなことで、いまの私の地区ではゲートボール場をつくつて、四十万円もらえるもんだということで、それをつくつてしまったわけなんです。そうしたことで非常に老人のためにもやはり町ごとにあるのが一番いいことであつて、それについて市としては、もう絶対にそれは四十万円以上は出せぬのだということであるのか、そうしたところにはまた何とかするんだという考えがあるんか、その辺のこともお聞かせ願ひたいと思います。

五番目の、幼稚園の二年保育なんです。当初初めてこの議会に出していただいて、零歳教育からやるべきだということ、二年幼稚園を四日市に位置づけをしていただいたわけなんです。それがようやく各園にでき、もう二、三の学区が残つているわけなんですけれども、今年度、前年度見ましても、非常に四歳児の幼稚園希望者がたくさ

んいるわけなんです。今年度においても抽せんで入園をさせるということ、半数以上が抽せん漏れをしているという現状であるわけなんです。やはりこの中では保育園と違つて家庭的な問題、そうしたものを勘案しているんじゃないかと抽せんで決められているわけなんです。私立へ行けば非常にたくさん金が必要。何とか市立の中へ入れていきたいということで考えてみえる方が抽せん漏れをしているということ、私どもそれを聞かされて見るに見かねる思いをしているわけなんです。そういう面で、やはりこれを二年幼稚園は学校区一園にしていくんだというふうなことで将来も進めていくのか、あるいはいま現在幼稚園では五歳児が足らぬということで、私立、公立が幼稚園の子供を取り合ひしているというような現状があるわけなんです。そういう面のこととしてはもう無理にしても、次から二年保育を各園に四歳児二クラス、五歳児二クラスということで、各園に四クラスを充実していくんだということ、進めれば、やはり私はいまの四歳児から五歳児へ進めていきたいという親の希望で子供たちを取り勝ちするように入園のさせ方をしなくてもいいんじゃないかというふうに思うわけなんです。教育長はその辺については将来どういうふうにしていくんか、まずお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一点、第二点について私の方からお答えをいたします。

福祉センター、社会福祉会館の建設でございますが、これは障害者あるいは母子家庭、ご老人等々、いわゆる社会的弱者に対します福祉サービスの一環でございますけれども、住民参加ということが叫ばれております今日、民間の社会福祉活動を充実していく上でその拠点として総合的な社会福祉サービスセンターというものを建設したいというふうに考えておりまして、現在の構想、計画の中では、お話しがありましたように六十二年度という

ふうに一応組み込んであるわけでございます。しかし、ボランティア活動等機能的にやろうと思いますと、やはりそういうセンターが一日も早くできていくことが望ましいわけでございます。

そこで実は、センターの中身自身が大変まちまちでございますし、母子福祉ということになりますと、また若干こういった障害者の方々との別の機能を有したものになければならないというようなことから、どの程度のセンターにするかということについて慎重な検討を要するのではないだろうかというふうに思っております。一年でも早く建設をするということを考えれば、この検討を早くやって、しかもこれが事務的な検討だけではどうにもなりませんので、関係の方々のご意見を十分聴取をして反映できるようにしていかなければならないと、私はそういうふうに考えておりますので、五十九年度から直ちに検討に入らしていただきまして、予算化のめどを早くつけてご安心をいただけるようにいたしたいと、かように考えておる次第でございますので、ご趣旨の点を十分踏まえまして今後に対処をしてまいりたいと、かように思っておりますのでございます。

次に、同和運動団体に対する助成措置につきましては、ことしの三月議会で教育民生委員長報告の中に、運動団体の補助金の支出に当たっては慎重を期し、その活動の実態を的確に把握するとともに、法の趣旨に沿ったものとして助成すべきであるというご指摘もいただいております。今日再びご指摘をいただきましたことはまことに遺憾なことだというふうに思うわけでございますが、運動の趣旨、目的、活動の効果等を見きわめながら、大事な助成金でございますから有効に使っていただけるようにしなければならぬと思っております。今日、地域改善対策特別措置法というのはすでに二年を経過をいたしましたのですが、まことに遺憾ながら、差別事象というものが解消をするに至りません。まだいまだしの感があるわけでございます。したがって、われわれとしては、基本的

人権にかかわる問題であると同時に、これが国民的課題であるということをよく踏まえまして同和問題に取り組む必要があると、こういうふうには思っております。自主運動団体はそれぞれの団体を通じてこの解放運動に対しまして、効果のあるご努力をしていただいているものというふうに確信をしております。なおご指摘のような点につきましては、慎重に私どもも対処をいたしまして、本来の趣旨に沿った使い方をさせていただくように十分話し合いを詰めてまいりたいと、かように思っておりますので、今後ともよろしくご指導を賜るようお願いを申し上げます。

学校教育に関しましての問題については、教育長の方からお答えをさせていただきます。

その他の点につきましては、それぞれ担当部長の方からお答えを申し上げます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 同和団体補助金にかかわる教職員の旅費といいますが、研修派遣に関しまして幼稚園のことについてお答えを申し上げます。

教職員の同和関係研修は、同和教育団体が主催するもの、あるいは運動団体等関係機関が共催という形で行うものと多種多様であるわけですが、教職員の出張につきましては、学校長が教育的な意味を認めまして必要とあれば出張を命じているという、それが原則でございます。ただし、日曜日あるいは夏期休業日等授業のない日に運動団体からの要請で子供の指導者として、あるいは運動の決起大会等、運動団体の構成員となっている教職員がその費用をいただいて参加しているという、そういう実態もあるわけでございます。当然学校の業務として参加する場合は、公費、県費並びに市の出しております研修派遣事業委託費というのがございますが、その中から支出をし

ているわけでございます。休日等に出来ます運動団体からの経費についてはそういったことが至当であるのではないかと、いふように考えておるわけです。いずれにいたしましても、現況を昨年度とことしの分につきまして詳細に調べましたところ、やはり三、四点あいまいな点が見られます。ご指摘のような点も見られますので、これはやっぱり負担区分を明確にしてけじめをしっかりとつけるということについて十分指導をしていきたいと思っておりますが、いずれにしても、教職員が積極的に同和教育関係の研修に参加して同和教育の先頭に立っていけるような力量をつけるよう、その指導には万全を期したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次の幼稚園の二年保育でございますが、五十一年から市民のご要望ということで順次二年保育の拡充を図ってまいりましたし、来年度新しく二年保育を実施する園が四園でございますし、合計で十八園になるわけでございます。しかしながら、本市の幼児人口が減少をいたしておりますし公私立幼稚園、保育園の経営状況等、種々そういった協議会でも問題が出されております。各幼稚園の学級数及び募集人員を含めまして、そのあり方を見直す必要も出てきておるわけでございます。こうした中でも公立幼稚園、逐次二年保育を一学級ですけれども、拡充してきたわけですが、一応六十年度をめどに、二年保育の一学級設置が達成できると考えておりますので、それを機会に現在の施設の状態、それから地域の幼児数の推移、こういうことを勘案しながら四歳児をどのように増設するかということも検討してまいりたいと思っております。まだしっかりと定まってはおりませんが、四歳児が各園に置かれた段階で単数なのか複数にするかということ、施設とそれから今後の幼児数の伸びを含めて考えてまいりたいと、こういうふうにも思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 三点目の業者指名についてお答え申し上げます。

業者の指名につきましては、指名競争入札参加者選定要綱に定められておりますとおり、等級区分のある契約につきましては該当する有資格者の中から能力、技術的な適性、手持ち事業量の状況等に留意いたしまして、さらに地域性を加味いたしまして指名を行っておりますのでございます。この指名に際しましては、できるだけ公平に指名を行えるよう配慮もいたしております。工事施行に当たっても、地域性を加えることにより地元住民の理解が深められるよう努めておるのでございます。しかしながら、一般的に申しまして、指名に当たって地域性の問題につきましては、ややもすると時期により工事場所の偏ることもありますので、適正な、市全体の事業の把握をしながら慎重に地域性の運用を行い、固定した地域にとらわれないよう行っております。したがって、工事の種類、規模によりましては、それぞれに見合った範囲で指名をしているのが現状でございます。今後この点につきまして、ご指摘の趣旨も踏まえまして配慮をしてみたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 四番目のゲートボール場の補助金についてお答え申し上げます。

ゲートボール場の整備の助成につきましては、五十七年度を初年度として原則として小学校区一カ所を目標に整備を図っております。補助に当たりましては、コートの立地条件や地区の整備状況を勘案して決定してまいってきておりまして、現在までに十一カ所助成を行っております。助成に当たりましては、年度当初の館長会議あるいは老人クラブの理事会等においてこの趣旨について十分説明いたしておるつもりでございます。そうしたところから地区の老人クラブ連合会や連合自治会等と調整の上に地区市民センターを通じまして補助申請の手続をとるよ

うにしていたいておるわけでございますので、われわれとしましては地区においては十分合意されておるものだというふうな理解しておるわけでございます。

しかしながら、現実に各地区でのゲートボール場の整備意欲は非常に強いものがありまして、これは地区によってございますが、本制度とは別に、河川敷等公共整備の一環として、あるいは広場の整備、あるいは簡単な整地につきましては関係課に協議して、応援をしている現状でございます。さらに、地区によっては土地の確保について相応むずかしい面もあって、この助成制度そのものの円滑な進捗の困難性も見られるわけでございますが、現段階としましては、地区市民センターを中心にして、できるだけ各小学校区に行き渡るよう努力してまいりたいと思っております。

なお、小学校区に設置する補助対象個所の増加ということにつきましては、もう少し小学校区に行き渡った段階においてその後の課題として考えていきたいと思っておりますので、ひとつご了承をいただきたいと思っております。

○議長（後藤寛次君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 一番目の福祉会館の建設については、五十九年度で十分に調査をしながら早く進めていきたいというご答弁いただいたわけなんですが、やはり弱者のためにもこうした面を一日も早く建設をお願いしたいというところで、要望にとどめたいと思います。

同和団体の補助金については、当初から私も助成を出せということやってきたわけなんですが、その団体の助成金をもっと出す側からやはり教育が必要じゃないかと、特にその団体が役所の中へ交渉団体というふうな踏まえて、どこの業者がどんなんだとか、業者のことがこういうことがあるんじゃないかと、業者にもっと仕事をせよとか、そういうような交渉団体に助成金をもらいながら踏まえているような気がしておるわけなんです。また行政側も、そのことは十分わかっていると思うんです。そういう面で、やはりそうした団体に、もう少し助成金を出す側から教育が必要じゃないかというふうに思うわけなんです。

特に教育についても、やはりそうした同和教育に熱心な先生を派遣しているという教育長のご答弁でございますけれども、できれば一人でも多くの先生が参加しながら同和教育問題を取り組んでいただけるといいことを、私も望んでいるわけなんです。この補助金の名簿を見ましても特定の先生に限られておる、どこへ行くのでもその特定の先生が入っているということ、名簿を見せていただいてもそういうことが出ているわけなんです。そういう面では非常にその先生が熱心なやっていたことについては感謝をするわけなんですが、やはりもう少し一人でも多くの先生が参加のできるような方法を考えていただきたいということ、今後この問題については十分に検討していただいて、また次、あるいはその次の議会には徹底的なところまでしていきたいというふうに考えておりますので、それまで二度とこの問題に私がここで触れなくてもいいような状態としていただきたいというふうに思います。

それから業者指名についても、やはり同和地区の方を過保護にするんじゃないかと、やはりもっと同和地区の人として外へ広げるような方法を考えるということですので、その線についても期待をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いたいと思います。

それからゲートボール場の補助金なんですが、学校区に四十万円ということが、ただしその四十万が適正なんか、あるいは工事によっては四十万以上かかるだろう、あるいはまた四十万から二十万でも済むようなところも

あるわけなんです、それでも一校区に四十万ということで出されているということで、もう少し本当に老人のためにつくるんだということであれば、そのゲートボール場がこれだけは必要なことかなということがやはりもっと把握して出されてもいいんじゃないかと、恐らく各地区でつくられているのは、土地を借りて、それから土木の方でグレンダーを要請しながら、ならしてつくっているのが多いと思うんですね。それでも四十万の補助金を出しておるといふことで、それが現実はどうだったと、四十万かかってない、あるいは十万で上がったところもあるかもしれない、そんなことでもやはり一つだということ、四十万出されているというようなことですので、何でもそういったことに助成金を幾らだというふうに決めたら、それを出していけばそれでもいいんだと、金さえ出しておいたらいいんだというような考え方が行政側にあるんじゃないか。もう少し部長連中がしっかりせよんなら、市長はそこまで目が届きやせぬ、だから、市長は胃がはれてくるのや、やっぱり市長の苦勞もうちよつと部長連中は考えにやあかぬ、僕は市長のことを特に思うのやけれども、やはりそういうことで、助成金だけはとるけれども、やはりもつと市長の身にやらぬと、こういうところで市長が責められておるのであって、部長は居眠っておつても済むかもしれぬけれども、やはり出す以上はもう少しきちっとやつてもらわにや困る、そういうことでこのゲートボール場については、これからも一遍部長ともつくり話をしていきたいというふうに思いますので、この辺にゲートボールはとどめておきたい。

それから二年保育についても、やはり先ほど申しましたように、保育園のようにどうしても母親が働く、その子供を預からなきゃならないという保育園のように調整ができればいいんですけれども、二年幼稚園ということで全般の中で抽せんということ、抽せん漏れをされた、非常にどうしても必要な子供たちが抽せん漏れをされておりますので、そういう面でも早急に、やはり人数に応じた二学級なら二学級をつくっておくということで、全員がや

はり望ましい幼稚園へ行けるような状態を今後考えていただきたいということで強く要望しながら、終わりたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 毛利道哉君。

〔毛利道哉君登壇〕

○毛利道哉君 ご通告の順序に従い、質問させていただきます。なお、私の質問でもって本定例会の一般質問はすべて終了でございますので、いましばらくご猶予を願いたいと存じます。

まず最初の質問は、身体障害者に対する諸施策についてであります。

第一は、障害者の雇用問題。就職を希望する障害者の雇用を拡大するために、昭和五十一年身体障害者雇用促進法が改定されて、企業は全従業員数の一・五%以上の障害者を雇うことを義務づけられておりますが、当市における現状はどうなっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

市内に在住するある障害者の方で、年齢は五十歳、左手と左足首が若干不自由で五級の認定を受けております。ご本人みずからがあちこち就職先を探し歩いたわけですが、なかなか見つかりません。どこか働く場はないかと私が相談を受けました。いろいろ探しましたが、簡単には見つからない、あげくの果てにご本人を連れまして職業安定所の門をくぐり、障害者の窓口で求職登録をして現在待機中ですが、いまだに就職先は決まっております。このように働く意思と能力のある障害者の方々に対しての雇用就業機会の確保という問題について、いまや行政サイドがもっと積極的に推進する時期に来ていると、このように考えるわけですが、いかがでありませうか。以上の観点から私は次の二点を提案するものであります。

一つは、福祉の店の設置であります。身障者の皆さんが売店を出す、そこで上げた利益を身障者の皆さんに何らかの形で使っていく、還元をしていく。幸い旧工業高校跡地の活用が問題となっております。ショッピングゾーンの二画に、わずかの土地で結構ですから福祉の店をつくってはどうか。

二つ目は、身障者の方々の働く場の確保という見地から、第三セクター方式による福祉工場の建設であります。身障者の皆さんはこのような福祉工場の出現を待ち望んでいるはずでございます。雇用問題は一般健常者の場合でも大変苦労している昨今であります。いわんや障害を持った方々の就職、就業問題は切実であり、非常に厳しいものがあります。したがって、市当局が先頭切って障害者の方々の雇用の場を確保する、いやつくり出していくべきではないかと訴えるものでございます。この点に関して市長はどのようにお考えになられているか、ご所見を伺いたい。

身障者対策の二番目は、何といいますがセンターの建設であります。先ほど坂口議員により福祉会館の建設についてご提案がございました。私も大いに賛同をするものでございます。五十九年度検討という市長の前向きな答弁がございました。一日も早い完成を心待ちにする次第でございます。身障者の方々の機能回復のための訓練室、娯楽室、会議室、また相談窓口等々網羅した拠点づくり、これがいまこそ必要ではないかと、このように思うわけでございます。

質問の二点目は、保育行政についてであります。最近では女性の方の社会的進出が目覚ましく、そのうち三人一人は既婚者であるとも言われております。物価高の折、どうしても夫婦共働きを余儀なくされているご家庭も相当ございます。このような人たちが安心して子供を預けられるようにするには、どうしても夜間保育の拡大がクロージアアップされてくるわけでございます。この夜間保育について現状と今後の見通し等についてお尋ねしたいと思います。

ます。

以上、第一回の質問を終わります。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 身体障害者の雇用問題でございますが、具体的には産業部長の方からお答えをさせていただいたしまして、福祉の店設置について若干私の考えを申し上げてみたいと思っております。

これはすでに一昨年の国際障害者年でいろいろご議論をいただきました際に、一つの課題としてご提言を受けておりまして、私どもも検討をいたしておりますところでございます。もちろん障害者の方々の働くという場をつくるということと同時に、一般市民との交流ということがより一層重要なことであろうかというふうに思いますので、現在心身障害者対策協議会の福祉の店部会という部会ができておりまして、その具体化についていま検討をさせていただいておりますので、それぞれの諸条件が整った段階で具体化を図ってまいりたい。ただ、このご提言のありましたショッピングゾーンの二画にといっては、これができるときに考えたいかと思っております。その時期まで待つておられるというところは、いかかかなというふうに思っております。現状でとり得るところでまずとって、ショッピングゾーンができるときには、そのときに新しく設定をしていくということが一番いいと、私はそういうふうに思っております。

それから福祉工場の方でございますが、これはなかなか中身をどうするかとか、いろいろむずかしい問題もありますので、いまは職親でありますとか、あるいは施設でありますとか等で若干やっておりますが、これではとても不足をいたすということでございますので、この福祉工場についてはよく検討をいたしまして、どうしたら一番い

いかということ、結論をできるだけ早く出すようにしたいというふうに思っておるところでございますが、まずは福祉の店というところに力を入れてまいりたいと、かように思っておる次第でございます。

その他、各部長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） 雇用の問題でございますが、現在四日市市の雇用率は、五十八年六月一日現在で一・三九でございます。全国平均が一・二二％でございますので、若干上回っておるわけでございますけれども、ご指摘の法定雇用率が一・五％でございますので、平均してそういった実態になっております。この一・五％の法定雇用率を達成をいたしておりますが、大体企業の半分ぐらいでございます。

なお、雇用あるいは就職に関しまして、私どもで年四回求職者情報を発行いたしております、こういうものがございますけれども、中高年齢者と同時に心身障害者の求職者情報を発行いたしております。それからさらに、そういった企業の側で優良な心身障害者を雇用してみえる優良事業所の表彰を、毎年五十六年度から三事業所ずつやっております。さらには、就職された身障者の激励会も本年から始めております。そういった施策を通じてこれからも身障者の方々の雇用機会の増大と安定就労に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 福祉行政についてのうち夜間保育についての考え方、そうしたものにつきましてご説

明させていただきますと思います。

本市の保育行政といたしましては、婦人の就労の実態に応じまして、そうした実態に沿った保育を目指して長時間化あるいは低年齢化、そうしたものに努めてまいったわけでございますが、現在朝七時三十分から夕方六時までの長時間の保育を実施しておるわけでございます。昭和五十五年ごろ問題になりました例のベビーホテル対策の一環としまして、特に大都市等における試行としまして厚生省からは午後二時から午後十時までの八時間を原則としたモデル的な夜間保育の実施の方向が打ち出されてきたわけでございます。夜間保育と申すのは、このことについてご質問していただいておりますことだと思っておりますが、本市の場合、保育に対する母親の意識調査を五十七年十一月に実施しておりますが、その需要につきましてはきわめてわずかでございます。

また、市内の無認可保育所で夜間保育をしております実態は、職員の福祉厚生施設としての公立病院の施設を除きまして、現在実施しておりません。ある託児施設が夜間保育をしますということ募集したところ、希望者が皆無だったという話も聞いておるわけでございます。そういう実態でございますので、これからの対応としましては、児童の福祉の観点に立ちまして、児童の心身に与える影響も考慮しながら、この夜間保育の問題につきましては慎重に考えてまいりたいと思っております。

○議長（後藤寛次君） 毛利道哉君。

〔毛利道哉君登壇〕

○毛利道哉君 ご答弁ありがとうございます。福祉の店、市長の方から検討していただくということでございますので、大いに期待をしたいと思います。

福祉工場の件でありますけれども、これは五十六年ごろですか、岡山県下ですでにスタートを見ておりますし、

本年三月は大阪の交野市で重度身障者雇用事業所として第三セクター方式によって設立を見て、障害者の職業自立を促進するモデル事業所としてすでにオープンをしておるようでございます。ぜひそういう先進地の実態を踏まえて、当市も身障者の雇用対策としてひとつ前向きに取り組んでいただきたいと、このように要望する次第でございます。

特に交野市の場合も採算性を十分考慮に入れた上での福祉工場であると、このようにも伺っております。そういう点も踏まえてひとつよろしくご検討をいただきたいと、このように思います。

それと、産業部長の方から雇用率についての話がありました。どうかひとつこの窓口相談のより一層の強化、また雇用率アップを図るためのPR、また企業に対しての雇用の受けざらづくりの拡大ということもひとつよろしくお願いをしたいと思う次第でございます。

夜間保育の件につきましては、私自身ももう少し実態調査をした上で今後の一つの課題にもしていきたいと、このように思っております。いずれにしましても、福祉都市四日市の建設というスローガンでございます。その名に恥じない当四日市の福祉対策のより一層の充実を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（後藤寛次君） これをもって一般質問を終了いたします。

日程第二 議案第一〇五号ないし議案第一一九号

○議長（後藤寛次君） 次に、日程第二、議案第百五号専決処分について、ないし議案第百十九号工事請負契約の締結についての十五件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 百六号の五十八年度一般会計補正予算（第三号）の中で歳出第二款総務費についてお尋ねをいたします。

昨日も違った角度から質問が出されておりましたが、私は特別職の職員の慰労金というものはどういう考え方で、どういう性格を持っているものなのか、この点について伺いたいと思うわけでございます。

それから歳出第三款の民生費でございますが、踏切改良事業委託料、測量、設計委託料合わせて七千六十一万円が計上されております。この件と関連してお尋ねをしたいと思います。近鉄内部線鹿化川左岸踏切改良ということのようでございます。アンダー化ということのようでございます。これはもともと赤堀地区小集落改良事業と一体の赤堀踏切拡幅事業の関連で行われることになったと聞いておるわけでございますが、それは近鉄などが踏切の安全対策を理由に、道路幅員に合わせた赤堀踏切の拡幅分を他の踏切で廃止することを強く求めて譲らないと、こういうために財政難の折にもかかわらず、赤堀踏切拡幅事業費四千五百万円のほかに、このたび七千万円をかけた事業を行うことになったというわけでございますけれども、しかし、これによって連関する道路整備が大きく進むことになるので、結構なことだと思っております。

問題にしたいのは、ほぼ同じ時期に同じような問題に当面した、しかも都市計画街路でありながら市道として整備をされてきております、いわゆる羽津山線、その近鉄踏切との交差をする近鉄阿倉川一号踏切の改良工事の場合の市側の対応の問題でございます。同じような問題に当面しながら、しかも市道羽津山線の場合に都市計画街路で

あり、幅員も十二メートル道路と、しかも定期バスが運行されておる、あの地域の非常に大事な東西道路のメーンをなすところの道路でございますけれども、そして踏切の前後十二メートルで用地を買収しながら、踏切はポイントなどを変えるとお金がかかるということで、わずか七・五メートルしか拡幅しないと、片方はそういうことで七千万円かけてでも拡幅すると、これは、こんな姿勢はどうしても納得できないわけです。一体いろいろ市の行政を進めていく上で、片や小集落事業とかかわりがあるというふうなことでそれが特別に配慮されるのかということ、こういう形では行政の公正さという点でもいただけないと思ふんですね。そうした問題を、全体にやっぱり必要なところに必要な措置をとるといふ形でバランスをとる、こういうことで考えられるべきだと思うんですが、なぜそんな差が出てくるのか、理解に苦しむわけでして、この点改めて検討をし直していただきたいというふうに思っております。この点のお考えを伺いたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 慰労金はどういう性格を持っているかということですが、普通退職金とは別に特別職の方々の在職中の功労に報いるための加算金と考えております。以上です。

○議長（後藤寛次君） 助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの小集落改良事業の一環の踏切改良と、それに関連いたしまして同時期にやっております羽津山線の阿倉川一号踏切、同じ時期にどうして実態が違うのかということですが、まず道路の性格を申し上げますと、赤堀地区につきましては地域の生活道路であるというふうに思っております。それと羽津

山線につきましては、都市計画決定をされた幹線街路であるというふうに思うわけでございますが、まずその道路が位置いたしますのは、片や内部線という運行回数のない路線であると、それと生活道路が交差する場合につきましては、平面交差でもって道路は完成するものであります。そういうことで国庫補助事業あるいは県の補助をもつて整備をし、完成をするものであるというふうにお考えいただきたいと思ひます。羽津山線につきましては、現在都市計画決定をされました街路ではございますけれども、市道として単独費でもって整備をしておるわけでございます。その中で踏切部分については、当然道路の構造令の中でも、一日の踏切遮断交通量が一万台時を超える場合については立体交差でなければ、国の事業として採択をされないわけでございます。そういうことで暫定的に近鉄と平面で交差するように話をした段階で、当初は六メートル程度でございましたが、精いっぱい広げて七メートル五十ということに相なったわけでございます。しかしながら、羽津山線の重要性にかんがみまして、今後都市計画事業として本格的に考えてみたいと思ひます。それにつきましては、踏切付近の幅員も現在では十二メートルでございますが、立体にした場合にはそれに側道等を含めまして相当幅員にならうかと思ひますので、その辺、地域との話し合いの上で了解に達した場合に積極的に街路事業としての踏切除却にかかっていきたいというふうに思っておりますので、どうかご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 特別職といえますと、市長、助役、収入役、水道事業管理者、この四職に限られるわけでございすけれども、議員も特別職ですけれども、これはもちろん慰労金の対象にはなりません。議会で選任を求められる教育長等についてもその対象になっておりません。そういう特別職の功労に対してのお金だということでございます。

すけれども、一方で退職金が出るわけですね。今日の社会経済情勢の中で、市の一般職員の退職金問題について非常に厳しい姿勢が迫られて、市長も退職金切り下げと、いろいろやってみているわけですが、そういう中で、非常に古い過去の、いわば形を引き継いだこの慰労金制度、まさにこれが適正な、額の面でも、制度的にも改善を求められているのではないかと、うううに思うのですが、そういうことに省みられることなく、提案をされてきていることについて遺憾に思うわけでございます。

それから阿倉川の踏切ですけども、都市計画街路として整備するとおっしゃいますけれども、現実にあそこで立体交差の事業化などという問題が、一体何年先に可能なのか、そんな実現性が展望できるのかどうか。そして重要だと言いながら、しかも踏切の西と東の間まで十二メートルでわざわざ用地を買収していきながら、七メートル半しかない。片や赤堀の方は、たとえば比較すれば九メートルの道路になるのですね、そしてあそこ阿倉川の場合には線路西側の複雑な道路事情で、交通のスムーズな流れを保障しなければ非常に危険な状態が続くわけです。そんな立体交差、何年先になるか実現の可能性もわからぬようなことを、幾らここで説明されてもいけません。ポイントを少し動かせば、もつと車がスムーズに早く流れるようになる、そういうことができる、一方で同じ時期に同じような問題に当面してお金をかけておる。こちらでもやっぱりかけるといふ姿勢、公正な行政の対応ということも強く求めたいと思うわけでございます。今後になお検討を求めたいと思います。

○議長（後藤寛次君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配付の付託議案一覧表のとおりであります。

日程第三 議案第二二〇号 昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第四号）ないし

日程第一二 議案第一一九号 暴力追放都市宣言について

○議長（後藤寛次君） 日程第三、議案第二二〇号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第四号）、ないし日程第十二、議案第二一九号暴力追放都市宣言についての十件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第二二十号から議案第二十八号までは、一般職の職員の給与改定及び社会教育指導員、婦人相談員、家庭奉仕員等の報酬改定に伴う補正予算案並びに関係条例の一部改正案であります。

人事院は、去る八月五日一般職の国家公務員の給与について、俸給表の改定、扶養手当及び通勤手当等を平均六・四七％引き上げ、本年四月にさかのぼって実施するよう勧告したのでありますが、政府は、この勧告の趣旨は尊重するものの、今日の財政状況等を勘案して、やむを得ずアップ率を引き下げて実施することを閣議決定したのであります。

本市におきましても、現下の厳しい財政状況並びに国、県及び他都市の動向を踏まえて検討いたしました結果、職員給与条例を改正し、給料月額、扶養手当及び通勤手当等を国と同様本年四月にさかのぼって平均二・〇三％を引き上げようとするものであります。

また、社会教育指導員、婦人相談員、各種家庭奉仕員等の報酬を一般職に準じて引き上げようとするものであり

ます。

なお、各会計の補正予算案は、これらの改定に要する経費の不足額を補正しようとするもので、財源には一般会計におきましては繰越金を、その他の会計におきましては事業収入等の特定財源並びに繰入金を充ちたいしております。

議案第二百二十九号は、明るく住みよい街づくりを目指す本市から、すべての暴力を追放することを宣言しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配付の付託議案一覧表（二）のとおりであります。

○議長（後藤寛次君） 次に、今定例会において受理しました請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の關係常任委員会に付託いたします。

なお、閉会中の継続審査になっておりました請願第十三号大池中学校運動場拡張並びに第二体育館建設については、取り下げの申し出がありましたので、ご了承願います。

陳情につきましては、一件提出がありました。お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご承知願います。

○議長（後藤寛次君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、十二月二十一日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時十一分散会

昭和五十八年十二月二十一日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○議事日程 第四号

昭和五十八年十二月二十一日(水) 午前十時開議

- 第一 議案第一〇五号ないし議案第一二九号……………委員、長報告、採決
- 第二 議案第一三〇号 固定資産評価審査委員会委員の選任について……………説明、質疑、討論、採決
- 第三 委員会報告第九号 請願の審査結果について……………採 否 決 定
- 第四 発議第九号 食品添加物の規制に関する意見書の提出について……………説明、質疑、討論、採決
- 第五 発議第一〇号 医療保険制度に関する意見書の提出について……………
- 第六 発議第一一号 人種差別撤廃条約の早期批准に関する意見書の提出について……………

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

相 青 小 伊
 松 山 井 藤
 峯 道 信
 尚 男 夫 一

森 森 毛 水 水 益 前 堀 堀 古 橋 野 野 永 中 豊 谷 田
利 野 野 田 川 内 市 本 呂 崎 田 村 田 口 中
安 真 道 幹 和 辰 弘 新 元 增 平 正 信 忠 廣 基
壽 兵
吉 朗 哉 郎 子 力 男 士 衛 一 藏 和 洋 巳 夫 正 陸 介

高 佐 坂 後 後 小 小 粉 訓 久 喜 川 川 金 大 大 小 伊
多
木 野 口 藤 藤 林 林 川 霸 保 野 村 口 森 谷 島 川 藤
光 正 長 寬 博 清 也 博 幸 洋 茂 武 四 雅
勲 信 次 六 次 次 隆 茂 男 正 等 善 二 正 生 雄 郎 敏

○出席事務局職員

主 主 議 議 事
 事 事 事 務
 係 課 局
 事 事 長 長 長
 玉 鈴 山 板 川
 田 木 口 崎 合
 耕 晴 克 大 一
 士 美 彦 丞 郎

代 表 監 査 委 員 吉 田 耕 吉

次 教 育 長 伊 藤 長 爾 男

次 水 道 事 業 管 理 者 長 奧 村 山 仁 人
 病 院 事 務 長 田 中 利 夫
 次 消 防 長 鈴 木 勲
 下 水 道 部 長 山 口 鉦 博

○出席議事説明者

建 設 部 長 奧 山 武 助
 都 市 計 画 部 次 長 東 山 寬
 環 境 部 長 樋 口 一
 産 業 部 長 宮 田 利 雄
 福 祉 部 長 岩 山 弘
 市 民 部 長 毛 利 道 彦
 財 政 部 長 阿 南 輝 裕
 總 務 部 長 藪 田 一
 市 長 公 室 長 片 岡 清 三
 収 入 役 長 平 井 倉 哲 三
 助 役 長 坂 倉 藤 男
 市 役 長 加 藤 寬 嗣
 山 口 孝
 山 路 剛
 山 口 一 彦 勝

○議長（後藤寛次君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第四号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 議案第一〇五号ないし議案第一二九号

○議長（後藤寛次君） 日程第一、議案第百五号専決処分について、ないし議案第百二十九号暴力追放都市宣言についての二十五議案についてを一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

渡辺一彦君。

〔総務委員長（渡辺一彦君）登壇〕

○総務委員長（渡辺一彦君） ただいま議題となっております各議案のうち総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第百六号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第三号）の関係部分についてであります。

歳入につきましては、別段異議はなかったのでありますが、石油貯蔵施設、電源施設の立地に対しては、それぞれ交付金制度が設けられ、その適用を受けているところでありますが、LNG貯蔵施設の立地につきましては、制度の適用がなく、交付金が受けられない状況にありますため、このLNG貯蔵施設についても制度の適用が早急に

受けられるよう、国に対し強く働きかけるよう要請をいたしました次第であります。

次に、歳出についてであります。

第二款総務費につきましては、助役退職慰労金に関連して、今後特別職退職金制度の整備を図っていききたいとの説明がありました。本件については一部反対意見があり、賛成多数により承認いたしました。

第四款衛生費につきましては、魚さい収集等委託料の追加補正に関連して、理事者から、今年度一年間に要する魚さい処理の費用としては、収集費用一千四百四十三万二千円、現場監督費用七十二万円、転送費用一千七百六十六万四千円、合計三千二百八十一万六千円となりますが、魚さい売払代金として二千二百九十九万円の収入が見込めるため、市費の持ち出しは九百八十二万六千円になる予定であるとの説明があり、これを了といたしました。

第九款消防費、第十一款災害復旧費及び債務負担行為、地方債については、別段異議はありませんでした。

議案第百十三号四日市市消防賞じゅつ金条例の一部改正につきましては、国の殉職者特別賞じゅつ金制度の創設に伴う所要の改正であり、別段異議はなかったのでありますが、消防職員、特に幹部職員の他部局との交流を積極的に進め、主体性を発揮して、本市消防行政を担う人材育成に取り組むべきとの強い意見がありました。

議案第百二十号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第四号）、議案第百二十七号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第百二十八号四日市市職員給与条例の一部改正についての三議案は、一般職員の給与及び各種相談員、家庭奉仕員等の報酬の改定と、これに要する経費の追加補正であります。特に職員給与の改定が人事院勧告六・四七％を大幅に下回る二・〇三％というきわめて低いアップ率にとどめ、各種相談員等の報酬もそれに準じた改定となっていることについて、論議がなされたのでありますが、当委員会といたしましては、本市の財政状況など諸般の事情からしてやむを得ないものと判断し、これを承認いたし

た次第であります。

なお、本件について、人事院勧告を遵守すべきであるとの反対意見がありました。

議案第二百二十九号暴力追放都市宣言については、本市からすべての暴力を追放することを宣言し、明るく住みよい街づくりを進めようとするものでありますが、単に宣言だけにとどめることなく、実質的、効果的な施策を講ずべきことを、強く要請いたしました。

議案第百五号専決処分について、議案第百十一号四日市市応急診療所条例の一部改正について、議案第百十四号あらたに生じた土地の確認について、議案第百十五号町の区域の変更について、議案第百十七号工事請負契約の変更について、議案第百十八号及び議案第百十九号工事請負契約の締結についての以上七議案については、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤寛次君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

坂口正次君。

〔教育民生委員長（坂口正次君）登壇〕

○教育民生委員長（坂口正次君） ただいま議題となっております各議案のうち教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第百六号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第三号）の関係部分についてであります。今回の補

正は、地方改善施設整備事業における踏切改良事業費、私立幼稚園就園助成費の追加、青少年野外活動センターの災害復旧費などが主な内容でありまして、別段異議はありませんでした。

議案第百二十二号昭和五十八年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきましては、職員の給与改定に伴う所要の補正であり、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしましたのであります。

はなはだ簡単ではありますが、これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤寛次君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

堀内弘士君。

〔産業公営企業委員長（堀内弘士君）登壇〕

○産業公営企業委員長（堀内弘士君） ただいま議題となっております各議案のうち産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第百六号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第三号）の関係部分についてであります。

歳出第六款農林水産業費につきましては、西坂部町地内での水路工事中に発生した家屋の損傷事故に伴う調査に関連して、特に助役の出席を求め、本市の公共工事の原因の損害補償に対する取り組みについてたどしたのであります。助役からは、本市として公共工事の種類等を考慮した上で、事故発生後の損害状況の調査のほか、工事施工前における現場周辺の建築物等の調査を実施し、損害の判定並びに補償額の算定等を行い対応しているとの説明がありました。当委員会は、工事の所管部局により損害客体の把握等、補償に対する取り組み方に格差が見られるた

め、市として一貫性のある補償制度の確立を図るよう強く要請いたしました。

なお、公共工事の施工に際し、保険制度の導入について検討を求める意見がありました。

また、農業振興費における補助金に関連して、各集落間において転作への取り組みにばらつきが見られることから、今後地区農業関係諸団体へのよりきめ細かな営農指導の実施とあわせて転作面積の拡大を図り、各集落間における補助金格差の是正に努めるよう要請いたしました。

歳出第七款商工費につきましては、別段異議はありませんでした。

歳出第十一款災害復旧費のうち農林水産施設災害復旧費につきましては、災害発生時を主とする被災施設の把握にとどまらず、渇水期にならないとわからない被災施設についても、市単独事業の導入を含め、早期復旧に努めるよう要請いたしました。

議案第九号昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算につきましては、近年自治体病院を取り巻く経営環境が厳しさを増しており、薬品等材料費の節減、人材の効率的配置による人件費の抑制等、今後とも経営の効率化に努めるよう要請いたしました。

議案第十号昭和五十八年度四日市市水道事業会計第二回補正予算につきましては、本年八月の集中豪雨による水沢簡易水道施設の災害復旧に係る補正であります。市内で水沢地区のみが簡易水道に依存している状況から、飲料水の安定供給を図る上からも、今後地元住民との十分な話し合いを行い、上水道への早期統合を図るべきとの意見がありました。

議案第二百二十六号昭和五十八年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算につきましては、今日の農業が厳しい経営環境下に置かれている中で、本共済事業の広域統合化の動きもありますが、共済制度が農家の経営安定に果たす役割の重要性にかんがみ、今後も市農政上の重要な構成要件としての位置づけのもとに、職員の若返りによる人件費の抑制等合理化を進め、当事業会計の健全性の確保に一段の経営努力を要請いたしました。

議案第二百十二号四日市市農業共済条例の一部改正について、議案第二百一十一号昭和五十八年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）並びに議案第二百二十三号昭和五十八年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第二号）の三議案につきましては、いずれも別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤寛次君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

森 真寿朗君。

〔建設委員長（森 真寿朗君）登壇〕

○建設委員長（森 真寿朗君） ただいま議題となっております各議案のうち建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第六百六号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第三号）についてであります。

歳出第八款土木費のうち道路橋梁費につきましては、理事者から、市民要望の根強い市内一円の道路舗装整備等について積極的な姿勢で臨み、本市の道路行政のあり方についても十分考慮しながら、その推進策を早急に検討したいとの説明があり、当委員会といたしましても、道路行政に積極的に取り組み、十分に関係予算の確保を行い、住民要望に的確に対応できるよう要請いたしました次第であります。

都市計画費につきましては、県営北勢中央公園の負担金の支出に関連して、理事者から、同公園の施設整備計画については、現在県において当初計画の見直しを行っており、詳細は今後待つこととなるが、総事業費の約二〇％が本市の負担となること、また整備計画の立案には本市も積極的に参画し、市民の要望等を十分に聞き、同計画の中に反映させていきたいとの説明があり、これを了といたしました次第であります。

都市下水道費につきましては、市内全域から浸水被害が最期に解消されるよう、積極的な予算の確保とその取り組みを強く要請いたしました。

住宅費につきましては、不正入居者等に対する訴訟関係費の支出に関連して、理事者からは、悪質滞納者等による滞納額は約三千万円であるが、今回の訴訟を契機とし、分納誓約の締結もふえ、またその波及効果も見られることから、今後、より一層滞納整理に努めたいとの説明があり、これを了といたしました。

歳出第十一款災害復旧費につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第七号昭和五十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)につきましては、現在進めている流域下水道計画では、上流部の供用開始までには多くの時間と経費を要し、また種々問題点もあるので、より効果的で、しかも住民要望に対応できる下水道整備のあり方について意見があり、当委員会といたしましては、厳しい財政状況下にあつて、より効果的な整備促進が望まれていることから、下水道整備の基本的なあり方について十分検討するよう指摘し、今後の課題といたした次第であります。また、水洗化促進のため、水洗便所改造助成制度を含めた普及対策について検討したいとの説明がありました。

議案第八号及び議案第二百二十五号昭和五十八年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)及び(第三号)、議案第二百十六号土地の取得について、議案第二百二十四号昭和五十八年度四日市市公共下水道特別会計補

正予算(第三号)の四議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長(後藤寛次君) 各委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤寛次君) 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

水野和子君

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 今議会に提案された議案のうち、幾つかの議案に問題があり、反対するものがございます。

議案第六号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第三号)については、歳出第二款総務費において制度的に問題があり、反対するものがございます。

議案第二百二十八号四日市市職員給与条例一部改正についてと、これに関連した補正予算並びに特別会計の各議案に反対するものです。

反対の理由は、人事院勧告を完全実施していないことでございます。言うまでもなく公務員給与にかかわる人事

院及び人事委員会の勧告制度は、公務員から憲法で保障されている労働基本権を剝脱する代償措置として設けられたものであり、この人勸を完全に実施しないことは、まさに憲法にも違反するものでございます。ことし人事院が六・四七％引き上げを勧告したにもかかわらず、政府・自民党が二％に不当に値切ったのは、二重の憲法違反行為と言わざるを得ません。しかも昨年の凍結に続く二年連続の抑制措置は、労働者と年金、恩給受給者の賃金をくぎづけにし、不況を一段と深めることとなります。先日もある公務員の奥さんが、「去年は人事院勧告で当てにしていたお金が入らず困って、ことしこそはと期待していたのに、二・〇三％のアップではどうにもならない。がっかりしたわ」と、こんな話を聞きました。今回の議案は、この政府の指導のもとに公務員労働者の賃金を二・〇三％アップにしようとするものでございますが、物価上昇率にも満たないアップ率であり、またホームヘルパーなどの賃金も低額に抑え込んでいます。私どもは今回の給与条例の一部改正について、二・〇三％でなく、せめて人事院勧告どおりに上げるべきであるという立場から、反対するものでございます。

○議長（後藤寛次君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第百五号専決処分についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

次に、議案第百六号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第三号）並びに議案第百二十号昭和五十八年度

四日市市一般会計補正予算（第四号）ないし議案第百二十八号四日市市職員給与条例の一部改正についての十議案を一括して起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤寛次君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り十四議案を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第二 議案第一三〇号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（後藤寛次君） 日程第二、議案第百三十号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました議案第三百十号は、本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、木村昌平氏の任期があすをもって満了いたしますので、引き続き同氏を選任したいと存じ提案するものであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

日程第三 委員会報告第九号 請願の審査結果について

○議長（後藤寛次君） 日程第三、委員会報告第九号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告について、ご質疑がありましたらご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 請願第十四号末永・本郷地区に対する区画整理事業については、市当局の計画とその進め方に多くの問題があったため、住民から強い批判の声が上がったことは当然であり、住民から市議会に請願された趣旨も全く妥当であります。こうした中で、すでに当局は当初計画の見直しに着手し、幾つかの内容の改善の方向を示しているところであります。議会としてもいまこそ住民の請願を採択し、そのことをもって、市当局に対して末永・本郷土地区画整理問題について、真に住民の理解と納得の得られる解決を図ることを促すべきであります。請願の内容は、すなわち一つには、末永・本郷地区に対する区画整理事業について、市は住民との間で、住民の納得のいく十分な説明、協議を尽くすこと。二つには、市は第一項の十分な説明、協議を尽くすまで区画整理事業をこれ以上進めないこと。こういった内容からすれば、今日の時点で請願の採択を拒む理由は全く見られません。今議会で再び継続審査の扱いとすることなく、採択することを求めるものであります。

○議長（後藤寛次君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、委員会の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤寛次君） 起立多数であります。よって、本件は委員会の報告のとおり決しました。

日程第四

発議第九号 食品添加物の規制に関する意見書の提出について、ないし

日程第六

発議第一一号 人種差別撤廃条約の早期批准に関する意見書の提出について

○議長（後藤寛次君） 日程第四、發議第九号食品添加物の規制に関する意見書の提出について、ないし日程第六、發議第十一号人種差別撤廃条約の早期批准に関する意見書の提出についての三件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

渡辺一彦君。

〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 たいいま議題となっており、發議第九号食品添加物の規制に関する意見書の提出について、發議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

今日、国民の生活水準が向上し、食生活が豊かになっていることは、まことに喜ばしいことではありますが、反面、各種の食品添加物を含んだ加工食品、輸入食品が大量に出回っており、国民は健康への影響を懸念し、できるだけ食品添加物の摂取量を減らすよう努めているのが実態であります。ところが、先般厚生省が食品添加物の規制を大幅に緩和する方針を打ち出したことは、安全な食品を求める国民に大きな不安を抱かせるものと言わざるを得ません。よって、政府並びに関係機関に対し、食品添加物の規制強化と食品衛生行政の充実を強く要請するものであります。

なお、市の理事者におかれても、食品添加物の問題により一層積極的に取り組まれるよう要望しておきます。

以上をもちまして、提出理由の説明といたします。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 たいいま議題となっており、發議第十号医療保険制度に関する意見書の提出について、及び發議第十一号人種差別撤廃条約の早期批准に関する意見書の提出について、發議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

發議第十号は、政府が来年度予算編成に向けて、医療保険の加入者本人の給付率を十割から八割への引き下げを初め、医療保険制度の抜本改定を検討しておりますが、この改定は、患者、地方自治体にとり多大の経費、財政負担につながりますので、政府に対し現行制度を維持するとともに、医療費の抑制に努めるよう強く求めようとするものであります。

發議第十一号は、本年が国連の世界人権宣言以来三十五周年に当たり、わが国においても人権擁護への積極的な取り組みが行われているところではありますが、依然として種々の差別事象が存在している現状にありますので、政府に対し、差別的撤廃と人権擁護の前進のために、人種差別撤廃条約の早期批准を強く求めようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君）　「異議なし」と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤寛次君）　以上で今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十八年十二月四日
日市市議定会定例会を閉会いたします。
連日ご苦労さまでございました。

午前十時四十分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長　後藤寛次

署名議員　小林博次

署名議員　中村信夫

昭和五十八年十二月定例会会期日程

十二月 八日(木) 午前十時開会

議案上程：説明

九日(金)

十日(土)

十一日(日)

休会

十二日(月)

午前十時開議

一般質問

十三日(火)

午前十時開議

一般質問

議案質疑：委員会付託

追加議案上程：説明：質疑：委員会付託

各常任委員会

十四日(水)

十五日(木)

十六日(金)

十七日(土)

十八日(日)

十九日(月)

休会

二十日(火)

二十一日(水)

午前十時開議

委員長報告：質疑、討論、採決
追加議案上程：説明：質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(五十八年十二月一日)

◎ 十二月定例市議会について

一、会期日程 別紙のとおり

二、発言通告等の期限

- (一) 一般質問 十二月 八日(木) 午後二時
- (二) 議案質疑 十二月十二日(月) 午後四時
- (三) 請願 十二月十二日(月) 午後四時
- (四) 討論・その他 十二月十七日(土) 正午

三、発言順序

- (一) 一般質問
 - ① 新風クラブ
 - ② 新政クラブ
 - ③ 清風会
 - ④ 自由クラブ
 - ⑤ 日本共産党
 - ⑥ 市民クラブ
 - ⑦ 公明党

(二) 議案質疑

通告時にくじにより決定

四、発言時間

- (一) 一般質問
 - 市民クラブ 三時間
 - 新政クラブ 二時間四〇分
 - 自由クラブ 二時間二〇分
 - 清風会 一時間四〇分

新風クラブ 二時間
日本共産党 一時間

公明党 一時間二〇分

- (一) 関連質問 五分以内(答弁を含まず)
- (二) 議案質疑 十五分以内(答弁を含む)
- (四) 討 論 十五分以内

※ 一般質問の要領

- ① 一般質問は、一定例会議員一人当たり答弁を含め二十分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員一人当たりの発言時間は、答弁を含め一時間以内とする。
 - ② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。
 - ③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。
 - ④ 正、副議長の所属する会派の時間配分については、所属議員数を一名減として算定する。
- ※ 関連質問の要領
- ① 一般質問に限る。
 - ② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員一人に限る。
 - ③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。

(12月12日)

一般質問通告一覧表

発言順序	要 旨	氏 名	ページ
1	一、昭和五十九年度予算編成時期にあたって 二、ときわ地区周辺の道路整備促進について 三、公用車の交通事故について	新風クラブ 伊藤 雅 敏 (発言時間六十分)	20
2	一、加藤市政により弾みを	新風クラブ 金 森 正 (発言時間三十分)	39
3	一、あさけプラザについて (一) 工事の現状と今後の見通しについて (二) 管理運営について (三) 今後の関係方面への取組みについて 二、環境破壊につながる課題について (一) 産業廃棄物処理場(私営)について (二) 乱開発と思われる土取りについて (三) 緑と太陽のある四日市市とは何か	新政クラブ 古 市 元 一 (発言時間六十分)	47
4	一、三重用水事業のその後について 二、水田利用再編の三期対策について	新政クラブ 山 本 勝	68

(12月13日)

8	7	6	5	
<p>一、北部清掃工場の前処理の強化と、ゴミの分別収集について</p> <p>二、交通安全対策について</p>	<p>一、来年度予算、施策に関して</p> <p>二、末永本郷土地区画整理事業について</p> <p>三、市開発公社をめぐる問題について</p>	<p>一、昭和三十九年度予算編成を前にして</p> <p>(一) 各種助成金の見直しについて</p> <p>イ、連合自治会への助成金</p> <p>ロ、同和教育推進協議会への助成金</p> <p>ハ、その他の助成金</p> <p>(二) 土木、下水予算について</p> <p>イ、市民要望の早期解決</p> <p>ロ、常時浸水地域の早期解決</p>	<p>一、人事政策について</p> <p>二、防災対策について</p> <p>三、教育について</p> <p>四、地域づくりについて</p>	<p>三、北勢沿岸流域下水道事業について</p>
<p>市民クラブ 小林 博次 (発言時間六十分)</p>	<p>日本共産党 小井道夫 (発言時間六十分)</p>	<p>自由クラブ 山口 孝 (発言時間六十分)</p>	<p>清風会 川口洋二 (発言時間六十分)</p>	<p>(発言時間六十分)</p>
135	117	104	85	

10	9	
<p>(一) 身障者に対する諸施策について</p> <p>(二) 保育行政について</p>	<p>一、福祉会館の建設について</p> <p>二、同和団体補助金について</p> <p>三、業者指名について</p> <p>四、各地区へゲートボール場の補助金について</p> <p>五、幼稚園の二年保育について</p>	<p>市民クラブ 坂口正次 (発言時間六十分)</p>
<p>公明党 毛利道哉 (発言時間六十分)</p>		146
157		

議案質疑通告一覧表

1	発言順序	件名	氏名	ページ
		<p>一、議案第一〇六号 昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第三号)</p> <p>(一) 歳出第二款 総務費について</p> <p>(二) 歳出第四款 民生費の社会福祉施設費について</p>	<p>日本共産党 小井道夫</p>	163

○総務委員会

議案第一〇五号

専決処分について

議案第一〇六号

昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

第一条 歳入全般

歳出第 二款

総務費

第 四款

衛生費

第 九款

消防費

第一款第四項 その他施設災害復旧費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第一一一号

四日市市応急診療所条例の一部改正について

議案第一一三号

四日市市消防賞しゆつ金条例の一部改正について

議案第一一四号

あらたに生じた土地の確認について

議案第一一五号

町の区域の変更について

議案第一一七号

工事請負契約の変更について

議案第一一八号

工事請負契約の締結について

議案第一一九号

工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第一〇六号

昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

第一条 歳出第 三款

民生費

第一〇款

教育費

第一款第三項 文教施設災害復旧費

○産業公営企業委員会

議案第一〇六号

昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

第一条 歳出第 六款

農林水産業費

第七款

商工費

第一款第二項 農林水産施設災害復旧費

議案第一〇九号

昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算

議案第一一〇号

昭和五十八年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

議案第一一二号

四日市市農業共済条例の一部改正について

○建設委員会

議案第一〇六号

昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

- 第一条 歳出第 八款 土 木 費
第一款第一項 土木施設災害復旧費
- 議案第一〇七号 昭和五十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)
議案第一〇八号 昭和五十八年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)
議案第一一六号 土地の取得について

付託議案一覧表 (二)

○総務委員会

- 議案第一二〇号 昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第四号)
議案第一二七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第一二八号 四日市市職員給与条例の一部改正について
議案第一二九号 暴力追放都市宣言について

○教育民生委員会

- 議案第一二二号 昭和五十八年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

○産業公営企業委員会

- 議案第一二一号 昭和五十八年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)
議案第一二三号 昭和五十八年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第二号)
議案第一二六号 昭和五十八年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算

○建設委員会

- 議案第一二四号 昭和五十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第三号)
議案第一二五号 昭和五十八年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第三号)

請願の審査結果について

番号	受理年月日	件名	請願者の住所・氏名	紹介議員	付託委員会	審査結果
18	五八、二二、八	肢体不自由児童養護学校設置について	四日市市西日野町四〇七〇 — — あけぼの学園内 四日市市肢体不自由児 (者)父母の会 会長 山川清司	川口洋二	教育民生	継続審査
19	五八、二二、八	大池中学校運動場の拡張について	四日市市山之一色町 二三二二 大池中学校区自治会代表 服部正 ほか二名	高木 勲 山本 勝	教育民生	採 択
20	五八、二二、八	市営住宅(曙一丁目地内)改善について	四日市市曙一丁目三一八 曙一丁目自治会長 西尾保 ほか二六三名	山路 剛	建設	採 択

21	五八、二二、八	健康保険制度について	四日市市昌栄町二一一〇 三四地区労働組合協議会 議長 藤田利男	前川辰男	教育民生	採 択
22	五八、二二、八	人種差別撤廃条約の早期批准について	四日市市小牧町八九七 部落解放同盟三重県連合会 小牧支部 支部長 杉浦久高 ほか一名	森 真寿朗	教育民生	採 択
23	五八、二二、一〇	市民の食生活の安全を確保するため食品添加物の総量を規制し消費者本位の食品衛生行政について	四日市市笹川八丁目四五 丹生久吉 ほか七、〇五八名	永田正巳	総務	採 択

(前会から継続のもの)

番号	受理年月日	件名	請願者の住所・氏名	紹介議員	付託委員会	審査結果
17	五八、九、一二	新正南児童公園前 (中央緑地公園経 路)にパチンコ店 建設反対について	四日市市曙二丁目二五 山本弘志 ほか三六一名	佐野光信 久保博正	教育民生	審査未了
14	五八、九、一〇	末永・本郷地区に 対する区画整理事 業について	四日市市末永町七一 九 稲本里登 ほか一、一〇一名	田中基介 小林博次	建設	継続審査
13	五八、九、八	大池中学校運動場 並びに第二体育館 建設について	四日市市山之一色町 二二二 三重地区連合自治会長 服部正 ほか二名	高木勲 山本勝	教育民生	取り下げ